

95-111

正8K62

龍尺齋

片島深淵子 編纂
宮崎三昧 校訂

赤城義臣傳 全

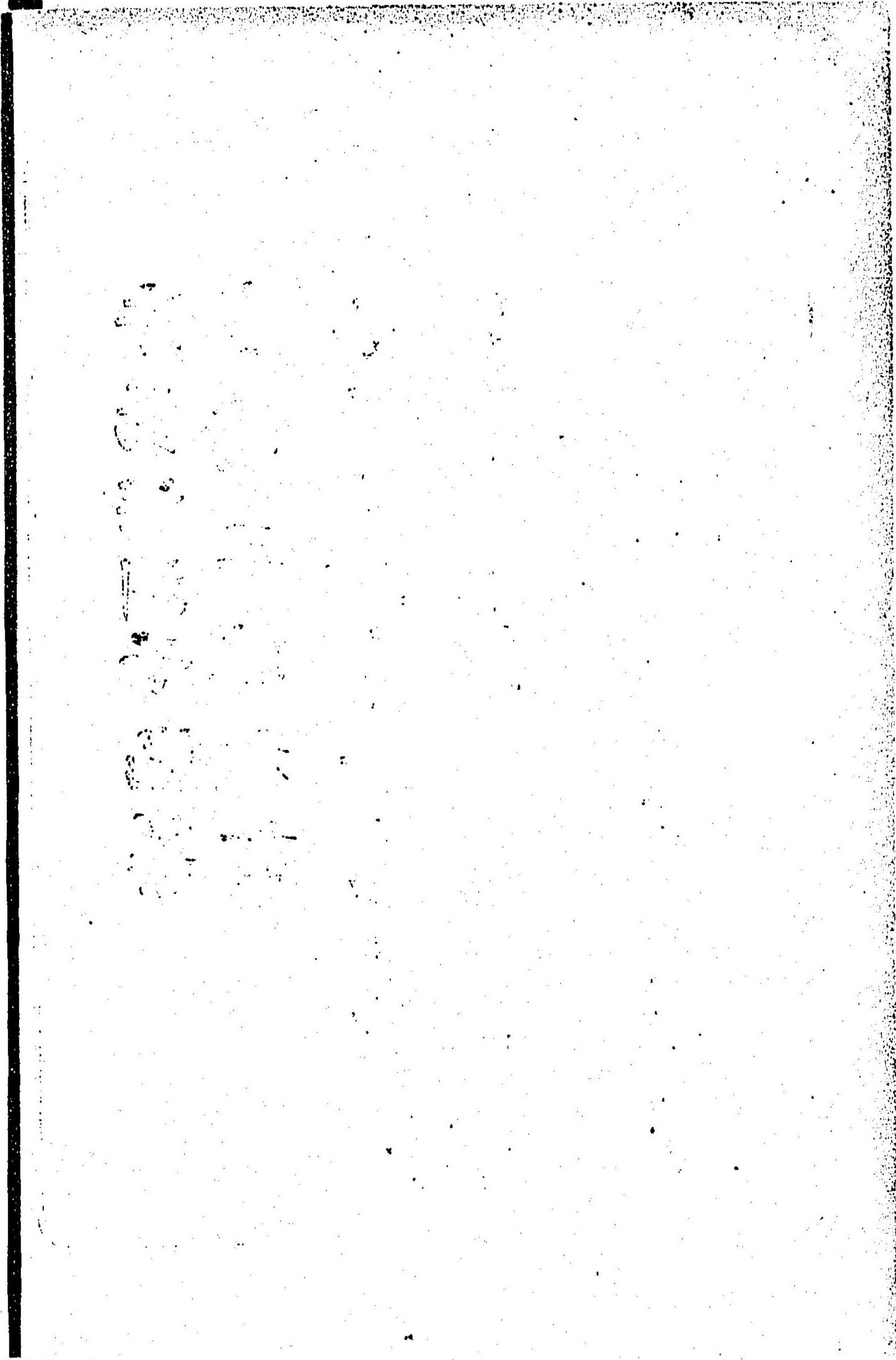
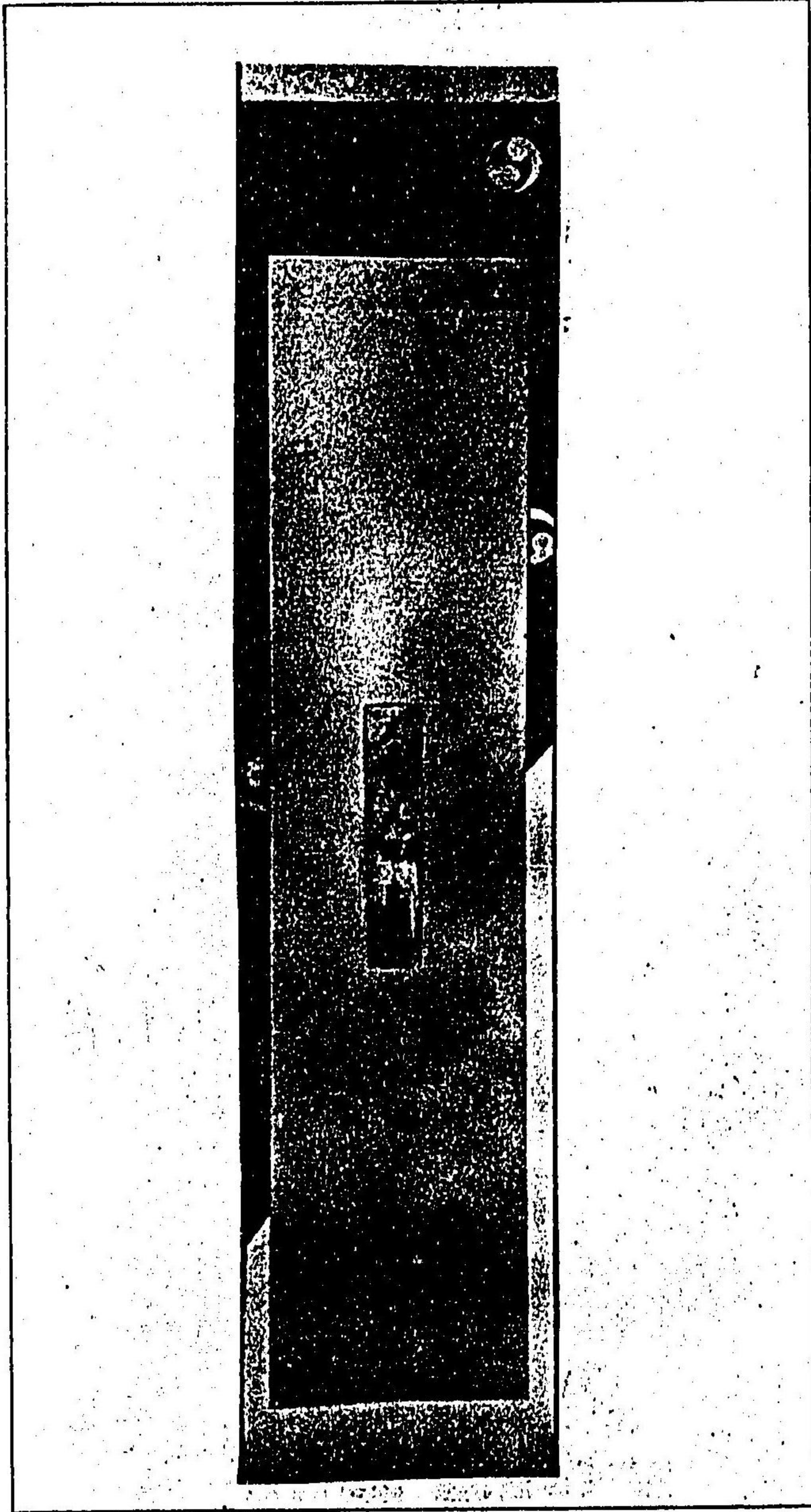
東京 日吉丸書房

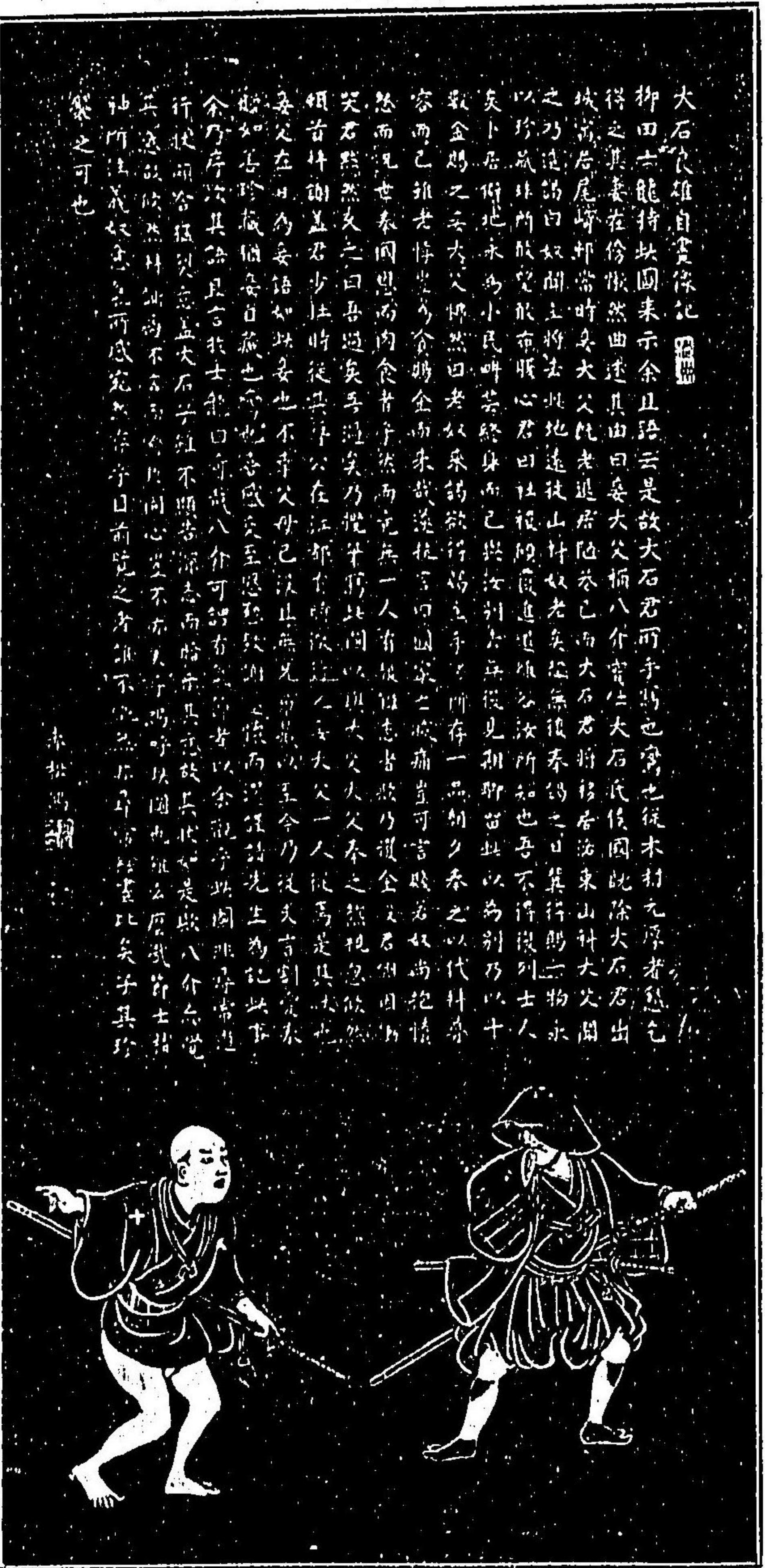
明治
42 10 0
丙午

大石良雄補印

下谷五條天神社々司瀬川氏藏

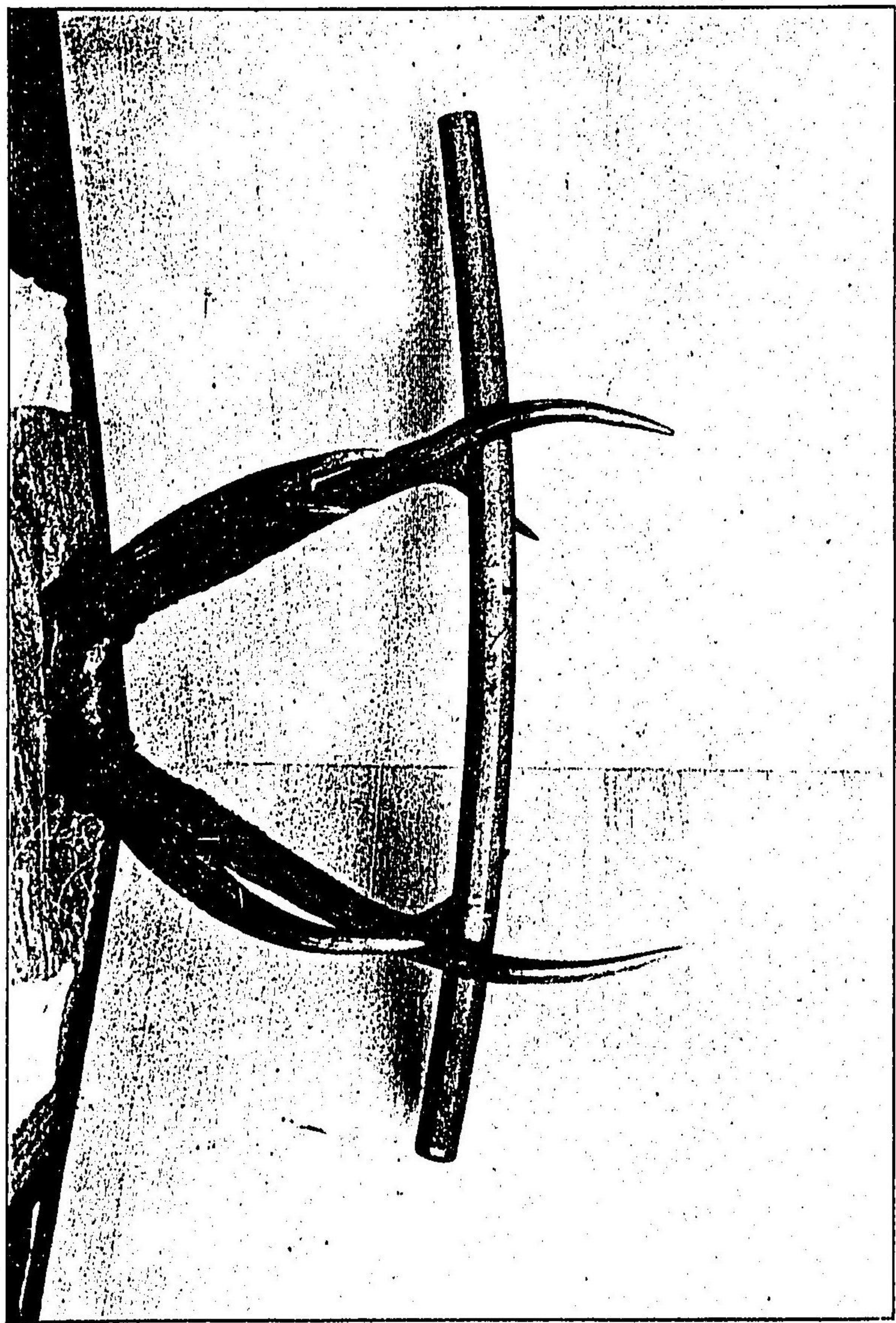
金皮に墨を以て大石内藏助良雄(自筆と云)と記しあり



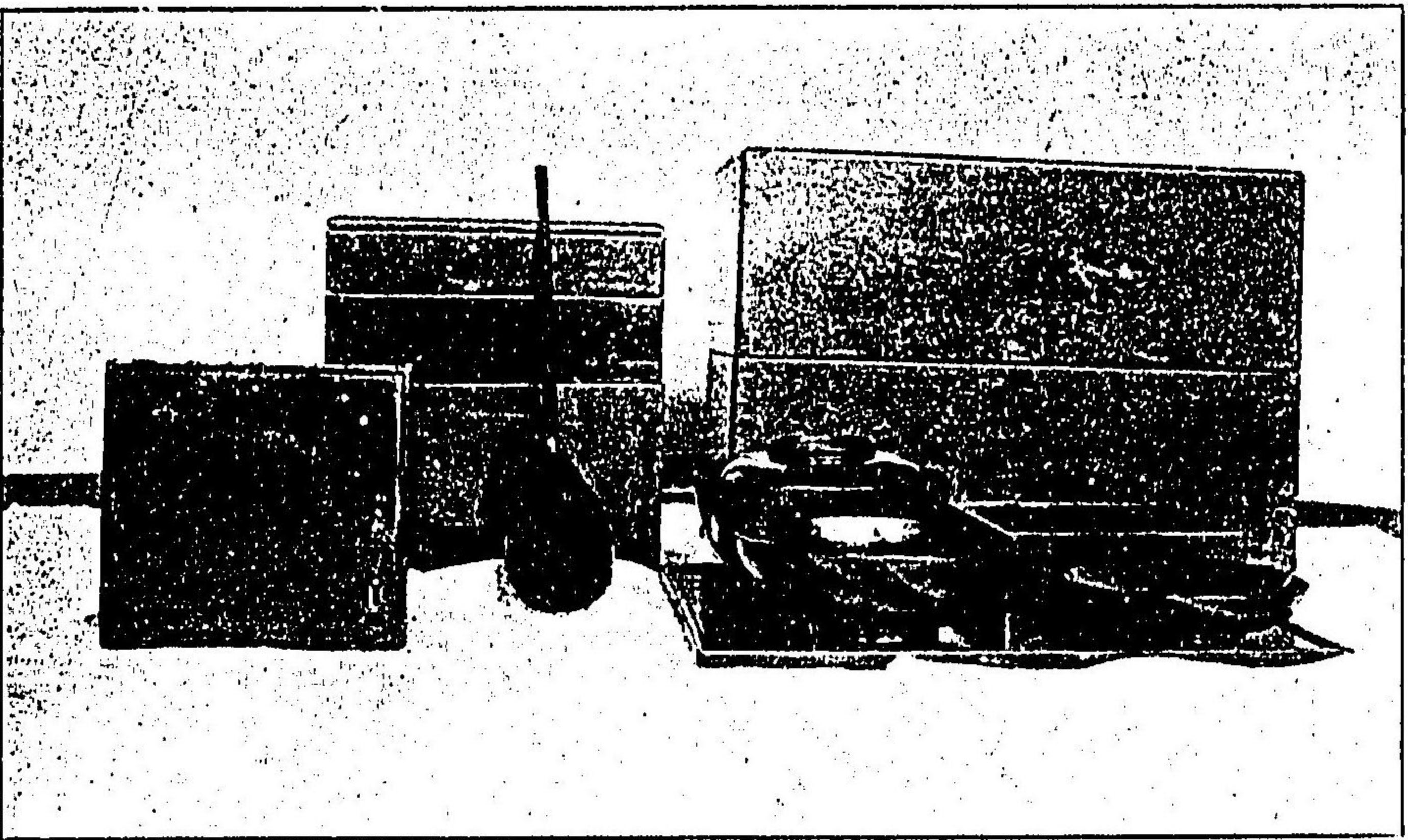


大石良雄自畫像記
 柳田士龍持此圖來示余且語云是故大石君所手寫也嘗也後木村元厚者懇乞
 得之其妻在傍慨然曲達其由曰妾大父桶八介實仁大石氏僕因此除大石君出
 城當居尾崎時常時妾大父既老退居隨亦已而大石君將移居赤松山神大父聞
 之乃遣訪曰奴聞之將去此地遠彼山神奴老矣從無復奉謁之日冀行賜一物永
 以珍感拜所敢覽能布腹心君曰社稷神道進道進德必汝所知也吾不得復列士人
 矣卜居僻地永為小民呼若終身而已與汝別片無復見期聊留此以爲別乃以十
 數金賜之云大父愕然曰若奴采謁欲行賜也乎所存一而何夕奉之以代拜亦
 容而已祖老博愛多金賜金而未敢遂拒言曰國家之威痛豈可言哉若奴尚抱憤
 然而見世春回恩而肉食者乎然而竟無一人有報德志者微乃覆金云君因語
 笑君然則大父之曰吾過矣乎過矣乃脫半臂其間以顯大父大父奉之然視之微然
 頓首拜謝蓋君少壯時從其子公在江都時微往之云大父一人彼焉是其大也
 妾父在日乃妾語如此妾也不幸父母已法止無父而妾以至今乃從夫言則實亦
 婦知若珍感猶自顧也今也吾感矣至恩私則之微而深望請先王為記此事
 今乃序以誌其語且言我士龍口亦載八介可謂有德者矣以余觀守此圖則吾意
 行狀而合茲裂意上大石士龍不願若深志而始亦其意故其世也蓋微八介之愛
 其意故欣然拜謝尚不亦不亦其同心也蓋不亦人子焉乎以圖也祖公厚哉節士指
 此所法義也蓋吾所感矣蓋吾守口前覽之者誰不感焉不亦不亦其意故其世也蓋微八介之愛
 家之可也

良雄自畫像の碑 良雄東行に臨み自ら描きて其番僕八介に與へしもの、赤松瀨國郷の記文あり

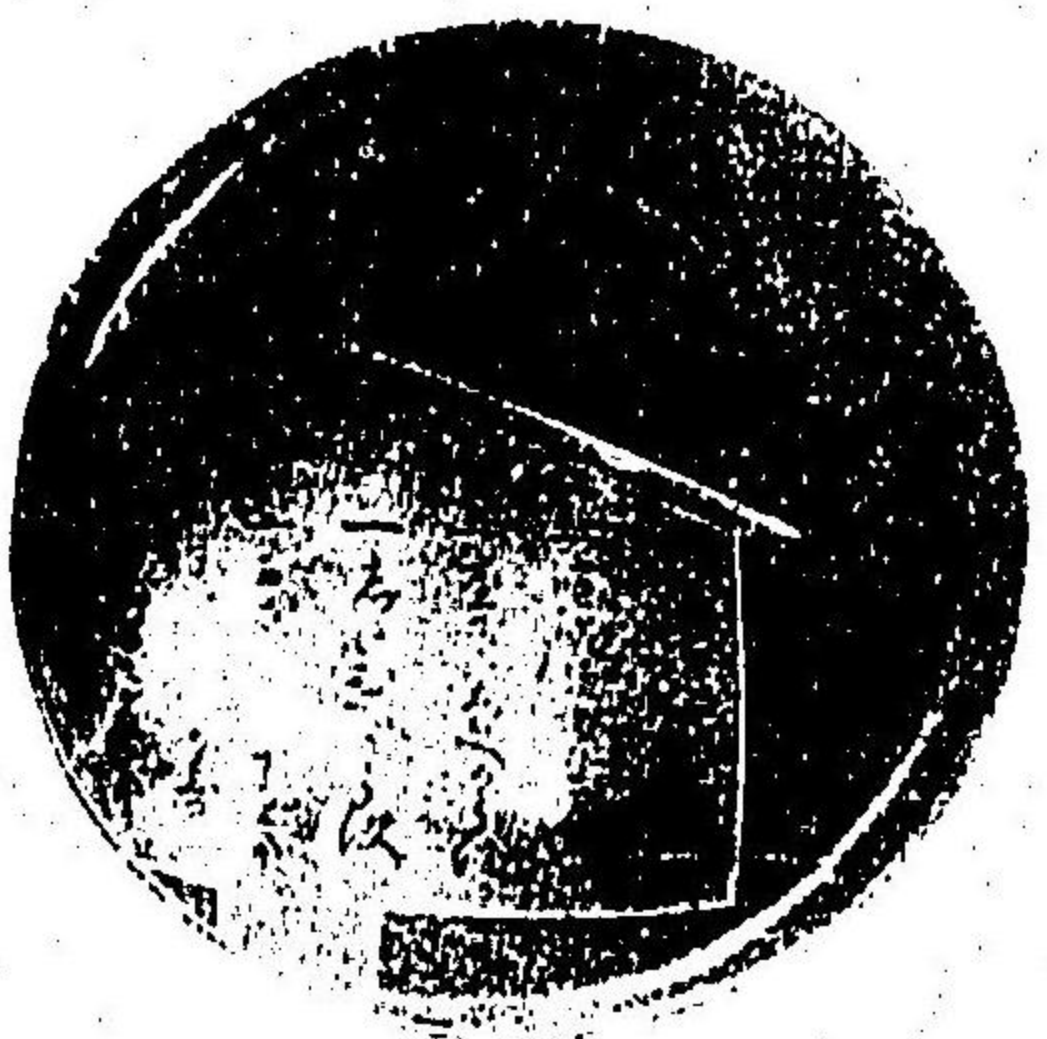


織家壽男易安 刀の錯介石大氏平一易安



大石良雄所持辨當箱 安場男爵家藏

- 一 酒注(朱塗)
- 二 飯並に菜入及肉子(朱塗)
- 三 (上) 總箱(黒塗)
- 三 (下) 膳碗及香物入(朱塗)



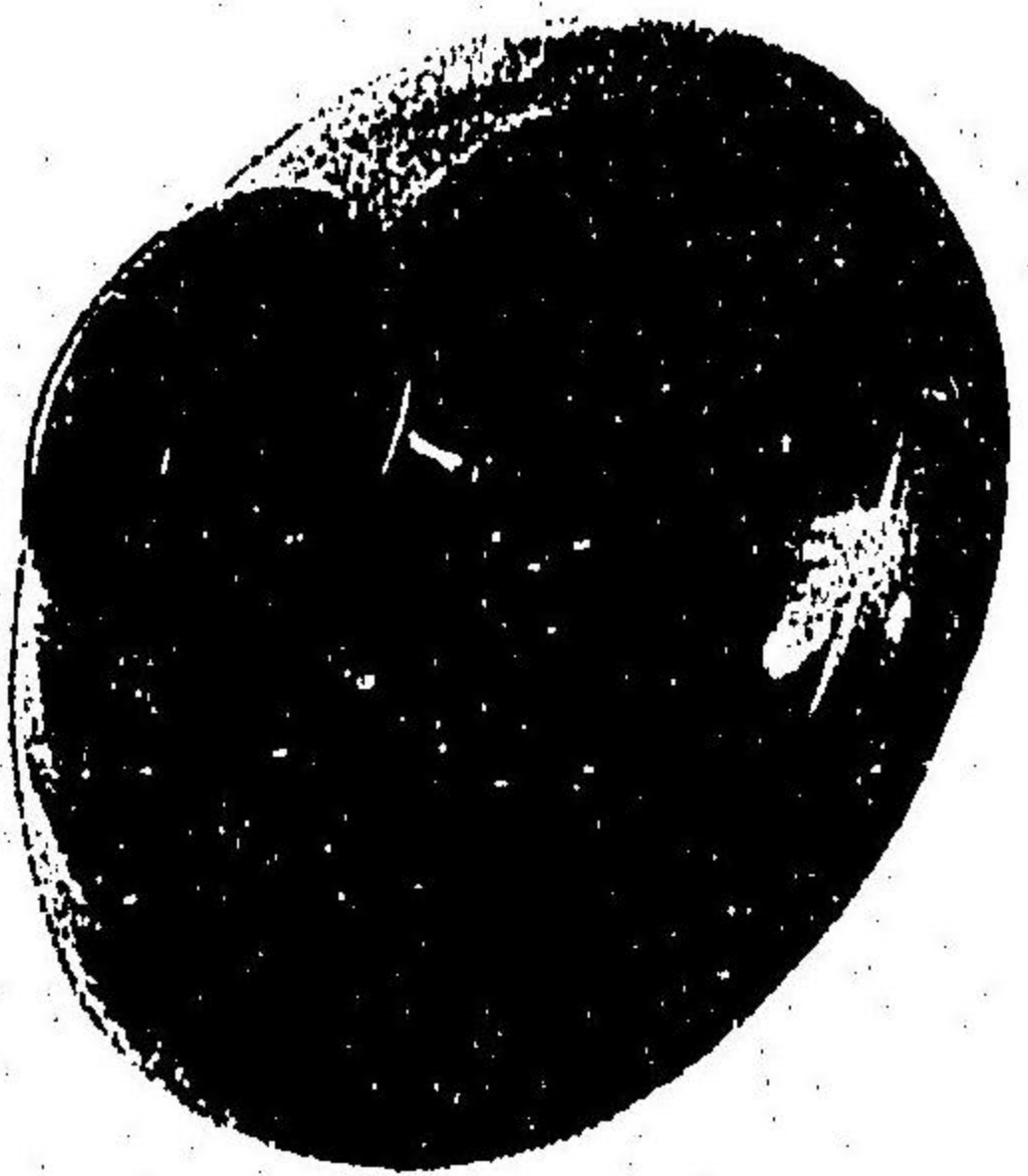
この蓋は小野湖山、中村道大氏等を歴て先代男爵に傳はりしもので、二重箱(外箱)義士遊春之杯(内箱)大石氏手製杯とあり、共に湖山の書なり

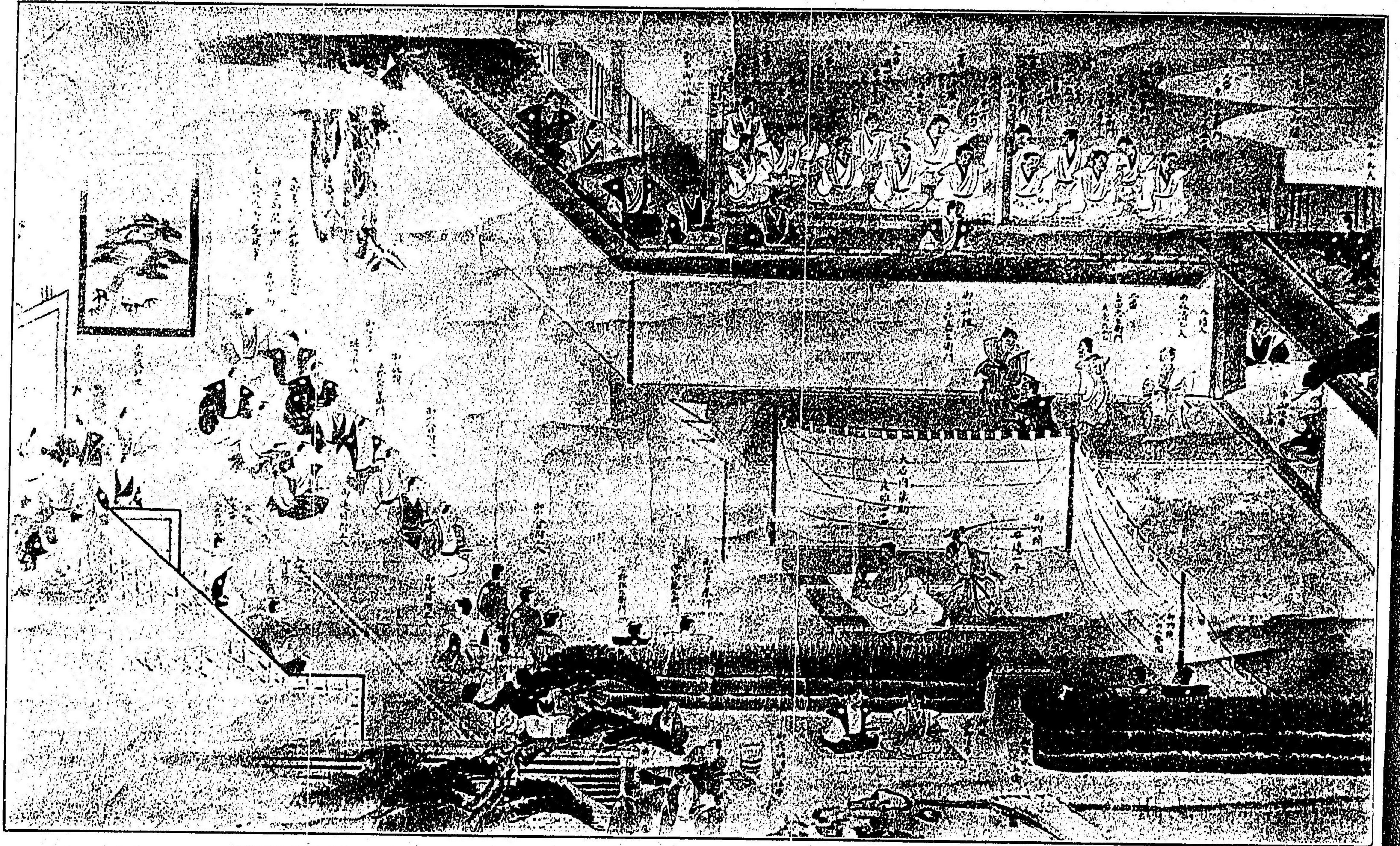
良雄手製の盃(朱塗金蒔繪)

同 藏

(表) 定

喧嘩口論無用
蓋下に置へからず
したむへからず
おさへる事無用
尤相手に可寄
すける事無用
但し
(裏) 女はくるしからず





大石良雄以下七十人細川家、當時現居に合せ細川家某氏を模寫し、た
 りて受けて孫に傳へし世のたれらせ介を良氏平一先祖の家男、なるた

安場男爵家藏 義士切腹の圖

校刊赤城義臣傳附言

赤穂義士の一人、神崎則休、其臥薪嘗炭の暇に、一書を著して、赤穂國難の顛末同志間、關流離の状況を叙して、故郷の親戚朋友に傳へ、以て亡後の形見ともせんとて、之を同志前原宗房に議る。宗房之を賛して、先づ一書を著し、復讐の大義を述べ、則休之を熟覽して、詳かに増補註釋を加へ、不義の臣等の好悪を論評して、餘蘊を遺さず、木村貞行亦從つて之に跋し、義人の肺肝を吐露して、火を觀るよりも、炳焉たり、之を絶纓自解、又赤城盟傳といふ、筆を國難に起して、元祿十五壬午歲十一月に、閣む、實に復讐の一箇月前なり、斯て復讐舉畢り、諸子既に囚に就きし後、野村某といふ者あり、義士の舉に感激するの餘り、沉く衆に讀ましめんの志を以て、原書の漢文なりしを、翻して國文となじ、間亦義士贈答の書簡を蒐輯して

二
彼記に参照し、以て其首尾顛末を一貫し、之を通俗演義赤城盟傳と名づく、爰に又難波の隠士片島武矩深淵子といふ者あり、亦義士に私淑すること深く、其書を根據として尙汎く諸家の秘卷を搜り、口碑を索ね、或は赤穂に赴き、或は東都に到り、又京洛に過りて、山科紫野、四條道場等の遺蹟を究め、群疑を正し、齟齬を訂して大成したるを此赤城義臣傳となす、時正に享保三年義士の死を距ること僅に十六年なり、當時深草瑞光院住職海首坐を始め、義士に縁故ありし人々皆現存せり、故に篇中に、編者今瑞光院主海首坐に會して其實否を明にし、此に祿す等の語あり、又本篇に義士東西往復の書簡を悉く蒐輯して、以て事實を證明し、斷案したるは、他書に其類を見ざる所にして、共に以て此書の精確を證するに足れり、原本は義士自ら其心事閱歷を詳叙したるもの之を紀實ならずと謂は、何をか紀實なりと謂はん、野村片島二子は俱に義士の快舉を目

撃して其義烈に感憤し、義士に親炙し、義士に縁故ありし人々に就て、其遺筆を乞ひ、其口話を記したるもの之を詳覈ならずと謂はん、何をか詳覈なりと謂はん、實に此書は義士傳中の尤も精確にして、又尤も詳細なるものなり、爾來義士の事蹟國民の頭腦裡に印すること深く、其傳播日に月に廣博なると共に、奇を愛し、街を好むの人情種々の傳説を生せしと雖も、多くは稗史小説に混じ、虚を以て實と爲せるに過ぎず、笨俗の材凡庸の想は、偶ま以て義士を浼すに足るのみ、日本武士道の權化たる四十七士の眞面目は、特に此書に依て活躍するを見る、此書出版の當時、幕府に於て發行禁止を命令したる事實に徴しても、此書の眞價は明なり、片島深淵は、小幡景憲(有名なる甲州流の軍學者)の弟子、香西成資の門人にして、其才文武に兼通し、且砲術の奥儀に達したる人のよし、本篇の序跋に見えたり、想ふに兵學師範等を業としたる人なるべけれど、本篇の

文章が太平記風にして、而も暢達瑰琦、太平記に比して殆ど遜色なきを
見れば、誠に文武に兼通すといへるに背かざる英才なるべし
原本巻首に義士像贊を載すと雖も、既に義士隨筆等に轉載して珍らし
からざるを以て之を削り代ふるに安場男爵家、并に下谷五條天神社々
司瀬川氏所藏の書畫珍器を以てす、男爵家は其祖先一平氏が、大石良雄
を介錯せられたる縁故に依り、當時の遺品を傳へらるゝこと多きに加
へて、當先男爵の好尚により名器幅湊、稀世の珍品を多藏せらる、瀬川氏
亦博雅の士、毎年十二月に義士追弔會を其家に開かるゝ、事人の知る所
なり、今本書の校刊に際し、俱に其珍藏の撮影刷行を甘諾せられたるは、
獨り予輩の感謝措くこと能はざる所なるのみならず、烈士遺品の廣布
世道人心に影響するところ必ず多々なるべきを信ず、各品の傳來由緒
は各畫傍に注記す、看者就て了すべし

四

此書の原本は、友人半七田中松太郎子の所藏に係る、子十數年前將に歐
洲行の途に上らんとする時、余に何か日本史傳の談柄として歐洲人に
語るべきものありやと詢はる、余因て赤城義臣傳を薦む、子此書を携へ
て滯歐九年、想ふに子が洒落なる口吻に依り、彼方人が此出色絶倫なる
新事實を聳聴し拍手したるもの必ず許多なるを知る、今子の割愛に依
り、子の手澤ある書に據つて本書を校刊す、校訂の際、紀事以外亦一段の
興味を感せずんばあらず
本書の校訂に關して多く友人紫陽安藤直方子の援助を藉る、茲に明記
して其勞を謝す

明治己酉八月初秋

校訂者

義臣傳序

古稱忠之道有三焉。伊尹周公不必言矣。管仲於桓公子胥於夫差。目爲次忠。下忠。至感激殺身以爲忠者。程嬰杵臼。荆軻紀信之流。史之所載寥寥數耳。未必爲守死之善道。獨不忍忘。舊君。漆身吞炭。欲爲報仇。死于不共戴天之義者。豫讓其人也。尙爲名而謀。爲利。所使義之所歎。君子有遺議。甚哉忠之難盡也。若。

皇和元祿年間。義士復讎之舉。則中華之所闕。此方開國之後。數千百年之久。未之前聞也。吁。

昭代右文之餘。烈下被草野。布衣韋帶之賤。其節操如此。非亦我國之榮邪。攝江隱士深淵子。強記好古。兼善兵術。嘗輯義臣傳藏之于家。其友橋墩氏與子有素。爲撰其序。又勉予爲叙。予以謝劣辭。而不果。近者數請而不聽。爰綴鄙言。

以弁卷端云

二

享保四歲次己亥春

穗積以貫

義臣傳叙

董子曰正其義不謀其利明其道不計其功嘗聞此語亦見其人淺野家執事
良雄以下四十五士也其家臣許多臨變避害貪生亡義紛紛焉擾擾焉當此
時良雄挺然不與餘人同變志勵義收士點血爲盟然仇家平穩不可據城而
徒死遂決衆議於復讎以致城去出之京師放行縱橫遊妓院醉酒肆欲使仇
家聞其行奪其意仇家果落其策警嚴稍弛而後率同盟四十餘士襲不意報
宿志矣盡其力之不怠也忍其心之不薄也四十餘士一團義氣感動天下人
心走卒識其忠兒童知厥義聞之者壹皆稱快意矣或意主人以私忿勸府中
臣士以私仇及貴者律當死何義之有此論未可矣君者臣之天也良雄唯見
不共戴天之仇未嘗見主人坐不敬之罪况亦仇未死宜續主人之志則可謂
盡爲臣之職者也昔者豫讓有言吾所以爲此者將以愧天下後世之爲人臣

三

而懷二心者以是觀之則讓不及良者遠矣何者無所利而自利之功成而自
不爲功盡力忍心以復讎謹應令以俟死其正義也其明斷也謂千載之一人
亦不宜乎吾友深淵子游藝以善砲術兼有好古之志今茲忠臣正當十七祥
忌感之義勇以著此編使予爲之像贊予不文雖不足盛揚其美淵子之請亦
不可固辭然其事蹟操行世人所識而其實皆載在此編則不及贅多言

四

時享保己亥仲春



自叙

朱文公曰公法行於上私義伸於下者如今赤城之一舉乎哉然足忠義感化
天下後世之武臣可採之以爲法者矣可謂

神武之德我國之榮稱也謹以

東照大神君則湯武之義攘除凶賊仁波溢四海蒼生樂生未有盛於此時矣
昭昭焉

源氏宗室與日月俱光輝而所以風化之偃後世也夫臣之於君莫大於忠
愚以爲大石良雄者精忠之臣而厥餘者僉義武之臣也何則良雄欲爲亡君
報仇乃以收士啜血而同盟士數十人數回起良雄將卒計之然良雄未輕發
之自爲懦夫欺仇家爲名不謀爲利不問屢試士竟識盟約不可變者四十六
人深夜銜枚襲仇家卒然達本意矣其以義武敵於貴者衆也使衆中以節者

五

良也張良曰主將之法者務攬英雄心豈其容易乎愚竊謂孔明之出師表與良雄之不共戴天之遺書者併倭漢之雙物而可以必人臣銘肝膽者也粵近歲有一隱帙題號赤城盟傳乃是義人前原神崎木村等之所遺也後人據此書以輯介石及諸家紀聞十有餘部新作演義盟傳顧其為書多撮義士之書簡以為證刪除諸本所偽不以贅臆說復離始末概該焉然愚亦欲為之精編以藏於家未果頃年偶有遊於洛一日訪瑞光院之遺蹤且拜傳神既而聞己亥年當義人十七祥忌於是俄然起志到山科問邑人而搜索東西兩都之說與攝播三州之事蹟間亦窺秘庫之密策正羣疑訂齟齬書成十有五卷命簽義臣傳惟感誠忠高義之所以為且竭忠恕於子孫門生之教化而不顧僭辜於卑陋管見之間也讀者觀其道之所以存而莫以余不文非之云爾

時享保戊戌歲冬窮陰

深淵子武矩識

凡例

- 一 此編は通俗演義赤城盟傳と云ふ書を得て之を本據として始終本末を叙次す
- 一 通俗盟傳の書たる者は義人前原宗房最初に赤穂國難の本末を以て漢字に記し之を神崎則休に示す則休之を熟覽して會盟の始終義不義の臣の好惡を以て詳に之に註解を加ふ然後木村貞行之を採て宗房則休が志を述て卷後に跋を加ふ之を赤城盟傳或は絶纒自解と號す然して一事の後野村氏忠恕を專として漢字を以て倭字に換へ間亦義人の書翰を集め證として通俗盟傳を作る故を以て予此編を本據として以て今筆を此に起す
- 一 義士書狀の中に於て或は傳寫字を訛り或は脱漏等の者有て間通曉

し難き者あり、故に之を多本に需て、兩方符合する者を探て之を録し、
難決者は質素に従ふ

一 某の書に載する事と雖も、厥緯の全體と、使用と主意の相齟齬する者
は、管見を以て之を斟酌して、二行に細書之

一事の意の難決者有て、本意を失ふ事ある者は、姑く管見を以て愚案に
辨論之

一群書に泄たる事を載たるは、或は赤城に走り、東都に通じ、或は洛に過
りて、山科紫野、四條道場等の遺蹟に到て、詳に厥事實を糺明し、毫厘も
臆説を贅する事無し

一 寺坂信行が事は、專義入録に因て訂之

一 橋本平左衛門某が事蹟、惟り絶纒自解のみに識して、演義盟傳及群書
に之を載する事無し、雖然、則休が筆記を以て本據とすれば、茅野重次

に列を同して、義士の下に立しむ

一群書、義士の辭世及歌詠を多く載之、意味不相應者、省之

一大義論は、淺見安正の論之と、室直清の義人の稱號を起すと、且自の管
見とを併て混じて之を一とす

引書目錄

通俗演義赤城盟傳引用之書

赤城盟傳前原宗房木村貞行或赤城盟傳者此書也

赤城紀談 西山紀聞 義士文通

介石記 追加介石記 鍾秀記

新撰大石記 槿花集 赤穂忠臣記

介淺記 武家明鏡記 寺澄私記

易水連袂錄 蓬窓紀談 義人錄室直清著作

忠士筆記淺見安正 忠義碑文忠義碑三字二條右大臣綱之平

瑞光院之記 山科之間書 義士考

義士絕纓書再三考之

赤城義臣傳目次

卷之一

長矩任傳奏纓司並加藤泰實異見事……………一

長矩刺義英於營中並意恨濫觴事……………七

長矩自殺並鐵砲洲屋敷領知御朱印被召上之事……………一六

蜂鬪示凶長矩計音到赤穂並愁訴事……………二七

官使武將進發並愁訴到武府事……………三四

卷之二

良雄忠略並兩使歸赤穂事……………三九

良雄竊告復讎並戶田飛檄再到赤穂事……………五〇

岡島旬大野大野走伊藤之家事……………五六

江府之俊傑到赤穂並堀部金丸父子由緒事……………六二

卷之三

山陰南海之諸侯武備並官使到赤城事……………七五

兩將被請取赤穂城並城中必死人數事……………八一

江府俊傑等歸府並浪人立退赤穂事……………八七

神崎則休論不臣辭事並義士雁書贈答之事……………九二

東都京師大坂三箇所應答之書數通……………

卷之四

西山狐窟濫觴並良雄到山科事……………一一

良雄寓拾翠庵並築長矩墓於瑞光院事……………一五

大野父子偷金夜葬事……………一八

進藤原赴東都並良雄初度關東下向事……………二二

義士會議良雄旅館並不破正種之事……………二六

義士雁書贈答之事……………三三

自東都之三士贈潮田中村大高寓于上方之狀 自大石良雄贈堀

部金丸之狀……………

高田軍兵衛變盟約事……………三八

萱野重次殉死並田光先生之事……………四一

卷之五 曰之書翰卷

原大高歸洛並雁書事……………四九

大高贈書於三士事……………五二

原贈書於三士事……………五九

堀部與田贈書於良雄事……………六六

堀部金丸贈書於良雄事……………七二

大高贈書於三士事……………一七五

卷之六

義士會議山科並良雄變姓名事……………一八三

篠崎森之二氏赴武府事……………一八九

武林隆重省父母並孟子之事……………一九二

原元辰送書於長江與田事……………二〇〇

長江武府贈原潮田中村大高武林之五人書狀之事……………二〇四

卷之七

神崎則休赴武府並良雄致盟誓事……………二一七

堀部武府上洛并淺野稻荷生靈芝事……………二二三

義士會議于丸山並家弟左遷越州事……………二二六

良雄寓四條道場並進藤小山避盟事……………二三一

義士去妻妾元辰避姻族並大野賊臣事……………二三九

卷之八

良雄寄附金於瑞光院並寺井乞東行事……………二四五

大石信清兄弟探圖並良金下關東事……………二四九

義士追々赴東都並矢頭右衛門七事……………二五四

良雄遺言瑞光院主並輕女彈琴祝禱羈旅事……………二五七

良雄關東下向並義士蟠屈于隱棲々々事……………二六四

舊士入盟群臣違盟並神崎則休絕纓自解事……………二七〇

義士撰赤城盟傳並豫讓之事……………二七五

卷之九

良雄與衆寫號令於盟書並各心覺悟之令書事……………二八一

羽林翁退居嗜茶並大高橫川以術定夜擊期事……………二八六

良雄贈書於瑞光院ニ並ヒ緋無垢小袖事……………二八九

義士會泉岳寺ニ並ヒ夜討廟算……………二八九

附節制令書之事……………二九四

義士出足於三箇所事……………三〇〇

卷之十

義士夜擊吉良館事……………三〇五

義士刺仇班衆事……………三一七

義士到泉岳寺而首祭事……………三二四

卷之十一

吉田富森之兩士訴仙石伯州ノ廳事……………三三五

事達ニ臺聞ニ並ヒ官使點檢吉良宅事……………三四二

吉良宅分野之圖……………三四二

官使回金城ニ並ヒ義士出泉岳寺而來仙石伯者ノ守廳事……………三五八

卷之十二

義士爲レ囚而屬四侯家事……………三六五

義士拜謁四侯四侯殊遇之事……………三七三

葬吉良上州於盤松院ニ並ヒ由緒事……………三七六

瑞光院主下向東都而再對面良雄事……………三七七

義士伏誅於四箇之侯家事……………三八二

卷之十三

四侯築義人墳墓ニ並ヒ淡田橫之事……………三九五

諸士競求義士遺物ニ並ヒ義士勇功ノ事……………三九五

附子路事……………四〇二

吉良武衛謫流ニ並ヒ義士男子流罪事……………四〇七

院主歸洛而建誌石於瑞光院 並傳神事 四一〇

義士之男子御赦免 並院主勸化之事 四一四

赤城義臣傳目次終

赤城義臣傳卷之一

片島深淵子編

長矩任傳奏饗司 並加藤泰實異見之事

忠孝者人倫之所以主也文武者男夫之所以守也好謀而致事也見義而有勇也僉是忠臣義士之道而取聖賢之則而其志不忘有乎溝壑者也且君父之讎弗與共戴天先言也是以古今之忠臣孝子至復其讎則不容易而臥薪吞炭寢躬盡思嗚呼復讎難至可知矣恭以惟吾

日東の神靈不測質素自然の妙用有て此洲の人に義武の徳を備る事聖人の中國に優れり是吾國は界域の東に屬して自ら陽國なるの故なる

べし、殊に鎌倉柳營武衛公より以來文武二に別て其業聊か屏あるに似たり、就中我が武門の家に於るや、仁義忠孝須臾も無んば有べからず、往昔より賢主良駒暗君賊子、天命人行の間に治亂興廢の星霜を経る事水の流れて止ざるが如し、然して上に賢明の君在す則は、必ず下に忠良の臣あり、然はあれども緯の變に臨まざれば、忠臣義士たる者顯れず、便ち是松栢の時雨に染められず、雪中に操を變ざるが如し、夫建久の昔時に曾我祐成北條時致孝義の芳聲ある事は、源武衛公の義兵を擧げて四海を治め玉ふの盛時なり、今世大石良雄以下の俊士忠義無雙の名譽ある事は、寔に漢家本朝前代未曾有の盛事、時世の英稱、日月天に在らば其の名竟に朽ざるべし、便ち是大神君一度戎衣を御玉ひ、天下忽ち泰平にして威武千萬歳の後に長久なるべき仁義の徳化四海に溢るゝが所以なり、抑も赤城の忠臣太石内藏介藤原良雄が黨四十六人、忠を盡し義に

勇んで、主君淺野内匠頭長矩の讎を吉良上野介義英に報じたる事、詳に其濫觴を尋ぬるに、人皇一百十五代東山院の聖朝、大樹常憲院殿の御治世、元祿十四年三月十一日、勅使柳原前大納言資廉卿高野中納言保春卿院使清閑寺中納言熙定卿東都に下着在りける、便ち是幕府へ年始の使節を酬はしめ玉ふ公の恒例なりとぞ聞きし、是より先幕府に於ては御吉例の如く、傳奏響應の有司を定め玉ふ、敕使には播州赤穂の城主淺野内匠頭長矩、五万三千石、院使には豫州吉田城主伊達左京亮宗春、大羽采地二、借又高家衆には品川少將兼豊前守伊氏、接伴たり、爰に吉良少將兼上野介義英は、就中高家の古老なれば、毎年此儀に預りて大小となく此卿の指揮に泄るゝ事無し、既にして月番の執事長矩を召て、鈞命の旨を傳えらる、長矩謹で之を奉り、揖讓して申されけるは、鄙生素より不才にして、公家堂上の饗應の如き、其故實を誦されば、敢て其任に充難くこ

そ候はめとぞ申されける重ねて執事の曰吉良上野介に問尋せられ例
年の格式を以て相勉めらるべしとなり長矩殿命を拜して我館に歸り
家長を呼で此旨を傳へ吉良次將の第に行向つて當年傳奏饗應の台命
を奉り候素より其器に堪ざる緯を申すといへども傳奏の儀式に於て
は卿能く恒例を知し召るゝにより毎事御指圖を以て相勉むべき由の
儀に候とぞ申されける時に義英の曰臣も同く不案内には候へども聊
覺悟の事は相談に及ぶべく候將亦救使へは毎日進物等有て然るべし
との儀なり長矩諾して吉良の宅をぞ出られける其後此趣を以て執事
へ申されければ土屋相州正直の曰上野介は高家の職掌を以て被申處
といへども毎日の進物は宜きに不叶に似たり勅使御滯坐の間に二三
度ばかり其沙汰有て可なるべしとの儀なり長矩も執事の言を以て然
りとぞせられける他日義英此事を泄聞き惣して傳奏の行事に於ては

高家の耆老我指揮の外に出ず執事何ぞ此事に預るべけんや長矩又私
に公の法律を制すべけんやと旬怒て一向豪奪を以て自を立られける
こそ身を亡し家を破れるの本源と成て淺狹くぞ覺へける粵に其頃加
藤遠江守泰實は淺野長矩を訪らひ寒暑の談を伸べ竊に申されけるは
今度傳奏御催に付て吉良上野介へ數御對談あるべし臣貴殿と莫逆の
好あるを以て此事を申すなり若し隔意あらば素より朋友の道にあら
ず其上公務に就て事の利害を論ずるは君上の忠義をも守るにて候へ
ば御覺悟の爲に庸愚の下見を申すべし吉良上野介爲人不遜にして其
職に誇り動もすれば無禮の舉動多し臣去年日光山の御用を奉り毎事
彼人に示談せし事の候ひしに其身羽林の微官に跋扈せるか又は源家
の的流なる事を高しとするか甚不敬の事のみ多かりし然りとはいへど
も忠義を志さん者必ず私忿の爲に遷るべからず武夫の專する處忠孝

より大なる者無し、夫北宮熊が勇を養ふ如き、剛柔相倚て疆き道を知らず、心能制義曰度と候へば、小人の無禮を咎むるに自ら義を制するの寛容なくして事に臨んで志を失ふとこそ見へ侍れ、豈彼小人の爲に大丈夫何ぞ志を奪はるべけんや、假令群雄の面前に辱しめを取るとも、敢て怒を遷すべからず、是孔孟に向て道を説くに似たれども、我朋友の道を失はじと斯申すに候と演説せられければ、素より長矩諫争不威こと水の流るゝが如くなりしかば、恭敬面色に顯はれ、益友の怨志辱なしとも云はん、に言を知らず、兼て鄙生も左こそは存候へ、然りといへども、剛直理曰武と候へば、事に臨んで屈せざらんも、又武門の先習に候とぞ申されける、長矩天性果敢にして其所爲急速なりけるが、其言語竟には符合しけるこそ本意なけれ、泰實は長矩の短慮を遠慮して、豫め其後難を明察し、忠信の道を以て朋友を諫められけるこそ勇々しけれ、千鈞弩爲談

鼠不發其機と云へり、泰實此を思へるにや

長矩刺義英於殿中並意恨濫觴之事

帝都には毎年の御嘉例として、柳原前亞相資廉卿高野黄門保春卿清閑寺黄門照定卿二月下旬に花浴を出玉ひ、三月十一日幕府に到着せらる、十二日御登城有て、將軍家御對顔勅命を拜聞あり、目出度かりし事共なり、禁裡仙洞女院准后の御方より、將軍家へ下し賜はる物左の如し

- 禁裡御太刀 高野中納言保春卿持參
- 仙洞御太刀 清閑寺中納言照定卿持參
- 女院黄金 高野中納言保春卿持參
- 准后黄金 柳原中納言資廉卿持參

將軍家謹んで御頂戴御太刀黄金を納め奉れば、公家衆各拜謁の式を整へられ、下壇の左の方に著坐せらる。其後台命有て公家衆下城し玉ひける。翌十三日は御饗應の御能有るべしとて、則ち甲府黄門綱豊卿紀伊黄門綱教卿の御方へ酒井壹岐守、水戸宰相綱條卿へ秋田淡路守を上使として下され、御譜代の列侯へは土屋相摸守鈞命を傳へられ、四坐の猿樂は既に登城をぞしたりける。

御能組

翁 三番三 大倉長太夫

觀世織部 進藤 權右衛門 高安平三郎 觀世左吉

喜多七太夫 福王 茂右衛門 高井 兵衛助 春日又三郎

東實生太夫 北 實生新之丞 葛野 市郎兵衛 觀世新九郎 森田庄兵衛

觀世織部 春日龍神 高安彦九郎 實生綱三郎 金春三郎左衛門

喜内 祝言 進藤 久左衛門 清水助九郎 一曾又六

福神 仁右衛門 又三郎

昆布賣 長太夫

抑も樂は先主の喜びを飾る所以にして必ず無んば有るべからず、今四坐の猿樂家に傳ふる處も和樂の一體にして喜びを飾り玉ふの儀、大樹を始め奉り勅使院使幕下の貴族御普代の諸候百の有司上下俱に和して千萬歳の壽を齊ふ誠に目出度ぞ覺えける。斯て翌十四日は御白書院に於て敕答の式を行はるべしとて、御執事御老中御側御用人若年寄高家衆御側衆御普代の諸候衣冠を整え登城せらる。斯て當務の人々には、淺野内匠頭長矩伊達左京亮宗春高家には吉良少將義英、品川少將伊氏、大友侍從某等殊更威儀を刷ひ嚴重に伺候せらる。營中の壯觀奇羅とし

て言語を絶せり、爰に淺野長矩は御立關に於て吉良義英に向ひ聊か問尋せる事有て、少時言語を交えられけるが、義英其處をつと行過がてに、今此席に臨で事の是非を糺問せるは甚逼迫の舉動なり、斯る事は兼て覺悟も有るべき事なりと少しく笏たる言色にて、其の牀偏に長矩に耻辱を與ふる爲體なりければ、側なる人々も是を聞て、長矩は窮めて果敢の爲人ば、此詞を聞遁にはせられじ、義英の荒言實に其任の人に非ず、出辭氣斯遠、鄙倍とこそ侍れ、言一度出で駒馬も及ばざるの先言なり、若も珍事にや、遯んと人々掌に汗をぞ握られける、爰に桂昌院殿の勅答使、松川與三兵衛至候、松川下、松川謂長矩曰、幕下行禮畢告我、長矩曰、諾、義英在傍謂松川曰、君所議何事、僕等無聞焉、不然、恐失使、宜長矩少知之、色動乃默起、義英言於列曰、鄭野子屢失禮不亦辱、司賓之選乎、長矩聞之不勝積怒、乃反呼義英一聲、以刀擊冠、中頭血流、義英眩惑無意、以上

録之、俯に倒れけるに、淺野望かゝつて打つ太刀なれば、餘後に余り、及は鳥帽子に中りて止りぬ、長矩疊みかけて打たんとするに、梶川與三兵衛並立揚り抑屏て、長矩に組む、梶川素より勇力あれば、無手と搦み働かせず、長矩奮脱せんとして争ふ處を、御坊主の關久和來て先白刃を奪つて退く、長矩義英を切留めざる事を憤つて齒を切り眼を瞋て、奮怒面相に餘りけるこそ、理りなれ、義英をば大友近江守品川豊前守介抱せられけるに、是より營中躁動して、白書院伺候の羣候席を去つて起躁る事夥し、粵に志州鳥羽の城主松平和泉守乘邑生年十五歳、少しも席を動搖せず、嚴然として申されけるは、御普代の大名伺候の義は、斯る非常の御備とこそ覺え候へ、各本席に着坐せられ、監察の面々の裁判を相俟れ候えと、神妙にぞ申されける、虎は生れて三日にして牛を食ふの氣ありとかや、乘邑素より清和源氏の胃裔にして、流を徳川に同ふせり、其身漸く志

學の歳に遯んで、臨機應變の勇智、天晴武將の材器かなと末憑くぞ覺ける。斯りければ、淺野内匠頭吉良上野介を刃傷せるの由聞えける所に、程無く御坊主義英を介抱して、白書院の前を通りける時、脇坂淡路守安照群候に向て、斯く直垂の血に染たるは、珍く覺候とぞ申されける。即時に、鈞命ありて、淺野内匠頭を、田村右京大夫武顯へぞ預けられける。然るに、營中群候の中に、鬭争有て、雙方鬭死せりとも云ひ、一方は恙なく、一方は即坐に殺害に及べりとも聞ゆ。大下馬前に於て、群牧の陪臣入素れ起走て、紊亂する事宛も、鼎中の沸々たるが如し、屋舖々々より、早馬を以て、幕府の安否を、聞ひ且つ其君主を問ふに、御門の驚衛殿にして、其實否を知る事能ず。淺野内匠頭の臣には、片岡源五右衛門鞭を揚て、驅著けたり。斯りける所に、御目附鈴木源五右衛門立出で、申渡されけるは、淺野内匠頭吉良上野介を、刃傷すと雖、雙方死亡に遯はず、之に因て、兩人ともに御預

に、仰付らるゝの間、群候の陪臣、大下馬前を、靜まるべし、銘々の屋舖より、驅來たる者共、取靜めて、罷歸るべしと、高聲に相演へらる。爰に於て、漸く諸家の家臣は、靜りけれども、淺野吉良の臣等は、忙然として、患ひを懷けり。即時に、勅使の饗司を、戸田能登守忠直に、仰付らる。斯りければ、傳奏屋舖の周章、釜中の如くにして、戸田家は、一度に入替んとす。淺野家は、手の爲す所足の踏む處を、知らず、さしも、金銀を、鏝たる調度も、瓦礫の如くに、し、珠玉を、飾りたる珍弄も、沙石の如くに、毀碎して、路を埋むる分野見る。人哀を、催ふせり。即時に、淺野長矩の臣、早水藤左衛門、萱野三平、殿中鬭争の註進として、熨斗目著ながら、早打を以て、其日巳の、尅傳奏屋敷を出で、晝夜の界も、無く、赤穂を、指て、馳登る。既にして、公家衆、登城在りければ、即ち、鈞命ありて、曰、今日營中に於て、淺野内匠頭吉良上野介を、刃傷致し候えば、勅答の儀、延引仕るべきやの旨を、尋ねさせ玉ふ。高野中納言保春卿

聊か忌侍る事無之由を宣ふにより俄に御間飾を黒書院に遷され將軍
家緋の御裝束にて出御敕答の式目出度納りければ公家衆へ御吉例の
如く御引出物有て勅使は京師へ歸り玉ふ然して淺野長矩其身文武の
道に長じ忠孝を重ず、竟に私忿の爲に朝儀の大禮を忘れけるぞと其濫
觴を尋ぬるに、長矩初め殿命を奉るの日、家臣安井彦右衛門藤井又左衛
門に向て、臣今般傳奏、饗司の命を奉る、吉良上野介は高家の古老として
毎年此事に豫れり、万事彼人の指揮に従ふべしとなり、然るべくは賄賂
の禮を行ひ、睦を彼卿に求めんとぞ申れける、時に安井藤井吝嗇を以て
之を制し、聊か苞苴の沙汰にも及ばざりけり、さるに因て最初長矩義英
の第を訪ひ、談話の時も義英甚疎略にして、勅使へ進物等の事も奸曲の
邪佞に似たり、是等の事長矩の胸意に挿んで快ざる所に、例年勅使増上
寺參詣の時、饗司の宿坊に於て疑待の古例なる故、長矩宿坊の催の爲體

を使者を以て義英に尋問はる、義英の曰、差さる仔細も候はず、酒掃の事
に於ても定まる例も無之由を申さるにより、伊達左京亮の許え使者を
以て聞合せけるに、左京亮の曰、臣は上野介の指圖に任せ酒掃是々に改
めたりとの返答なり、内匠頭大に怒て、唯一夜の間、宿坊の疊席二百餘
帖を點じ改め、洒掃形の如くにをしつらひける、是等を意恨の本源とし
て憤怒胸間に鬱々たり、然るに營中群雄の面前にて、義英荒言を以て辱
を與ふ、長矩其性急にして義を制するに違あらず、竟に其席を避ざるに
至る、嗚呼方寸の明玉能く萬事に應ずるの物なり、殊更忍の一字に於る、
唯一毛拂繻芥の間に出で、死生存亡の繋る處なり、大石君微せば長矩の
汚名千載に朽ざるべし、是其家代々文武の徳を重じければ、川淵深而魚
鼈歸之、山林茂而鳥獸歸之の類ならん

長矩自殺並鐵砲津屋舖領知御朱印被召上事

同日土屋相州正直を臺前に召され、淺野内匠頭不敬の罪遁れ難きにより切腹可申附の旨仰出され、大目付庄田下總守御目付多門傳八郎大久保權右衛門檢使を奉り、田村右京大夫宅へ馳向ふ、鈞命の趣に曰、今日淺野内匠頭儀、吉良上野介江意趣有之由ニ而殿中不憚時節不辨及刃傷候、段不届至極被思召候、依之切腹被仰付者也、内匠頭鈞命を奉り、檢使に向て被申けるは、自刃を賜ふ事は元來の覺悟に候へば、異心を存すべきに非ず、唯上野介を討果し不申憤は、幾世を歴るとも忘難く覺候、檢使の御芳志には長矩が佩刀を以て介錯を免され玉ふべしとなり、檢使即ち其意に任せられ、廷上に席を布き切腹の式に及ぶ、介錯は御徒目付磯田武太夫之を勉めり、嗚呼惜むべし、朝には榮へ

を幕府の營中に暉かし夕には自ら劔に伏て黄泉の鬼となる事を抑、淺野長矩は源武君多田滿仲公に二十五代の苗裔にして、殊更長矩四代の先祖彈正少弼長政其子左京大夫幸長創業の功大にして、其名日域に赫然たり、長矩庶流たりと雖、世を播州赤穂の城主として關西の一牧司たり、文を右にし武を左にし、士を憐ひ民を撫て治亂の道に乏しからざれども、唯恨むらくは短慮にして大勇を能くせず、一朝の怒りに百年の身を害す、加之兄弟妻子悲歎の涙に沈み、祿を食ふの士百千を以て數ふるに、皆交徭に辱を得ん事を憂ふ、斯て長矩の遺骸を弟大學に請取可申旨、庄田下總守より使者を以て申されければ、則ち長矩の家臣粕谷勘左衛門、門人建部喜六、留主片岡源五、右衛門磯貝十郎、左衛門田中貞四郎、巳上三人、中村清右衛門、小納巳上六人、田村右京大夫宅へ行向ひ遺體を請取り、芝の泉岳寺にを葬りける、且亦長矩切腹の註進には、原惣右衛門大石瀨

左衛門即時に鞭を揚て赤穂へ馳登る然るに家老安井彦右衛門藤井又左衛門は主君の凶變に魂魄を失ひ送葬の供をも爲さるこそ淺猿けれ爰に松平陸奥守伊達綱村は田村武顯の本家なるが後日に長矩の切腹の形勢を傳聞き奮然として申されけるは淺野長矩苟も清和源氏の流を担み列國の諸侯たり何ぞ無官の獨夫の如く廷上にしては死を授けけるぞや罪を誅するとも其人を辱むべき謂無し武人の習誰かは明日の毀譽を知るべき是武門の禮義を失ふと謂ふべし卿使檢使の指揮にもせよ是非を論じて刑法を正す間鋪理に匪ず其上太閤秀吉の天下を御せられし時故ありて伊達淺野の兩家難を構ふ事あり故に代々不快是武人の耻しき處なりと甚嘆せられけるとぞ聞えける將亦長矩切腹の前尅に土屋相州の宅へ戸田采女正氏定長弟從淺野美濃守叔長を召し内匠頭鐵砲津の屋鋪召上げらるゝにより釣命の旨を家臣の輩

に申聞せ采女正則ち屋鋪を請取可申旨被仰付依之采女正美濃守の兩人早速鐵砲津の屋敷に參向し兩人並に淺野大學列坐に於て長矩の家老用人を召出し淺野美濃守釣命を捧て讀之

淺野内匠頭吉良上野介江意趣有之由ニ而於殿中理不盡之仕形折柄ト云不届ニ思召候依之領知被召上今晚切腹被仰付候家中之者共若躁動簡問敷儀仕候者親類共ニ御掛リ可被遊候者也

家臣等十方に昏れながら不逞是非御請をぞ申ける中にも堀部安兵衛奥田孫太夫等の勇士上には伏する色あれども内には義武を違うして此面目を清がすば爭で男夫を立てんとぞ心に盟ひ膽には銘じたりけり然るに松平安藝守淺野綱長藝州廣島城主四十二は淺野の本家なれば即ち釣命ありて曰内匠頭家禮今日中に屋鋪を退散仕る様に被申渡非常の舉動を禁じ嚴重に警固仕可の趣なり綱長則ち執權豊島安左

衛門寺尾庄左衛門に騎乘五十人足輕百五十人を相副へ鐵砲洲に指向
 けらる長矩の屋鋪には思ひも寄ぬ事なれば周章するも理なり然れど
 も此家究めて武備を好みければ事に臨で些も取亂せる事なく遽に數
 百艘の船を聚め荷符を船符とし家中の武士一組々々番付を以て武具
 家財を運送し手寄々々に立退きけるにより敢て雜人の爭論も無く盜
 奪の患も無し成刻許に掃除も了りければ泣々屋敷を戸田殿へ引渡し
 武士残らず妻子を引具して己が様々に成行きけるを哀なる同十五日
 吉良上野介方へ仙石伯耆守を以て上使とせられ手疵療養を加へ遠慮
 なく公儀可相勤旨を仰下され吉田自庵栗崎道有の兩官醫をぞ附屬せ
 られける同十六日には戸田采女正より使者を以て淺野内匠頭累代頂
 戴の御朱印を以て土屋殿の許に返獻す其紙面之寫
 播磨國赤穂郡百十箇村三萬五千貳百石賀西郡内三拾三箇村八千九

百二十石八斗余賀東郡内貳拾四箇村八千貳百一石九斗余佐用郡内
 五箇村貳百拾貳石貳斗都合五萬三千五百石余別紙在如前々宛行
 之證全可領知者也仍如伴
 寛文四年四月五日御朱印

淺野内匠頭とのへ

目録

播磨國赤穂郡 一圓 百拾箇村

高三萬五千二百石

外三百六拾貳石六斗七升五合 籠高

賀西郡之内

- 上野村 廣原村 佐國村 下芥田村 上芥田村
- 上萬願寺村 下萬願寺村 東道山村 大内村 下若井村

上若井村 河原村 田井村 山川村 馬渡谷村
 大工村 鍛冶屋村 湯谷村 田谷村 奥山寺村
 國正寺村 新田村 柳山寺村 中之原村 上之原村
 明閑寺村 新田村 夜尾村 落方村 下柳波田村
 合山寺村 新田村 新田村

高八千九百貳拾石八斗五合

賀東郡之内

福積村 曾我村 具原村 垂水村 窪田村
 鳥居村 家原村 中村 北村 梶原府
 井梨村 上田村之内 仁我井村 大川村 澤部村
 黍田府 下三草村 上三草村 牧野村 多井田村
 田中村 北野村 河高村 野村

高八千貳百一石九斗七升四合

佐用郡之内

西本江村 海田村 藏垣内村 中山村 山田村

高千貳百拾貳石貳斗

都合五萬三千五百三拾四石九斗七升九合

右今度被着上郡村之帳面相改及 上聞處被成下御判也此儀兩人奉行依被仰付執達如件

寛文四年四月五日

永井伊賀守尙庸判
 小笠原長門守長頼判

淺野内匠頭殿

此度長矩の變に因て遠慮せらるゝ人々には、戸田采女正弟同母堂伯同
 彈正氏成再族淺野美濃守長恒叔淺野式部少輔長照舅小淺野左兵衛上内

藤伊織忠知父松平主馬妻伯安部丹波守信峯族同小十郎信方の妻女と
 ぞ聞えける同十九日には梶川與三兵衛尉を幕下に召され去る十四日
 淺野内匠頭鬮争の砌汝が働き神妙に被思召の由にて采色五百石を加
 増し賜はるの間先知合せて千貳百石を全知すべしとぞ仰下されける
 同日又長矩所々の屋鋪を召上らる淺野大學は長矩の舎弟にて三千石
 を分知し宅を木挺町に構へられけるが大目付滞口攝津守を以て上使
 として鈞命ありて曰

淺野内匠頭不届之仕形ニ付切腹被仰付候因茲同姓大學閉門可仕
 者也

爰に長矩の嬖臣片岡源五右衛門磯貝十郎左衛門と云ふ者あり片岡は
 尾州の英産にして長矩の臣片岡六右衛門が養子となる殊色あり美少
 年にて長矩に扈從し恩顧他人に異なり故に二百石の采邑を増玉へり

本知合せて三百石を食て側用人たり磯貝も亦少年の比愛宕山教學院
 に於て長矩に拜謁し竟に徴て左右に候せり祿百五十石職片岡に同例
 たり兩人君臣の恩義人に超えたれば韓雲孟龍の約同じからざるの故
 なり君が遺骸を泉岳禪寺に葬り腹搔切て苦の下に仕へんと思ひしか
 ども一先赤城に馳着き我にひとしき側輩を談ひ本城にして事を起す
 の本を立てんと思ひければ一七日の喪を務めて三月廿日江府を出で
 て兩人輓を揚て赤穂に至り諸士に忠誠を盡しけるこそ頼もしけれ
 編者私ニ云國家ノ史タル物ハ治亂興廢人君人臣ノ毀譽善惡褒貶ノ
 蹟ヲ正直ニ記スルヲ以テ史書トス是君ハ古ヲ鑑ニシテ政令ニ公ヲ
 盡シ玉ヒ臣ハ之ニ則ツテ志ヲ勵シ政令ニ乖ザランノ戒ナリサレバ
 今世雜史小説ヲ出ス事星ノ如クニ連リ石ノ如クニ繁ケレドモ皆阿
 リテ筆ヲ私曲ニ馳ル事誠ニ耻ベキノ甚キ者ナリ是天下ノ目無キ者

ヲ貽キ人ニ益ナキノミカハ人ヲ毀フニハ足レリ夫太平記ノ妄談附
會ノ説一萬ヲ以テ十萬トモ云フガ如キ寔ニ信用スベカラザルノ甚
キ者トイヘドモ其概ヲ按ルニ時勢ニ阿ラズ實ヲ以テ記シ虚ヲ以テ
飾ル是人ヲシテ覽ルニ倦ザル事ヲ取レリ誠ニ作者ノ玄妙命世ノ才
トモ謂ツベシ識量ノ者之ヲ閱スル則ハ註評ヲ埃ズシテ其虚實分曉
ナリトイヘドモ彼史遙ノ後世ニ出タラマシカハ世ニ用フベカラズ
義貞ノ鎌倉ヲ陷レ尊氏ノ六波羅ヲ破リ正成ノ千破屋金剛山ノ舉大
塔宮ノ吉野十津川ノ難皆此人々ノ玄惠法師ノ如キニ命ジテ記サシメ
玉フ史ナルヲ以テ國字ヲ用ヒ自尊ニ鄙辭ヲ盡シ無據ノ妄説ヲナス
トイヘドモ君臣之ヲ取テ龜鏡トシ博覽ノ君子之ヲ誣ズ是太平記ノ
世ニ用ヒラルノ據ナリ世去リ時移テ事ノ實蹟ヲ録スル者ナキ則
ハ恐ラクハ正ヲ失ハシ事必然タリ爰ヲ以テ此編始終毫厘モ時世ヲ

陷諛ズ間亦辨論ヲ用ユ是後世君臣ノ覺悟ニ備フベキノ爲也サレバ
淺野長矩切腹ノ形狀吉良義英ヘノ鈞命ノ趣梶川御加恩等ノ儀愈是
公義ノ然ル所以ニシテ臣等ノ私ヲ不存所ナリ雖然長矩末期ノ一言
ヲ以テモ臣トシテ忍ブヘキ者ニ非ズ是可忍也 執不可忍也

蜂鬪示凶長矩訃音到赤城並愁訴之事

爰に其比三月中旬の事なりしが赤穂の城に一つの奇怪こそ候ひけれ
城の東門疵の裏に其徑り三尺許なる蜂房忽然として出來れり城門出
入の武士且驚き且怪み行人甚之を疑ひ遙に望見る處に其大さ蟬の如
くなる山蜂一つ飛來て彼蜂房の上を徘徊せり其時策の中より小蜂餘
多飛出で彼山蜂を欺き誘ふ躰に見へしが山蜂忽ち奮激して彼小蜂を
刺んとするに其時追々房中より小蜂衝出で彼大蜂を制するに山蜂四

方八面天地十方に征して闘ひけるが小蜂の勢ひ衆大にして、竟に山蜂刺殺されて地上に落たり斯りける處に少焉ありて空中に鞠の如くなる一塊ありて彼蜂房の上りに落來れり其音恰も紙鳶の風に鳴るが如し行人あわやと望る處に其塊り碎散ると見へしが數千の山蜂飛散て彼の蜂房を取圍み聲を發する音宛然電の如し時に房中より小蜂數千許出て山蜂を防ぐ山蜂屑ともせず鋒を以て彼窠を刺破り中に入らんとする形勢奮然として冷し山蜂の數追々に飛來る程に其數幾千萬と云ふ事を知らず小蜂は房を虚にし數を盡して飛出で山蜂一隻に小蜂四五隻咬付き漸にして山蜂一つを殛せば山蜂は必ず一隻して小蜂四五隻を殛す斯の如くして山蜂四方に群散し又列を分ち陣を列ぬる如くして四方より攻撃つこと已に三四度に逮べり小は犬に敵し難く竟に小蜂一つも無く死ければ山蜂易々と房中に殺入けるに房中少焉躁

動しけるが竟に山蜂小蜂を平げたりと見えて山蜂凱歌の如く嗚呼はりて空中に飛去りぬ蜂闘已に已の尅より雖りて未の尅に訖れり見る人奇怪の思を爲すと云ふ事なし三尺許の蜂房竟に虚物となれり山蜂僅に三つ四つ死て地に落けるが小蜂の死するは其數を知らざりけりされば蜂に君臣の禮義ある事珍しからず彼が中に王ありて衆蜂彼王を守衛して房を營り臺をなし其嗣を守育て、散らず王死する則は必ず衆蜂俱に潰死して一隻も遁るゝ事なし又王を殺す者ある則は必ず其讎を復す節義を守る事此の如し然るに衆蜂は鋒に毒あれども王には必ず毒有る事無し是君徳を備ふるの謂なり王君徳を該ふれば臣には節義の道あり嗚呼人として仁義無き則は何を以てか蟲にだも如ざる事を得んやされば長矩の變ありて大石良雄衆を擧げ讎を復せし始末此に萌兆ありけるこそ不思議なれ斯りける處に十八日の亥の尅

三水藤左衛門萱野三平早打を以て百七十里の路程を四日半に赤城に馳着き申けるは、勅使去る十一日幕府に着し玉ひ、十二日御登城勅命を傳へられ十三日御饗應の御能十四日勅答の御儀式有之處に、白書院の後松の廊下に於て、吉良上野介殿と君鬭争に及ばれ、雙方御存命の由にて、君は田村右京大夫殿え御預け、即尅君候の代として、戸田能登守殿傳奏の饗司に命せられ候、臣等二人は傳奏屋敷より直ちに十四日の巳の刻江戸を出候、其後の儀は之を知らず、追々註進可有と色を變じて言上す、大石内藏介已下の臣等堂を打て驚躁し、再度の使を待つこと千秋の如し、然る處に翌十九日卯の刻原惣右衛門大石瀬左衛門鞭を揚て馳付き、君候已に十四日に田村右京大夫殿の宅に於て切腹御在し、相手上野介殿は其儘に立置かる、由其争鬭の起りと謂は委細の事は知れざれども、殿中と云ふ目出度事の序と云ひ、先通例の難儀とは思はれず、察す

る處吉良殿至極の無禮を舉はれたるにより、君堪忍なくして先手を出され、左右之を制して俘となり、暗々と生害に逮ばれたりとこそ覺え候と申ける、斯りければ赤穂の愁傷老壯は齒を切り、幼弱は魂魄を地に落し、男女腸を断て涕泣せる形勢寔に哀なり、爰に小野寺十内は京屋舖の留主居なりけるが、君の變を聞て大に驚き、今我無主場の主人として君無きの孤臣たり、先君の舊城に驅著き進退を究めんと、京師を出でんとして思らく、今所司代に言上して舊國に歸らんと思へども、斯と告て制せられなば延引すべし、推て下らんは無禮の事あり、今は誰をか恐るべきとて、鞭を上て赤城に至るに、江府の註進追々に來り、赤城の評議區々なり、粵に執事大石内藏介良雄は家臣三百餘人を城中に聚め、謂て曰、此度營中の鬭争委細は知れざれども、主君御切腹相手上野介殿は存命なり、官裁斯の如くなるは、定めて君の越度に究まりたるを以ての事とこ

そ覺へ候え然りとはいへども君臣の義は捨難し君愛則臣辱君辱則臣死と云へり況や我君今辱に死せり君未だ嗣子も御坐まさる事なれば既に君家の廢亡とこそ覺へ候へ追々の公裁を承はるに押付け幕府より武將に命せられて城を請取せらるべきとの事なる由此段に於ては武門の先例も有之事なれば渡し渡す間敷事は姑く於て論すべからず今にしては臣等必死を究むるを以て道とすべし然る上は志の人々申談じ上使武將を引請て城中に自滅するより外は有るべからず然しながら御舍弟大學殿御坐ます事なれば御家系斷絶せず總家中離散に及ばざる道さへあらば此上の幸なるべければ一先御目付中迄總家中の愁訴を可申演候や満坐損益如何と云ふに群參の諸臣一同に此事を甘じければ良雄願て月岡治右衛門多川九左衛門を兩使として江府に差遣しける總して此議論も衆口一決し難きにより日數六七日を

歴たり其狀に曰

此度内匠頭不慮之不調法之儀ニ付切腹被爲仰付依之城地被召上候段家中之者共奉畏候當日之次第江戸ニ罷在候年寄共江鈴木源五右衛門様被仰渡候趣其後土屋相模守様而戸田采女正淺野美濃守江被仰渡候次第奉承知迄御坐候故相手上野介様御卒去之上内匠頭切腹被仰付候様奉存罷在候處追而之沙汰承候得者上野介様御卒去無之段承知仕候家中之侍共無骨之者共一筋主人一人存御法式茂不存相手方御恙無之段承之城地離散仕儀歎申候年寄共頭立候者末々迄教訓仕候而茂無骨之者共安堵不仕候此上年寄共以了簡難申宥候間不願申上候儀上野介様御仕置奉願候申儀而茂無御坐候兩御所様之御働以家中納得可仕筋御立被下候者難有可奉存候當表御着之上言上可仕

奉存 候得共城御請取被成候 滯茂罷成候故唯今言上仕候

浪野内匠頭家頼

三月廿九日

大右内藏介

荒木十左衛門様

榊原 采女様

時尅を移さず多川月岡の兩使夜を日に繼で五十三驛百七十里程を明ぬ昏ぬとぞ急ぎける

官使武將進發並愁訴到江府事

官使荒木十左衛門榊原采女鈞命を捧げて三月廿八日幕府を進發し玉へば城請取の武將には脇坂淡路守安照播州立野城主三萬石御木下肥後守公定備中藤森城主御代官には石原新左衛門岡田庄大夫とぞ聞へける中に

も脇坂淡路守は直ちに在番すべき旨を仰出され同日東武を發馬せられける東海西街の驛路守護奉行より道橋を造り山嶺野原には茶店を催げ五里の短埃十里の長亭奔走善盡し美盡せる事言語に盡し難し爰に松平安藝守は執事小笠原佐渡守の内意に因て若も赤穂の臣等異心をや存すべけん侍早打を以て意見の狀を追々に赤穂へ着上さる戸田采女正は土屋相模守の御内意に任せ戸田權左衛門家村十太夫里見孫太夫同を着上さる戸田采女正へ土屋相州の許より重ねて下知せらるゝ切紙を戸田の家臣築與一左衛門より先達て赤穂に馳上りたる三人の者共に拜見仕り赤穂の諸士に拜見致すべき旨を云ひ送りける其紙面三月晦日の朝赤穂に到る其文曰

赤穂城地來月中旬過可請取之由御目付衆茂可被參候彼地家禮許之事候間諸事作法能無滯相渡候様彌念入被申付可然候此外

類中江茂從御自分可被相達候家元之儀候故松平安藏守殿江茂從
小笠原佐渡守被届事候從御自分先達赤穂江被指越得御申付尤
候右之通各江茂申談候間如此候以上

三月廿四日

土屋相摸守

戸田采女正殿

三人の戸田の家臣各之を拜見し赤穂の臣大石内藏介以下の者共に之
を傳見せしめける斯て多川月岡の兩使百七十里程を五日に馳て四月
四日の亥刻江府に至るといへども御目付は先達て赤穂へ下り玉へば
兩使今は爲方なく安井彦右衛門藤井又左衛門家老人粕谷勘左衛門早川
宗助人に會談し早速戸田采女正の執事申川甚五兵衛方へ案内す申川
愁訴の書付を請取り翌朝戸田殿の宅へ兩使及安井彦右衛門を招き寄
せ申川甚五兵衛高岡代右衛門頭番を以て被申けるは采女正異見を赤穂

の士共得心可申哉又は兩使是非を論せずして外の御目付申中へ可
申哉と相尋ねらる兩使申しけるは家中の侍共納得可仕道理立候はば
御目付様方えの訴延引仕候べし先采女正様の御書兩使拜見上にて
御請可申候と再三申すにより采女正異見の狀を出され口上を以て懇
なる事共なり兩使並びに安井彦右衛門之を拜見し御意至極に覺候赤
穂の者共へ此段具に可申聞候とて黒付を得て兩使は赤穂に馳登りけ
る

赤城義臣傳卷之一終

赤城義臣傳卷之二

良雄忠略並兩使歸赤穂事

去程に赤穂城中には、多川月岡を關東え差下すといへども、俊粹の者共は猶安心せず、唯一筋に殉死して、武臣の節義を失はじとぞ計ひける。去るに因て大石内藏介奥野將監議て、諸士を城中に召集め、數會評に及ぶといへども、相家老大野九郎兵衛其男軍右衛門を臆病の大將として五人の番頭之に組し、非義の論區々として義に走る者少し、其番頭とは伊藤藤五右衛門外村源左衛門岡林杵之助玉虫七郎右衛門近藤源八の五人なり、組下の諸士義を重んずる者ありて、盟約を爲んと欲れども五人の

組頭之を問て良雄に達せず然りといへども金石の志ある者は進藤源四郎母良雄伯小光源五左衛門叔父に盟書を托して良雄が指揮に随ひける爰に昔年聊の事ありて浪人せし岡野次太夫大岡清九郎井關徳兵衛奮恩を慕ひ自ら武器を擔ひ城門を敲き城に入て死を俱にせん事を乞ふ良雄其志を感ずといへども浪人を召募る則は上を凌ぎ反逆を存する者に似たり汝等の忠義亡君尊靈もなか感悦なからんと厚く謝して城中には入れざりけり總じて良雄が爲人温寛にして度量あり剛毅にして沉勇なり曾て小幡景憲の流を悞て武田の淵源新羅公の兵法に通曉せり然して赤穂の城壘は小幡景憲の門生近藤三郎左衛門が築城の法を用ひ山本道鬼が小圓の規矩に合せて築る城と云ふ地利殊更陰にして山海溪川を四方に帯び薪水樵汲甚便を得たり大石良雄竊に思へらく卿使鈞命の武將にもせよ理不盡に城を取らんとせば上を凌ぐ

には有ざれども武門の先習争か無下には城を渡すべけんや先つ彼臆病の輩を人質廓に追籠め網魚檻獸の如くにして四方の狭間に連城銃を配り矢比に敵を引請け梁的の如くにして數陣をつらね打碎ば攻將張子房が謀を出し諸葛武侯が奇陣を布とも容易は近付かじ他まで武威を奮ひて城中一時に火を放ち不臣の輩を焼殺し心靜に腹搔切て泉下の君に仕えんと方寸の中に秘したりける肺肝の程こそ冷じけれ既に四月十一日大寄合と稱して諸士を城中に召集め良雄廣間の中央に出で申けるは是より先兩三度の會議何に因てか一決せざるや千度百度思慮を回すに殉死を究め躬を無き者として事を計るに如かず若其心なくして官使到り武將斧鉞を取て城面に屯せば遽に取亂て必ず君が汚名の上の耻辱を重ねべし今殉死一統の衆議の上若し又多川月岡立歸て亡君の家祿も斷せず家中の諸士城地を離散せざる吉兆も告來

ば再び蘇生して、君に事るに同じかるべし、唯忠臣義士の道、死然を得る
 を以て能とせり、今殉死を究るは易くして、近く亡君の志を繼ぐに似て
 武名を墮ざるの謀なり、又大學殿の出世を埃ち、城を出んとする者は違
 くして、難く、君恩を忘れて名を汚す者に似たり、然らば則ち誰かは義を捨
 て不義を取らん、内藏介に於ては上使を待請け、腹搔破り、城中に死なん
 と思へり、我に黨する輩一々、誓紙に血判を居らるべしとて、一つの函よ
 り盟書を出し、良雄一番に血判をぞ居たりける、夫より思々に姓名を書
 し血を漉て判形に及ぶ、爰に大廣間の右坐大野九郎兵衛、同軍右衛門、伊
 藤五右衛門、外村源左衛門、近藤源八郎、玉虫七郎右衛門、岡林奎之助等並
 居けるが、進藤源四郎血判を居て大野が前に至り、君在世の日官職の叙
 を云へば、我大野殿に如し、今此印形に於ては、先後を論すべからざれば、
 叙を除て其志を顯せり、貴殿の職分として争決斷する事の遅きや、蚤く

其是非を聞くと云て詰懸る、大野眉を擡て、此論今日に限るべからずは、
 中村勘助が小兒十死一生の急病にて、數我に人參を乞ふ、朋友の好み捨
 がたし、暫く立歸り病を問ひ藥を興へ來るべしと云ふ、進藤惡聲を出し
 て之を匂る、大野足早に退出すれば、進藤再び番頭の前に差向ふ、伊藤五
 右衛門申けるは、満坐の諸士亡君の爲一命を奉るとあるに、誰か否とは
 申すべき、去ながら死る而已を忠義とも云ふべからずと云ふ、進藤欺笑
 て死する而已を忠義とせざる則は、生るに忠義の理あるべし、其義を聞
 届けんと眼に稜を立て説破す、其時番頭四人胸して一同に坐を起ち、金
 の間に退くを小山源五左衛門續て彼所に行き、組頭中の忠略を決せら
 れよと責む、其外四人の番頭は事を伊藤に譲て口を閉づ、伊藤重て云ひ
 けるは、活ての忠義と謂は、先今般の鬭争、吉良は殿中を憚て、静れり、亡君
 偏に短慮にして、吉良を刃傷し玉ふ、公儀は公にして其罪を免れず、然る

則は城を渡すとして強ち不義とも云ふべからず矧や國禁を犯て殉死す
 べき謂なし唯何年迄も大學殿の出世を待請け、淺野の家を再興すべき
 心術是活ての忠義なりと云ふ、小山聞て顔を犯て諫を奉れども、還りに
 君の非を擧すところ云へ況や汝節に臨で腰拔の臆病を蔽はんとして
 亡君の非を擧るこそ奇怪なれ、左程に見限たる主君の祿を食て、争今日
 まで其性命を保けるぞや、今一言を出さば頭を切碎んと必死めきける
 を、大石小野寺中に入て大事の前の小事なりと之を宥れば、五人の番頭
 面目を失ひ、透足を出して下城す、岡林奎之介一人立留り、君在世の御作
 法組頭中は一圖に可申談との儀に付、我等一人弱輩の躬として、説破仕
 がたく、事を黙止候此上は何事も御指圖に泄申間敷と云て下城す、其外
 大野に興せし腰拔共、皆後崩して後より、拔足を踏で下城しければ、三百
 余人と見えつる者、僅百人には過ぎりけり、斯て片岡源五右衛門磯貝十

郎左衛門進出で申けるは、内藏介殿の御下知潔く覺え候得共、退て愚按
 を回し申すに、我々二人の恩義は又他人に異なり、暫く命を全ふして亡
 君泉下の耻を雪奉らんと存入たる所存の候へば、先此會盟には加り候
 はじと涙と共に申ければ、内藏介を始め各援卒の志をぞ感じける、摠じ
 て城中の會議今日に至て已上四度に及ぶといへども、義に走る者は三
 分が一にして、其日の會議も既に終らんとする處に、月岡多川の兩士江
 府より駈歸て登城し、戸田殿の墨付藤井安井が書狀を指出せば、大石急
 ぎ其書を披見するに

多川九左衛門月岡治右衛門兩使以テ、書付被差越候紙面之趣、家中之
 面々無骨之至ニ候、御當地不案内之故ニ候、内匠日比奉重公儀被致
 勤仕候段者各存知之事ニ候、内匠江家禮中奉公之筋者速ニ其地被引
 拂無滞、城被相渡候段、奉重公儀内匠日來之存念、茂可相叶候

不及申候得共追々指圖之通被相守早速穩便被退候儀肝要事候
右此旨家中之面々承知可有納得者也

四月五日

戸田采女正

淺野内匠頭家老中番頭中用人中目付中惣家中

追而御當地江居合候面々江者從最初右之旨申談事ニ候已上

安井彦右衛門藤井又左衛門之狀

今度多川九左衛門月岡次右衛門兩使以被仰越候家中之存念委細采
女正様達御意候處御書被成下且亦御口上ニ被仰出候者内匠日來上
ヲ御大切ニ被思召御勤仕之儀而如何様被仰付候共毛頭上江之存
念者無之儀ニ思食候然上者其所ヲ相守城無相違引渡申儀内匠頭存
念茂相叶家中侍共忠節ト思召候御目付中江申上候時御目附中
御了簡茂難及定而可達上聞候然者大學殿御一門方之御爲不宜儀

トオホシシ
與思食候右之通候得者家中納得可仕儀思召候皆々如何下簡仕候哉
之儀ニ付彦右衛門九左衛門次右衛門申候者段々被入御念御意之趣
奉畏候右之段家中之者共江申聞候者得心可仕儀與奉存候得共其
段者難計御座候御目附中様御當地ニ被成御座候者又存寄モ可申上
候得共先達而御立之事候得者早速罷歸年寄共家中之者共江可申聞
由御請申上候事

一 御目付中様江申上候事相止候様御指圖被成候旨御書ニ御加ニ被下
候様ニ仕度存旨申處ニ成程其段者尤ニ候得共此通被仰出候得者
御指圖被成候儀明白之事候夫者不及儀而可有之旨甚五兵申候
一 甚五兵衛申候者采女正ヲ證人ニ御取御城御渡候事ニ候得者少茂御
起度成候儀者無之事候ト申候御事
其外兩人之口上具御承知可被成候恐惶謹言

四月五日

大石内藏之介様

采女正の黒付安井藤井が書札具に披見し、兩使が口上を聞くに、江府の侍ども大學の所存を伺ひけるに、是又戸田家の下知に隨て、城を可相渡事本意なるべしとの趣なりと演説す、其時内藏介戸田の黒付と安井藤井が書狀を取て高朝に讀上げ、臣が存する處に相違なし、斯る上は彌々志の人々は義死に心を決し玉へと云ふに、小野寺重内席を前で申けるは、内藏介殿の所存は一理に然るぞや、這者が存する處は大學殿の心術斯の如くなる上、戸田殿其外御一門中よりの異見皆以て臣の義を立てんとすれば、銘々の難義を思はるゝ體なり、卿使城をば渡すとも必死すべき所に於て死せば、侘の難を避て武臣の名をも下す、亡君の耻をも雪

安井彦右衛門

藤井又左衛門

ぐべし、摠して君の志をつがんとらば、今城中に死するを以て忠臣の粹とは云ふべからず、粵には智謀を用ふべき所に候といへば、内藏介口を小野寺が耳に屬て、貴邊の一言臣が心に符合せり、然ながら今陽に事を説くべからず、先づ今日の會議も是迄なるべし、大概剛愎の程も知れたりとて、良雄誓紙を卷て函に納めけるに、駿血の者僅七八十人には過ぎざりけり、良雄衆に向て云ふ、各の心術殊勝なる事、神明能く照覽し玉へり、兎云ふも角するも一圖に忠義の外に出ず、唯我が指揮に従ひ、耆老の慮りに任せ玉へ、然れば今日盟約の面々は云ふに及ばず、志ありて未印形無之人必ず明日登城あるべし、内藏介に於ては明日登城して生ては再び城を下らじ、各其用意を以て明日の再會を俟つと云て、各下城したりける

良雄竊告復讎並戸田之飛檄再到赤穂事

明れば四月十二日、大石良雄黎明より登城し、殉死一黨の徒を相待つ處に、志の義士ども、僉老親妻子に長別の義を説き、忠肝義膽を鐵石に比して、各登城をぞ仕たりける。良雄思ひけるは、今日登城の面々は、最も拔群の者共なれば、徐に密義を談すべしと、諸士に卿て申けるは、各今日の登城誠に以て忠心の至り、言語に演難し、爰に臣一つの所存候を各に相談すべし、先御一門方よりの異見の墨付ども一々披露して、其以後にこそ申すべけれとて、戸田采女正殿の墨付、其外松平安藝守殿、淺野士佐守殿の墨付、一門使者の口上一々に演説し畢り、今度多川月岡の兩使を江府に遣すといへども、御目附中先達而進發の上なれば、戸田殿の異見は聞かずとも、の事なり、大學殿を始め、其外一門の人々皆其見替る事なし、

然れば大學殿の手筋かけ離れたるに非ず、一先づ今度は御一門の異見に隨び、城を開て、大學殿の浮沈を見合せ、然るべし、是内藏介が本心なり、其所以如何と云ふに、死は固に難きに非ずして、而して死に處する事は實に難し、假令今度城を去るとも、殉死の道絶るには非ず、唯城を去ると去らざるとの二なり、臣昨日迄死を究めたと云て、今日言を食に似たれども、爰には深き主意あり、城を去ずして、今殉死する者は、亡君の心を繼ぐ事の純粹なる者には非ず、唯城を枕にと究る事は、義に於ては、潔けれども、忠節の理に遠し、是唯臣の武名を墮じとして、一門の難儀をも君家の再興をも願ざるは、游侠の們に近くして、忠義の俊粹なる者とは仕難し、唯良雄に於ては、義忠の二を全ふする術をこそ乞願候え、今假に城を開渡して、一時の嘲哂を耻とする如き、何ぞ節義と云ふべけんや、良雄が如きは、昨日迄死を盟て、今日又生の道を説く、是れ武人の道に非ざれ

ども唯謀を出して忠義を全ふし終を能くせんと思ふが故なり、太行不
 願、細謹、大禮不辭、小讓、一焚、燬漢高を諫め、衆愚、器々、不如、一賢片言
 と正成義貞を制したるに非や、臣昨日迄城中に死んと云ふ者は、諸士の
 剛臆を伺ひ、金石の黨を結んが爲なり、果して多川月岡が一左右を頼ん
 で、假に盟約をなす者、今日登城せざる者多し、是を以て知べし、諸士の心
 術定らざる事を、兼て臣一つの大義を思ふ事有り、今日登城の面々に於
 て心を置くには、あらざれども、未陽に口外仕難し、一先づ城を開渡し、追
 て肺肝を明すべしと、内に忠信を備へ、外義言を専として説くにより、必
 死の英雄皆良雄に劣らざる者共なれば、案に相違は仕つれども、威信に
 服して諸士一同に感動し、城を渡すの衆議にそ究めける、此て各下城し
 ける中に、奥野將監河村傳兵衛進藤源四郎小山源五左衛門原惣右衛門
 後に止り、如何に御一族の御爲悪く、大學殿の害に罷成とて、亡君の遺

命なきに暗々と城を渡さんこと、指當て臣の道を失ふなれば、城中の殉
 死を之をさし置き、花岳寺の牌前にて、我々許腹搔切て泉下の君に仕ふ
 べし、神八幡も照覽あれ、存命すべき謂れ無しと、鑿に論じて止まず、其時
 良雄竊に謂て曰、事に臨で懼れ、謀を好んで成さすは、勇士の好くする處
 にあらずや、唯各の義論、兪暴虎馮河の譏りを免れず、臣が所存と謂は、城
 を無事に引渡し、暫く命を全ふして、吉良上野介を撃て、亡君泉下の憤り
 を休め、其後腹切て死せば、苔下に於ては君に拜謁して、其口を籍す、死後
 の榮名は千載を歴るとも朽ざるべしと云へば、奥野を始め列座の人々、
 臣等其義を思はざるには、あらざれども、大義の成難きを恐れてこそ、默
 止候へと各、悦ぶ事限なし、時に原惣右衛門席を前で曰、嗚呼、讎を復する
 の難き事、傳聞く勾踐は、臥薪、豫讓は、吞炭と云へり、吾黨の微運を以て高
 運、疆威の讎を闘はん事、恐らくは、遂くべからず、事遅引なる内に、若讐家

に變あらば、臍を噛むとも及ばじ、吾黨又衆多にして謀泄安かるべし、必ず事の成ざるは謀の泄安きに因る習なれば、此度殉死せずんば恐らくは武名を失はんと席を打て討論す、良雄重て曰、死生命あり、亞聖猶免れ玉はず、敵は正く父子あり、父死せば子を討つべし、吾黨の變も知ざれども例令一人二人不足すとも、其志だにあらば終には心矢石に立べし、我聞く、伍子書は楚王の屍に鞭ち、仇を復せし例もあり、必ず良將の兵を統るは、万夫を以て一夫の如くし、上下心を一つにして之と俱に死すべく之と俱に生べくして、必ず其危殆を同ふせり、務て以て人心を得て、亡君の耻を雪ぐべしと、理を盡して演たりければ、一坐の人々感涙を流し、誠にも謀り玉ふもの哉、然らば暫くの命を存へ、譬弓打れ矢究り、骨を粉にし身を醢にするとも、敵の首を切て亡君の墓に祭らずは止べからずと勇みいさんで、いざや城地を引渡すべき用意せよと、諸有司に觸て、道

橋を修し、第宅を洒掃し、官使の下向をぞ相待ける

編者曰夫武門ニ先習アリ、臣ニ托シテ城ヲ守ラシムル時、主ノ命令證書ノ如キ者至ラズシテハ、城ヲ渡ザル事古今ノ法ナリ、若又殿猛ノ色ニ脅エ主君ノ證書無キニ城ヲ開テ降ル者ハ、婦女ニ城ヲ托シタルモ同事ナリ、威彊敵、徳曰武トイヘリ、如何況ヤ威權ノ如キニ屈伏スベケンヤ、然ルニ赤穂ノ如キ、長短ノ墨付タル者無シ、良雄吉良ニ心無ンバ、必ず城ヲ開ザル事決然タリ、武人タル者ニハ斯ル心有ル事珍シカラズト知ルベシ

斯て戸田采女正氏定は多川月岡の兩使を赤穂に回し、翌四月六日の朝重ねて、徒士高田、利右衛門村岡勘介を使として赤穂に差上さる、其狀又以前の辭に違はず、多川月岡が持歸れるに同じ、則ち戸田權右衛門方へも同事なり、良雄之を見て、余りに再三なる戸田殿の裁判哉、卿使誰人の諫

にもせよ、武人の法を曲ても指揮に従へと有らんには、得こそ服すまじ
けれ、今度に於ては聊か所存あるを以て城をば渡すなりとて、其剛斷定
に制し難くぞ見えたりける

岡島匄大野大野走伊藤之家事

去程に家老大野九郎兵衛父子を不臣の棟梁として、五人の番頭伊藤五
右衛門外村源左衛門近藤源八岡林奎之助玉虫七郎右衛門は城中の會
議一言も義を重するの言を出さず、譬禽獸の名を得るとも一向に身命
を捨難く、何國の浦にも立忍で、生計をせばやとぞ支度しける、然る處に
内藏介計ひとして、城地滯なく引渡すべきに究りけるを心に悦ぶ事限
なし、爰に其比列國の諸候箋を制し、其管内の民手にある金銀を箋に換
て諸候に取り、幕府及び他邦交通の費を辨せり、因て赤穂の管内も又然

り、此時に至りて彼箋忽ち反故と成らん事を恐れ、領内の人民大に憂患
せり、大石良雄素より躬を殺しても仁を爲ん事を欲しければ、四月十二
日城中の會議一決の上、即時に奉行を召し、府庫の金銀の高を計り、民手
の箋を買取て、蚤く民の心を安せんと、札坐の奉行岡島八十右衛門に命
じ、民に出す處の札銀高を府庫の有銀に平均し、六分の積りを以て之を
渡す、札銀六百目、波又城屬の金ノ心金を以て諸士の飢寒の料に充ん事を
計る、然るに大野を始め五人の頭人等、大義の會議には後込して其場を
逃げ、用金割符と聞ては進出て配分を獲んと、其法知行高に應じて割ん
と云ふ、良雄云ふ、小臣大臣君を思ふに隔無し、其上大臣は武具家財を沽
却しても三年の間は飢べからず、小臣は家財を貯る事少し、唯人數に應
じて別つべしと云ふに、衆口甚だ喧し、素より良雄は心裕如として、追ら
ず、強に不臣をも責す利の爲に回らず、別つに多からん事を求ざれば、竟

に不臣の輩裁斷して、百石二十四兩の法を以て之を分つ、然るに管内の人民札と銀とを引換る事を聞て、我先にと錢を齎んで銀を得て歸る、錢坐の役人等邪欲を構へ、金銀を懸み逃走る奴原多かりけり、大野此由を傳聞て、岡島八十右衛門が錢坐の奉行として彼の亂盜を制し兼たるを欺り、且其身も同穴の狐なるべしなど、人中に於て悪口せり、時刻を移さず是を岡島に告る者あり、八十右衛門常樹實は原惣右衛門が弟なるが爲人清廉にして勇猛なり、此事を聞て大に怒り通例の事ならば今此場に於て事を糺すべからざれども假にも武士たる者斯る事に疑れては、擊果すより外に道なし、然れども八十右衛門が命は今天下を以て換んと云ふとも免すべきにあらず、況や大野昨日迄は君の執事、今日は無祿の獨夫と成て、我に異なる事無く、其上人面獸心なる者に於てをや、然とも如何で徒には止なんとて、四月十四日の黄昏、大野が宅に至り、岡島

八十右衛門亡君の御用有て來れりと案内す、大野彼の悪言を思當り、他出せりと云て、難を避んとす、岡島家僕に向て、亡君の爲重き御用なるぞ歸宅あらば告來るべし、必ず今宵を過すべからずと傳へよ、是より案内なくは我又夜中に於て面接すべしと云て立歸る、大野且懼れ且疑ふ、其言の如く亥の刻計に岡島又來て門を敲く、大野彌々恐怖して家僕を出し、未歸宅せざる由を告る、岡島他出の先を聞んと慕る、家僕惑ふ、岡島云ふ、汝髓に聞け、臣等忝くも君の祿を食て妻子從者を養ひ、枕を泰山の安きに置り、因て今臣等一命を以て君に奉り、生死の間に迫て進退に困めり、然るに大野臣が奉公ぶりに付て我を盜にせりと聞り、其實否を糺さん爲に來れり、正しく是は君用の重き者なり、去月十四日君東武の鬼と成らせられ、十八日に至て其訃訃を聞より死を城中に決して神文を以て盟ふ、武士の眼には金銀を以て瓦石と見るなり、大野が如く城を逃

て乞巧非人と成ても生を保ん事を計る者には似るべからず、此期に及
 で逃隠るは禽獸の所爲にも如ず、尋常に出で我に面接すべし、侍畜生を
 伐べき刀も無れば、必ず非常の舉動を爲べからずと、大に惡聲を出して
 譴けれども一言答る者も無く、鳴を靜て居たりければ、岡島大に高笑し
 て徐々とぞ歸りける、大野岡島が言を聞て大に戰慄し、其夜深更に及で
 唯一人露地口より逃出て、伊藤五右衛門が家に至り、密に隠れけるこそ
 淺猿けれ、爰に其男軍右衛門親に劣ぬ腰拔なれば、父が逃出たるに後れ
 じ、假令打殺さるゝとも一所にてこそ死んずらめと逃出けるも、又一の
 孝行と覺て可笑けれ、夫先賢も戰陣に勇無きは不孝と云へり、身體髮膚
 僉父母の遺體なり、何ぞ斯迄耻むるや、管九郎兵衛はさばかりの臆者に
 もせよ、軍右衛門少しく武人の道を思はば、父に代て義を行ひ、我身死し
 て父の不義を蔽ひ、其遺體を辱めずんば、父子俱に忠義に死たるに同じ

かるべし、末の露本の筆誰かは死ざる者あるや、寔に天地懸隔の論なり、
 軍衛門己が家財を取集め、火を避る如くに逃出けるが、幼女を乳母が懷
 に捨置て、父子夫婦鶏鳴を犯して逃出けるは、實に禽獸にも如ざる行狀
 なり

江府之俊傑到赤城並堀部父子由緒之事

爰に村松喜兵衛秀直は長矩の江戸士にて、其歳耳順に餘るといへども、
 心勇敢にして壯士を辱す、長矩の變有てより一圖に忠死を決しければ
 一先づ赤穂に馳著き衆議の宜きに從はんと三月下旬江府を發す、嫡男
 三太夫同く羈旅に赴んとす、秀直曰、汝は江府に留り、老母に仕ふべし、我
 赤穂に立越て、本城の會議を聞き、事の宜きに從ふべし、我思ふ處、大石氏
 は智者と聞えたれば、やわか赤穂に於て狗死をばせじ、必ず當地に來て

こそ功を立つべけれ、然れば汝今我と俱に到るは徒事なり、多くは我思ふ圖に違ふべからざれば、命の中に再會せん事疑ふべからずと再三之を制止す、三太夫涙を流して、父母の恩義俱に重し、然れども父の恩に如す、其上今竊旅に従ふ者は君父の恩義を取るなり、又江府に留る者は母の恩のみを取るもの也、我今輕きを捨て重きを取るべし、其上弟政右衛門を以て江府に留め候へば、老母の飢寒を救ふべしと、先に立て旅行すれば、喜兵衛今は力無く打つれて赤穂に登りけるが、四月四日に本城に到着せり、早速警紙を良雄に托て旅宿にぞ候ひける、爰に亦堀部安兵衛武庸奥田孫太夫董盛高田軍兵衛某も俱に江戸に在けるが、殊更三士は兼て刎剄の交を取て、晝夜武を講じ文を談じて互に諫つ諫られつ、其心を隔ざりけり、主君横死の後は義英の存命を憤り、如何して彼を一太方恨み、亡君の憤を休んと計れども、安井藤井怯弱にして忠死に興せず、事

を計らんとするに日數經て四月上旬まで江戸に在り、爰に於て三士相談けるは、大石内藏介は日比仁義を重じ、兵法の道は武田の洪盡武備の淵源を挹て文武を宗とせる由聞えたれば、今度の難義に於て、やわか躬を生て辱を忍ぶ心有るまじ、主君の有とせし處、今皆な無主場たれども、赤穂は元來本城なれば、是其本源の處なり、安井藤井に嗤され、今迄馳上らざるは怠れりと謂つべし、事を擧るの日といへども、赤穂に於て其本を立すんば末途べからず、武將も進發し玉へば猶豫すべき處に非ず、いざや彼地に馳着き、内藏介に熟談すべしと、三士竊に四月五日に江戸を發し、同月十四日の戌刻に赤穂に馳着き、直ちに内藏介が宅に至り案内したりければ、良雄則ち三人を書院に請じ、互に一禮畢りて三士申けるは、賤臣等常に江府に在て貴公に親み奉ずといへども、今に至ては御下知をこそ、的とは仕るべけれ、抑臣等三人が心術、君辱めに死し玉へば臣

として存命すべき理無し、何の道にも死すべき命なるをば、忠義の至極に捨申度所存に候、庶幾は吉良殿を一太刀恨み申すべき事こそ理の存する所に候べけれ、然乍道中驛々に於ては一圖に赤穂城中籠城の聞え候、如何御心術彌左様に候哉、仇を復する事と籠城との兩端、其宜きを取てこそ究められつらん、臣等は何の道にも御指揮に泄候はじ、疾にも罷登り御下知を受度存候へども、安井藤井奸佞を以て義を妨げ、復讐の計略密圖ありと告て斯く延引に及候と、義理分曉に言を盡しければ、良雄も彼等が面相を見るに、流石に死を義路に決斷し、言語に忠信の文を備へければ、良雄感激に湛ず、從容として謂て云はく、誠に各の厚義感ずるに言を知らず、世上籠城の巷説有りといへども、城に據則は叛逆の罪を免れず、又亡君の遺命無きに暗々と城を開かん事は、武夫の道に非ざれば、何も申談じ、城中に殉死せん事を數會議に及びしかども、御一門中就中

戸田采女殿の御異見嚴重にして、開城の儀少も滞あらば御一門中の難義、別して大學殿の御爲惡きに付、是非を論せず、城を開申すべきに付、是非なく開城して一先づ離散すべきに相究候と云ひければ、三士は大に當惑し、江戸に於ては安井藤井に賤され、遙々赤穂に登るといへども、良雄が今の言を聞て一言を返すにも及ばず、三人胸して良雄が宅を出で、俱に談じて曰、大石氏の心術計難し、されども殉死籠城の兩條は望絶たり、此上復讐の路絶る則は男夫の道立つべからず、奥野將監は常に義を好む者なり、彼が異見を聞かんとて彼宅に案内したり、奥野三人に面し其志を感ずといへども、素より主意内藏介に同ふして別見更に有る事なければ、三士大に力を落し、彼方此方を驅廻りけるに、良雄流石に彼等は勇士なりとて、旅館を點じて款待す、されば此三人の者共は、心以ての外に剛毅にして、所謂游侠の徒なりければ、己が主意に叶ざる事を忿り、

今赤穂の臣等俱に天を不戴の讎を抱て復讐の志までこそ非ずとも、主君の證書なきに其守城をして戎馬の蹄にかけさせ、をめぐりと城を渡んと覺悟しけるは、能も腰脱の黨類を盡したる赤穂の城中哉、由々我々三人城中にて腹かき切り、亡君の辱を蔽ふべしと、荒け無く廣言を吐きけるに、良雄は三士が斯云ふを聞て、河村傳兵衛進藤源四郎小山源五左衛門原惣右衛門等を招き申けるは、燕雀鴻鵠の心を知るべからず、江府の三士今般の開城を怯しとして、傍若無人の廣言を盡し、三人衆に拔て殉死すべき旨を申す由、寔に亂心とや謂はん、左程に拔群の志あらば、疾にも馳登て、貳心無き旨を示さば、宗徒の者とも謂つべし、片岡磯貝村松等皆最前に來て志を顯す、逸群の心だにあらば人を尤るに及ばずして、其心立らる間敷ものに非ず、人の怯弱何ぞ我身に豫めん、彼等は究て血勇の者なり、悪く近付て言を以て辱められば、無念の至たり、此後再會も

無益と大に憤つてぞ見へたりける、時に小山源五左衛門申けるは、彼等が廣言さのみ惡むべきに非ず、當家累代の臣等皆不義に陥りて逃走る者多し、彼等は正しく新參の徒なり、千里を遠しとせずして一命を輕んず、他を誹謗する事も偏に義心の剛なるより出で失禮に及べり、斯る俊粹の者に蚤く密議を知らせざるを以て、悶て法外の言語をも出すにて候、素より安兵衛は高田馬場の覺は拔群の事にて勝れたる勇士なれば、さもこそは候はめ、且仇を闘ふに及んでは、彼三人に増る斤候はあらじ、臣堀部と斷金の交りあれば、密事を論し相宥むべし、されども勇士の言如何翻すべき事知らずとて、小山源五左衛門彼等が旅宿に着向ふ、三士出て面接を取る、小山申て云ふ、兩三人の面々開城の事を怯なしとして、衆を出て志を立らるべき所存の由、近比血氣の様に覺候、内藏介内存は加様々々の深圖遠慮ある事に候、各漫りに廣言ある事を聞て、内藏介

甚だ三士の遠圖なき事を察し、却つて大事を識すべからずと遠慮せり、然しながら臣堀部氏と刎頸の因なるを以て密事を残さず申すべしとて復讐の深計、良雄が謀を帷帳の中に回し、士を試み衆を鍊るの忠畧悉く演たりければ、三人眉を翹て且感じ、且疑ふの體なり、就中堀部席を前で曰、此儀一應に信すべからず疑ふらくは是我々が殉死を宥ん爲の計なるべしと云ふ、小山重ぬて曰、各心を小めて明察あるべし、今當家の臣亡君の爲恩忠を致さんとするの術、殉死と復讐との兩條に限れり、殉死は一朝に事を終て易く、復讐は年月を経力て難し、搥じて事の成ざるは謀の泄るに出る習なれば、内藏介此に心を用ふる事、深淵に望で薄き氷を踏むが如し、さるに因て當城殉死盟約の輩といへども強に頼まれず、陽に告知せたる人、漸五七人の外に出ず、最初殉死と稱して盟約を爲たるは先豫め士の剛臆を定ん謀なり、内藏介各の義氣を感じ、仇を復す

るに至ては必ず江府の斥候卿導を命すべしと思えり、然れば各憤を押へ、一先づ江府に歸り、大義を成就すべき謀を回さるべしとぞ申ける、されども三士、勇士は言を食ざる習にて候と云ふを、小山曰、今當家の臣大石氏を以て綱令とす、然るに内藏介十一日の會議に衆に向て、明日臣登城して再び生ては城門を出じ、先達て盟約の輩、明日覺悟にて登城あれと約しけるにより、人々僉必死にして登城せり、然るに昨日十一日迄、多川月岡關東より歸らざる以前、若やと頼む心有て、日和を見合せ、神文を爲し者八九十人に及ぶ、已に二十一日の兩使が左右を聞き、忽ち心を變じ、翌日に至て早五十七人に減じければ、良雄豫め其剛臆を見届たれども未だ本心を露さず、昨日に引替て開城の事を説出す、人々大に肝を潰し、異論區々なりしかども、内藏介が下知に乖き難く、竟に開城に究りぬ、本心忠誠だにあらば、神誓を變ずるとも又可なるべしといへば、三士小

山が忠言の甚だ神妙なるを察し感心に堪はず、然らば内藏介殿に熟談して慮外ながら本心を明しあひ、假令一言を改むるとも命を義の必然に殞さんには如じと容して、此上は詮なき事ながら、當城引渡さるゝを見て關東へ赴かんと定むれば、小山は頓て辭出て、良雄に斯と告たりける、粵に堀部父子が聊か由緒を尋ぬるに、親彌兵衛金丸俸祿三百石にて、長矩の江戸留主居たり、其爲人剛毅にして武術を好み軍道に通じ長槍の藝を能す、希古の齡を踰て嗣子なし、妻は馬の豆を炊げば金丸は馬の足を洗ふ、平生武を講ずる事此の如し、然るに安兵衛武庸は本浪人にて叔父某旗本家に仕へたるに寄食せしが、一日叔父爭論の事ありて討果すべしとて高田馬場へ出向ふ、安兵衛之を聞て驚き蹟を慕ひ行きけるが、敵は父子出て武庸が叔父敢なく討れて、敵二人起去んとする處に武庸驅着け、二人の敵を手の下に伐留たり、檢使も叔父の讎と云ひ、其勇敢

義氣を感じて、大に稱美せられける、曾て彌兵衛金丸安兵衛が驍勇を愛し、知音と成て交情莫逆の因を爲り、一日金丸武庸に語りて、貴殿仕官の望ありやと問ふ、武庸が曰、兼て仕官の志ありといへども微運にして志遂難し、金丸其時祿三百石許の者兼々養子を望めり、貴殿佗名を嗣ぐ間敷やと問ふ、武庸曰、假令養子にもせよ、三百石は躬に取て過分なり、我等式たれども、偏に御荷擔を憑むと云ふ、金丸心に怡び、得心の上秘すべきに非ず、其養父と謂は則ち臣なりと云ふ、武庸當惑して、不肖の某に俸祿家名を譲り玉はんとの事實に面目の至り有難く存するなり、親類共へ申聞かせ御返答を申すべしと云ふ、金丸大に面色を變じ、以前の言語得心とあるを聞て、其養父を露せり、然らば金丸を以て貴殿の父と爲ん事を心に得られず、臣が人品を嫌るゝと覺たり、是武人の忍ざる處なるぞと、今一言を返さば其坐を避間敷勢ひなり、其時武庸大に屈伏し、御腹立

至極に覺候、余り急卒に候ひしにより、臣耆老を重ずる主意を以て、親類共に譲り御請を申さんとは申せしなり、身に取ての幸何事か是に如んとて、即時に勸盃して、父子の恩義を結ける、其後金丸武庸を迎へ取り、我女を以て之に妻せ、武庸に業を繼しめ、其身は致仕して、殘老を樂めり、然るに思はざる君主の變有て、父子相俱に忠誠の義心を盡しける

編者云、金丸ガ所爲義ノ高キ處ニシテ、武道ニ協ヘリト謂フベシ、然ルニ當世ノ風俗、錢金財貨ヲ以テ道義藝徳ヨリモ重シトシ、子ヲ養ハズシテ、錢金ヲ養フ自ラ何ゾ心ニ辱ザルヤ、然レドモ關東關西南海北陸ノ遠鄙ノ如キハ、質素ノ風化マ、殘リテ、子ヲ養テ、錢金ヲ養ズ、若夫義ヲ捨テ、錢金ヲ取ル如キハ、一向商人ノ徒ニシテ、武夫ノ心術ニ非ズ、然ルニ子ヲ養フノ安キニ居ルスラ、義ヲ捨ル者、奈何ゾ危キニ臨デ命ヲ致シヤ、堀部此ニ道義アルヲ以テ、武名全ク千載ニ輝ケリ、夫レ武夫ノ

錢金ヲ重ズルハ、躬儉約ヲ守テ、仁術ニ施シ、武備ニ貯テ、忠義ニ抛ベシ
 吝嗇ニ積テ、生ヲ偷ムノ料ト爲スベカラズ

赤城義臣傳卷之二終

赤城義臣傳卷之三

山陰南海之諸候武備並官使到赤穂事

去程に赤穂の家臣數々城中に會盟し、愁訴を幕府に達し、開城せん事を不忠として、若仁怒の公裁無らんには、籠城に及ばんの由聞えければ、一門の早馬飛楸の到る事路驛として、櫛の齒を引くに異ならず、さるに因て山陰道南海道の諸候豫め其手當をぞせられける、備前岡山の城主松平伊豫守池田綱政は其將津田左源太に命じて數百の人数を従え、領界虫上に出張せしむ、因幡鳥取の城主松平右衛門督池田吉明は物頭の武士に數百人の輕卒を差副へ、國界に出向しむ、讃州高松の城主松平讃岐

守は別將大久保主膳に令じて、兵船三十余艘を連ねて海上に陣を爲し
 めらる、阿州徳島の城主松平淡路守讃州九龜の城主京極經殿介播州赤
 石の城主松平左兵衛督、同國姫路の城主本多中務太輔、何れも艦艦を艦
 し人数を差向しむ、偕又一門よりの使者には戸田采女正より戸田權左
 衛門相村十太夫里見孫太夫戸田源五兵衛植村七郎右衛門、松平安藝守
 より小山孫六郎太田七郎右衛門古田權六郎有田市之丞珠城一左衛門
 見届の使者として、井上團右衛門丹羽源兵衛西川文右衛門、淺野土佐守
 より徳永又右衛門内田六右衛門、淺野甲斐より内藤傳左衛門海野金七
 淺野伊織より八木助右衛門長束十内、上田主水より野村清右衛門末田
 定右衛門追々に到着す、既に四月中旬に至て、官使到着と聞えければ、赤
 穂の城には諸有司に命じて、東は鷹取峠、脇坂此道、西は猪池越、木下此道
 中村川に橋を架し、龜甲川野中村、那智川、上陸村より那岐浦仕方村を過

て、岨へかゝる此等の道路を開掃し、村里に制法を正し、城下の民屋に火
 災の備をなし、人民の爭論を禁め、城の中外第宅盡く洒掃を清し、領中の
 帳簿を詳密に記し、織芥も差ふ事無き事、すなはち是良雄一人の方寸に
 出て甚だ微細を盡したり、加之盟約の黨に命じ、城上四方の門々を鎖堅
 め、一々に武備を定め、若もの事の有らん時はと、一々相圖の約束を定め、
 狭間賦城戸割有司々々に令命し、主殿の勤番嚴重に戒め、宛然君主の在
 すが如くに威儀を整ふ、既に四月十八日官使荒木十左衛門、榊原采女御
 代官石原新左衛門岡田庄太夫到着ありて、即尅城中へ案内ありければ、
 内藏介城中より出向ふ、兩官使御代官面接ありて、鈞命の趣を以て相傳
 へらる、御條目に曰

條々

一 今度播磨國赤穂城被 召上候間、萬事御法度之趣堅可相守事

一 喧嘩口論令停止之若於違背者双方可誅罰之萬一令荷擔者其科可重於本人事

一 狼不可伐採竹木並不可押買狼藉事

一 家中面々武具諸道具可任其身心家中之輩城下引拂之儀十左衛門

一 采女並御代官到着三十日可限但給人赤穂領有度輩者遂穿鑿心次第可着置立退度族者先々無違亂可借宿旨從兩人證文可遣事

一 附家中明屋敷番之儀所々町人百姓等可勤事

一 一種借之儀藏出シ借付事於無疑者當暮可爲收納事附年貢未進可持

寄事

一 未進方江取仕男女之儀主從可爲相對次第事於無其紛者普代勿論之事

一 借物者可爲證文次第事

右之通被仰出候堅可相守若令違背者可處嚴科者也

元祿十四年巳四月

榊原采女

荒木十左衛門

大石内藏介謹んで鈞命を拜聞し畏入て御受をぞ申しける將亦明十九日卯の尅を以て城地相渡可申旨を拜諾す其後四人の官使を城中に迎入れて點檢せしむ總じて領内界より赤穂の管内諸法令已下洒掃に至り知行の帳簿萬事の裁判城中城外主殿等に及で諸士の威儀禮法の嚴重なる事を四人の面々大に感心せられける已に官使長矩の居館の中を檢分し玉ふ時内藏介謹而申けるは

今度内匠頭不調法仕依之御法式之通被仰付家中之者共奉畏候松平安藝守戸田采女正江之御下知承知仕候然共大學安否之處家中之者共今以落着不仕心底指合罷有候故彈正以來從權現様御取立之家筋御

座候得者、大學二度蒙御赦免御奉公相勤候而、彌々家中之者共安心仕候様偏奉願候

と申演る、されども官使は何の返答も無く打過玉ふに、廣間を檢分の時内藏介重て申しけるは、先刻申上る如く家中の者共安心仕らざる段を聞召届けられ可被下と云ふ、時に石原新左衛門申されけるは、内藏介申分家中の諸士一黨の心底と有之事、尤無余儀覺候と許にて、兩人の官使は何の挨拶も無く下城せらる、斯て其日の黄昏に官使の本陣より内藏介を相招かれ、荒木十左衛門申されけるは、今般領内道橋以下城中城外諸事萬端微細を盡し、清廉の政法無比類仕方殆んど感入たり、則ち右の趣今日の飛書に委細江府え注進せり、就ては城内に於て願之趣一々承知せしめり、其節鈞命を捧て登城し、城中檢分の節なるを以て態と返答には及ばざりし、家臣の身として安心なきは痛く覺えたり、さるに因て

今夕の注進其趣を執事の御方へ申達せり、尤十左衛門歸府せしめば、何とぞ申立て、大學殿を世に出し、内匠頭殿の家再興の術を計り見るべしとぞ申されける、内藏介大に有難き旨を申伸る、官使重ねて宣ひけるは、家中の諸士離散の居所望に任せ、證文を出すべしと懇に申されければ、内藏介謹で領掌し、頓而官使の旅館をぞ辭し出でける

兩將被請取赤穂城並城中必死人數之事

既に其日十八日の申の尅に、脇坂淡路守安照士卒を従へ立野の城を發し、五里の路程を三時許に馳て、戌の刻應取峠より差向ひ、行伍を連ね陣を分つて城の追手に屯せり、頓て脇坂淡州安照使者を以て城中に申されけるは、當城在番の臺命を奉り、脇坂淡路守安照差向候、開城の儀は明十九日卯の刻を以て官使へ約せるの由聞届けり、彌々其趣に相違有間

鋪との一儀なり内藏介此由を聞て謹んで奉畏旨をぞ返答したりける
 摠じて脇坂家の士卒人馬兵器に至て爽にして諸人耳目を驚さすと云
 ふ事なし先後左右中軍等の差別ありて本陣の前には的幟提燈を押立
 て士卒得道具を取て下敷きすわと云は討入らんとぞ支度しける内
 藏介良雄は今宵は一大事の夜なるぞとて城中の諸士を寤させず城門
 を堅め火用心を觸て自四方を馳回る大手の城戸口に來て櫓に上り脇
 坂の陣を見下し人数を積り陣列を見定め軍法の鍛練を推計て本陣の
 的幟提燈の分野を見て寔に敵疑ひ味方定まりの術を識たる者に似た
 りと微稱し宗徒の耆老に向て云ひけるは抑本朝天正の頃迄の攻守の
 術は今脇坂家の陣勢を以ても能くすべし然ながら今臣が思慮する所
 當世の攻守は必ず陣法を嚴にするとも將士剛疆を頼みて城に向ふ者
 は必ず城を取るべからず奈何となれば城に連城銃を備ふる故に敵陣

之が爲に梁的となれり小銃は一夫を以て的として勢ひ遠きに及ばず
 連城銃大銃は陣を以て的として力數十町の外に及ぶ大銃一放せば必
 す一陣を挫ぐに足れり今城中異心を存せば石火矢を連放て一舉にし
 て敵を碎くべし是脇坂家の勇威を頼んで謀の拙なき者に似たるか開
 門は明朝卯の刻と約したれば夜中人馬を慰しめて明朝黎明に人数を
 出し城上の雲氣を見定め城の築法を察し連城銃大銃の準道を避て人
 数を押し直に城門に入るべき軍法こそ有らまほしけれ夜中に來つて
 野陣じ温濕の爲に人馬を倦しめ窮城の的となる者は謀略武術に於て
 は粗なりと云ひけるとなん寔に大石氏は忠勇無双の人傑とするのみ
 ならず兵法の奥義臨機應變の賢才とも謂つべし抑和漢本朝上は呂望
 孔明の心術陣法に則り下は孫武吳起の奇正節制に學習し思を廣遠に
 馳て近世の兵學未だ心を此に用る者無し既に孫武の拙速とする處も

火攻十三篇に決せり況や當世吾國の大銃連城銃の神速なる者に於るをや、良雄の眼最も高しと謂つべし、斯りければ城上の狭間より火影の泄るを見て、脇坂の陣にも氣遣ひけるにや、親軍の的幟提燈を消し、無形の機を示し、無窮の奇を出さん術を豫めしけるこそ、良將神變の妙用なれと、天晴勇々敷ぞ覺えける、既に東方白なんとする時に至て、木下肥後守公定士卒を従へ、嚴重の備をなして猪池越より差向はれ、使者の往反事收れば、城兵門を押開く、兩將士卒を引て入代る、其跡殿にぞ見えたりける、然るに大石内藏介を始め城中必死の黨各々城を出て直ちに立退者もあり、一先づ屋敷に立歸り漂泊の向寄を求むる者もありけり、茲に松平安藝守よりの見届の使者に來りし井上團右衛門某は、兩將城に入り玉ひ、赤穂の一落平均しければ、既に廣島に歸らんとして進藤源四郎を招き申しけるは、今般の開城御一門家の満足と云ひ、我々式も怡悅の

至り也、就ては、隣國の巷説籠城の聞え有りつるが、其姓名を記し玉はれかし、忠心人程を安藝守殿え披露し、臣又使者の名をも辱めざらん爲にと申しければ、進藤曰、否とよ籠城の義は、臣等の非義に候えば、争かざる事の候ふべき、時宜に従て城中に殉死せんと究たる事の候ひしが、左様の事をや申すべき、是も内藏介が方に録し置きたれば、彼に申して見候はんとて、良雄に此事を告る、良雄則ち辭せずして筆を執て、自ら城中殉死の黨五十七人の姓名を書し、則ち神文に血判を居て封印し、進藤に渡す、進藤傳えて井上に與ふ、其書に云

覺

- | | | |
|--------|--------|---------|
| 奥野將監 | 河村傳兵衛 | 進藤源四郎 |
| 佐藤猪右衛門 | 原惣右衛門 | 小山源五左衛門 |
| 佐々小左衛門 | 吉田忠左衛門 | 稻川十郎左衛門 |

間瀬久太夫	田中權右衛門	多藝太郎左衛門
小野寺十内	小野寺幸右衛門	渡邊角兵衛
幸田與三左衛門	岡本次郎左衛門	岡本喜八郎
里村津右衛門	岡野金右衛門	岡野九十郎
長澤六郎左衛門	平野半平	近松勘六
潮田又之丞	山上安左衛門	早水藤左衛門
間喜兵衛	間重次郎	榎戸新介
菅谷半之丞	上島彌助	中村清右衛門
灰方藤兵衛	千馬三郎兵衛	中村勘介
橋本平左衛門	仁平卿右衛門	高谷儀左衛門
川田八兵衛	久下織右衛門	大高源吾
武林唯七	貝賀彌左衛門	萱野三平

岡島八十右衛門	村松喜兵衛	村松三太夫
勝田新左衛門	矢頭長介	三村次郎左衛門
各務八右衛門	陰山惣兵衛	豊田八太夫
神崎與五郎	吉田貞右衛門	
巳上神文		

四月二十日

大石内藏介判血

井上之を懐にして頓て藝州にぞ歸りける

江府之俊傑等歸府並浪人立退赤穗事

去程に赤穂の城異儀なく兩將請取玉ひて脇坂淡州安照直ちに在番し
 玉へば木下肥州公定は本國に歸陣あり兩官使不日に幕府に歸り玉ひ、
 兩御代官は暫く滯留ありて領地の租税の雜事を改め帳簿已下内藏介

が手より請取らるべきとの儀なり、斯て江府の三士は開城の分野を見
 て、急ぎ東都に立歸らんとして二十二日に發足せんと定め、大石良雄を
 訪らひ對面しけるに、良雄も三士が忠烈を感じ、先達小山源吾左衛門よ
 り傳へ聞るゝ我等の所存なり、然る上は敢て疑はるゝ處毛頭も無之處
 なり、當地を立退き京師へ立越えなば、一先づ江府へ赴き各々諸俱に計
 略を回すべしと云へば、三士は小山が諫言と良雄が無二の忠肝との符
 合せるを聞き、怡悦する事斜ならず、復讐の約を膠漆の如くして、頓て良
 雄が宅をぞ辭し出ける、かくて其後良雄は小山源五左衛門が勸めける
 旨ありとて、三土方之銘々に切紙を送る（遂緒紀談ニ曰此書ハ則感
 也故別紙ニ送之ト云云）
 一兩日中御發足御下向之由、此度者遙々御登之儀御真切之御志感入
 候、諸事繁多之時節故緩々與不得御意殘念存候、已上

四月二十日

大石内藏介

堀部安兵衛様

尚々御發足之節面上萬々可得御意候、已上
 斯て三士は大石氏が深切を見届け、此上は一日も早く下向すべしとし
 て、二十一日に赤穂を出て東都をさして下りけるに、宗徒の者共より三
 人へ別紙に送る書狀に曰

一筆令啓上候、御道中御無事可爲御着與珍重存候、此元御發足之節者
 勿據故染々與御暇乞茂不申御殘念存候、此度之落著御家中一同之儀
 與乍申、貴様御事遙々御登之上、一入御殘多可被思召與何茂察入存候、
 御深切之御志共不及、免角感入申儀、御座候、被仰聞候思、食段々承候處
 拙者共御同意存事、御座候、江戸御發足延引心外思召候儀、御尤之御事
 御座候、是又御眞實ヲ以被盡御思慮故、御座候、拙者共儀未此許近卿罷
 在候、猶期再會候、恐惶謹言

四月二十一日

九〇

原 摠 右 衛 門
小 山 源 吾 左 衛 門
進 藤 源 四 郎
河 村 傳 兵 衛
奥 野 將 監

堀部安兵衛様

其後村松喜兵衛同三大夫も不日に關東えぞ歸りける、粵に片岡源五右衛門、磯貝十郎左衛門も江府に赴きけるが、此兩人は日比長矩に昵近し、恩顧他人に異なれば、義に走る事衆臣に超ける故、君恩を報はんに於ては他に譲らじ、人に義を制せられじと思ひ入けるにより、一番に赤穂に馳着き、本城の會議にも數々義言を出して、始終志を渝ざりけり

演義盟傳に赤城紀談を引て曰、田中貞四郎は少年の日磯貝と俱に關東に赴く、長矩に辱從し、恩顧最も深し、是を以て片岡磯貝と俱に關東に赴く、同云

具云、西山紀聞亦此の如し、然ども神崎則休が註に曰、片岡源五右衛門磯貝と云ふ者、長矩の遺骸請取人の内に見えたり、而巳編者云、田中貞四郎と云ふ事、不見え、神崎が註を解す、俟すして分曉なり

斯て官使の御裁判仁宥の爲體なりけれども、遲々として諸士の滯留然るべからずとて思々に赤穂を辭し、漂流の身とぞ成りにける、誠に盛なる者の衰ふる事珍しからずといへども、今更のやうに思はれて、流石に猛き武士も思ひ分ざる分野、見るに涙ぞこぼれける、爰に武林唯七隆重と云ふ者あり、長矩の昵近士として赤穂にありけるが、城中の會議數々席に進んで義言を出し、志厚くして良雄が指揮に従ひ、殉死盟約の隨一たり、父は渡邊平右衛門と號し、曾祖父は明人にて孟之貫と稱し、世々杭州武林の人なり、曾て日本に來て住し、終に淺野家に仕ふ、故に隆重武林を以て稱號とし、且自常に謂らく、我は戰國孟子の肖裔なりと、されば隆

九一

重壯年にして文武の藝に遊んで倦ず、其性果敢にして義に激する事甚し、開城の後父母と同く赤穂に有けるが、素より逸群の志あれば、六月下旬赤穂を出て關東に赴き、奥田堀部の勇士と齊く復讐の計をなしけるこそ頼母敷けれ

神崎則休論不臣詞並義士雁書贈答之事

夫君の徳天に則て覆ひ、臣の道地に則て載す、其祿を食み恩澤に浴して飢寒の患を知らず、枕を泰山の安きに置く、上は祖考を暉し下は部類從者に逮ぶ、然るに危に臨みて、命を致す死を偷て、殘生を忍ぶ、是國家の姦賊にして禽獸にも如ざる者也、粵に赤穂の臣の中純粹にして俊傑の者あり、純怯にして至臆の者あり、始は剛にして終に怯き者あり、さればこそ始有らずと云ふ事なし、終を克する事難しとの先言なり、其始終臆病

をなして禽獸にも如ざる者、神崎則休が憤論を得て直に爰に録す、後人豈恐れざるべけんや、然るに神崎氏が文藻に於る、急卒の際に録する故か、傳寫の誤れるか、句法文字の錯置得て曉し難き者多し、然りといへども、偶義士の筆蹟たるを以て漫りに添削するに忍びず、直ちに之を録せり、後世の君子之を訂すべし

安井彦右衛門

藤井又左衛門

大野九郎兵衛

大野郡右衛門

伊藤五右衛門

外村源左衛門

近藤源八

岡林奎之介

玉虫七郎左衛門

藤井彦四郎

多川九左衛門

近藤政右衛門

藤井又四郎

八島惣左衛門

田中清兵衛

大木彌十右衛門

中澤彌一兵衛

萩原兵介

植村與五左衛門

萩原儀左衛門

建部喜六

早川惣介

奥村忠右衛門

神崎與五郎則休曰、藤井又左衛門其質雖可為安井掠其微弱而默之嗚呼小子哉、其祖依有大功、淺野家祖長政愛之、為息采女正之附士隨一也、又不慙之乎、○安井彦右衛門其性有倭有茲、故臆而惜左右事、而使不義陷墮諸士也、其祖為淺野家枝葉、前原絕自解曰、淺野本名安井也、淺野又左而恩尤厚、忘却之哉、包不仁粕、所以汚袋破也、○大野九郎兵衛其氣濁而深、姦邪欲也、蔽人忠掩士義、當此時聚自己財、而偏謀為隱連而已、果辛巳四月十三日、忘人倫之道、抱禽獸之性、擔耻辱、辱而雖逐、電且遺孫女而捨之、周章甚矣、○伊藤五右衛門外村源左衛門岡林奎之介玉虫七郎右衛門與大野伊藤倭姦外村奸曲岡林玉虫共臆病也、○八島惣左衛門建部喜六近藤政右衛門多川九左衛門藤井彦四郎荻原兵助、或庭弱或頑愚而偏連連者也、多川既臆、心損籠城之使、失面目者也、荻原兵助弟儀左衛門

相共家富、儿未聞近州、故無物不足、兩家有大筒、當時令思如敵、脇坂買二挺鐵砲矣、諸士怒之、足輕嘆之、而責其咎、惡其不義、其言曰、五月尊靈百箇日、汝詣花俗寺、剥衣裳、為裸立、而可致拜、掛若兩匹、夫掉臂、則不用、及可用、杖打殺、○田中清兵衛植村與五右衛門早川宗介澤彌一兵衛大木彌一左衛門近藤源八、俱屬大野安井、專宗不義者也、植村倭倭逼身、追胸、無所置一軀、而竊乘小船、消其蹤跡矣、中澤者得亡家、驅送、○黃白矣、近藤者從大野、賊謀計、商家嗚呼、汝父者發名譽、西山紀、聞曰、近藤源八、父名三郎、左衛門、得たり、赤穂城本ハ屋敷ナリシヲ、故内匠頭三郎左衛門ニ命シテ、繩報セシメ、城ヲ築ケリト、西國兵學ノ徒、近藤ガ門ニ屬スル者、最繁多也、○老軍術矣、子次之顯不義於海内、學兵書、歟、今盡不忠、彰不孝、唯天道自然冥罰也、為人者不可不敬也、

自東都之三士、贈良雄以下七士、江書狀

態以飛札啓上仕候、彌御勇健可被成御坐卜、珍重奉存候、私共道中無異

儀下着仕候此表相變儀無御坐木挽町ニ而茂御機嫌相親候處ニ被爲替儀モ無御坐候間可安貴意候各様御下着何茂相待罷有候何比其表御出足可被成候哉貴報可被仰聞候

一先方前々之通相變儀不承候居屋敷之儀表向致見分候處別條無御坐候内縁承出運々懺成儀承届可申與心懸居申候急ニ承候而者世上之唱茂如何與指控申候何茂様御下向迄之内様子承繕置申度心懸申候

一淺野美濃守殿遠慮 御免御役被 召上候左兵衛殿戸田殿内藤殿ナドハ遠慮 御免 御目見者被差控由御坐候左兵衛殿御事者養子御坐候故御役被 召上候迄者無之ト風聞ニ御坐候
一御法事等之儀御免被 仰出四月十一日ヨリ同十四日迄於泉岳寺御法事有之御位牌御石塔迄目立候様御建立ニ而御坐候百箇日之

御法事六月廿日過御坐候由泉岳寺ニ而懺ニ承候

一今度何茂様爰許御下被成候者當分御宿之儀御心當御坐候哉承度奉存候御到着次第御才覺之思召寄茂御坐候者被仰聞可被下候一兩日中御借宅才覺仕候者何分茂可罷成儀ト何茂存候兎角一日茂早待請罷有候來月者御法事御逢被成候様御下着御尤奉存候
一御借宅之儀御到着前私共才覺仕差置可申哉朝夕御遣道具付相調差置可申候哉思食寄次第支度仕度奉存候尤不及申上候得共無御心置御用可被仰付候御下之儀御延引之思召候者品ヨリ一人申合罷登申儀茂可有御坐候委細貴報可被仰聞候恐惶謹言

五月十九日

奥田兵左衛門

堀部安兵衛

高田軍兵衛

大石内藏介様

奥野將監様

吉田忠左衛門様

河村傳兵衛様

進藤源四郎様

原摠右衛門様

小山源五左衛門様

追而申上候此便町飛脚ヲ以申上候貴報其元ヨリ早々被仰聞可被

下候已上

上方よりの返簡延引する事を訝り重て良雄へ一封を寄す其書曰

態以飛札啓上仕候御手前様彌御勇健被成御坐候哉承度奉存候此

表相替儀無御坐候

一五月十九日以町飛脚伏見大塚屋小右衛門方迄相頼以恐札申上候

髓ニ受取相届可申由申越候承傳候得者未赤穂在方御用向御取

懸先月中赤穂御逗留可被成由定而近々山科江御引取可被成旨其

節右之書狀進上可仕旨申越候今以不預貴報御様子無心許奉存如

此御坐候

一先頃申上候通此表御下向之砌御宿之儀無心許奉存何分茂私共御

用向可被仰聞候私共心底先頃申上候通相變儀無御坐候此度委細

不申上候於此表私共一同御手前様御下着相待罷有候兎角貴面委

細可申上候御法事之儀彌來廿三日ヨリ廿四日迄兩日御執行御坐

候此表様子委細申上度儀共御坐候得共書通ニテ難申上奉存候何

トゾ一日モ早ク御下向被成候様奉存候恐惶謹言

六月十九日

奥田兵左衛門

堀部安兵衛
高田軍兵衛

大石内藏介様

義士文通に曰、小山氏は大石良雄が叔父也、且小山興堀部交情莫逆なり、故に右同日の日付を以て堀部安兵衛より小山源五左衛門へ贈るの別書

一筆致啓上候、甚暑罷成候得共御一家様御堅固之御事承度奉存候、此表無異儀罷有候、去月十九日之連狀并御手前様格紙ニテ委細申上候、乍去狀箱上書内藏介殿一名ニテ伏見大塚屋小右衛門方江頼遣申處、内藏助殿御事去月中赤穂御逗留之由、定而近日山科江可被引取由、其節右之書狀封印之儘届可申之由、小右衛門方ヨリ申越候故、貴様江之格紙内藏殿ヨリ遅御届可被成與奉察候、右之書面御披見之上貴報相

待申候、何茂様思食立之御左右草々被仰聞可被下候、先頃申上候通御下着之砌御宿之儀私共可仕覺悟ニテ罷有候間、此節何之御遠慮無之儀御坐候、各様御勝手宜様可被仰下候、此表追而面白相聞候得共、何ヲ申候而茂各様御下向之御左右不被仰聞候故、一日々々與不快時節ヲ送申候、萬々一御下向御延引ト被仰下候者、拙者共罷登此表之様子御物語申上、是非急被思召立候様與存究罷有候、來廿四日百箇日之御法事自後室様落合與左衛門被遣等之由、去十四日御寺ニテ安井彦右衛門被出逢申談之由、右兩人被歸候蹟江三人共致參詣出家衆咄ニテ承申候、千部萬部御執行ニテ茂曾而御請被遊間敷候、無云甲斐衆中之儀定而亡君御齒切可被遊候、此儀ヲ口惜奉存三人共働罷有候、追々駈廻リ一人々々心底承候處、私共同志存究タル者唯今迄四五人ナラデハ不承届候、其外厚分別之者多御仕置ヲ相待、木挽町之御安否見届度、如

此様ヲ變渡世仕候由辯舌爽仁申者有之候故加様之故人ト出合候得者拙者共鉢ヒラキヨリ外ハ無之候左候得ハ數ナラヌ武士ニテ候得共一家一類之名迄耻敷事ヲ存再會無詮致無音候
 一最早從赤穂一兩人下申ニ付此表ニテ茂色々取沙汰仕候間各様御下向被成候者御名御改重而之書付被成可被下候加様成儀者慮外千萬推參ト奉存候得共兩人江茂申合内藏介殿江ト申上候間御時モ御坐候者宜様御取成奉頼候相互ニ此節過言申上段畢竟亡君江御奉公此節憚ヲ不願申上候
 一内藏介殿御出足付定而何茂被仰通候而之上奉察候左候者赤穂牢人ナト下向之沙汰無之様尤名名字御改被成候様可被仰談儀存候前廉内藏介殿御心ニ不被叶衆ニテ茂追而勇氣之心懸候者尤被仰談候様ニト奉存候何ヲ申候而茂小勢ニ而本望相達申儀不相見候

彼宅ニ而必死是ヲ本意ト存候者何之了簡茂不入事候得共何トゾ此上亡君之御憤ヲ休申度存念而已ニテ御座候大勢一集御下向候者目立可申旨御相談之上追々被思食立候ト致推察候先達サへ私共方ニ被仰聞候者取繕置可申候條二十人程宛御下着御心安可被思召候

一於此表假令御兄弟柄之御挨拶迎茂縁ヲ以御落着之段必々御用捨尤奉存候兎角私共ニ御任セ置可被成候申合候上ハ何分ニ茂可罷成候其許ニテ如何様取沙汰御聞被成候共僉風説ト可被思召候委細之根源者睨ト承届申上御事ニ候御氣遣被成間敷候又此書狀内藏介殿連狀之内封籠進申候去月十九日之貴報旁早々相待罷有候
 恐惶謹言

六月十九日

堀部安兵衛

小山源五左衛門様

上方の返簡益々遅れるを以て、東都の三雄大に懶がり、再び上洛し事を決断せんと議しける處に、六月下旬に及んで五月十九日の返書至る、大石内藏介原摠右衛門の兩傑より東武の三雄に對名す、其狀に曰

五月十九日之御連札令拜見候、甚暑之節候得共何茂御堅固之由珍重存候、此許御立以來御左右不承候而無心許存候處、御道中無恙御着之由一段之御事候、先頃者遙々思召立御登城御深切之至極ニ御坐候、勿據之砌故染々不得御意殘多奉存候

- 一木挽町ニテ御別條無御坐候由、被開傳之由恐悅奉存候
- 一先方御聞合候處相替沙汰茂無之、居屋鋪別條無御坐候由、令承知之内縁御聞出之由、慥成儀御聞届可被成之旨珍重存候、然共急々御聞合候而者、唱茂如何御指控之由尤候、此段不指急事候間、人間妨無

様御聞繕御尤存候

一淺野美濃守殿同左兵衛殿其外之御遠慮御免之由是者叔父分故ト

存候

- 一御法事等之儀御免ニテ、四月十二日ヨリ同十四日迄御執行有之、御石塔御位牌外聞宜建立有之由、先珍重之御事候、百今日之御法事當月廿四日ト奉察候、此御法事御免之儀、先年内藤和泉守殿之御時、永井殿ニ茂余程間有之様覺申者有之候、此度者少早御免被遊候様申候如何其元風説茂有之候哉ト存候
- 一最初得御意拙者共罷下候儀、何比罷下候哉ト被仰聞候、是又宿之儀並朝夕仕道具之儀迄、被付御心被仰聞候、段忝存候、到着候者先一兩日者各様御宅ニ御留可被下由不淺存候
- 一罷下候儀其後段々申談候處、此節大勢罷下候様ニテ者宜个間布候

結句失本意可申御沙汰共此段無余儀御異見御坐候最前ハ七八人
 許可罷下存念候處左様候者殘而之衆中方々ヨリ無聞届無差追々
 罷下候様ニ成候而者差留難可有之候畢竟此度罷下候者其元様子
 爲承合御焼香ヲ申立而之存念候最前得御意候毛頭無相違候得共
 此度罷下候趣向者前々存付候處ト少々違シテ此段書面難申述候
 兎角追付可罷下候間面上可申承候右之通付二三人同道罷下候心
 得ニテ其外之衆中江一左右次第罷下申合ニテ堅指留可申候
 一其表世間取沙汰如何御坐候哉替儀候者其内早々大塚屋小右衛門
 方迄御狀一封可被下候伏見京橋大塚屋小右衛門宛被遣候得者
 相違無之候上方表取沙汰殊外宜事而已申候而却而無心元存事ニ
 候

一内藏介儀早々罷下度存候處先月十二日ヨリ左右之腕ニ疔腫出來

一旦平愈申候處最初輕ク御坐候而保養不足申故歎餘毒殘リ又廿
 二日ヨリ再發外大成出來候而散々大切罷成暫ク平臥之體ニテ養
 生致候後之出來物者腕一面腐申候故急難愈今以療治仕候最早別
 條有間敷體ニテ候得共愈兼申候付未爰元逗留致養生候此許之仕
 廻者卿村之帳共差上先月廿二日相濟申候其外之御用向當月悉相
 濟申候存之外早相濟申ニ付早々引拂當月中ニ茂出足可仕ナド、
 存候處右寄茂無之大病不及是非候

一右之通故未何比可罷下共難申候宿之儀其元江罷下候而可得御意
 候被仰越候通各御借宅之内御尋申候而荷物等下置何方ニテ茂當
 分之宿御才覺可頼入候仕道具等之儀御調置ニ茂及不申候罷下申
 時分御案内可申候間左様御心得可被下候如形輕ク仕三人罷下候
 共上下七八人ニ不可過存候

一連名御載被下候衆中何茂爰許退散申候、今伏見大坂此邊之御藏領有之候、唯今當地宗右衛門居合候付加判仕候、且又宗右衛門ヨリ五月初生瀬治左衛門書狀一封進申候相届申候哉無心元存候、猶頓而期面上候、恐惶謹言

六月十三日

原惣右衛門

大石内藏介

高田軍兵衛様

堀部安兵衛様

奥田孫太夫様御報

追啓拙者共罷下儀延引候者爲被仰談御三人之内御一人御登可被成之由、此段必御無用可被成候、兎角申内罷下候間、茂有之間布候間、於其元可得御意候、已上

赤城義臣傳卷之四

西山狐窟濫觴並大石良雄到山科事

進藤源四郎は素より内藏介に由緒ありけるが、山城國山科郡西の山村に先祖の舊知あり、赤穂を去て彼所に往んと支度し、内藏介にも此旨を告て、臣先隱栖を求置んとて先達て彼所にぞ趣きける、爰に其比不思議なる事こそ候ひけれ、山州西の山村に一つの古所あり、其地民屋あれども無主場の地にして年貢を納むると云ふ事無く、村民其地を崇て御殿と稱す、村老が口傳に曰く、昔時後醍醐天皇の御宇一人の武將官軍に屬して此地に搆上城を築き居住せしが、其人甚だ鬼神を敬して、西の方に

は荒神南には熊野權現北には稻荷大明神山上には愛宕權現を勧請す、
 後に足利尊氏と戦て亡す其遠裔進藤源四郎と云ふ武士赤穂の城主淺
 野内匠頭に事ふと因て里民舊禮を忘れず今に至て進藤氏を以て其地
 の主と仰げりされば此地の主たる人出来る事あらば必ず微應あるべ
 しと云へり然るに其比都一條札の辻に住みける者聊か靈夢を蒙むる
 事ありて山村に至り一物を拾ひ得たり其人深く秘して利益の事あり
 と云傳へければ諸人山科の地に至て靈驗を祈る事夥し其地たるや小
 高き岳に松樹森々として寂然と物さびたり其松林の内に狐の窟餘多
 あり詣來る人供物を調來り窟に入れば狐の出で喰ふを以て願望成就
 せりとし毎月縁日を定め稻荷塚と號く試に其地の賑へる事四條五條
 の辻の如し彼岳數百年を経て住む人も無く神社の祭も絶たるに此の
 如く奇瑞ある事唯事に非ず必ず此地の主たる人改まる事あるべしと

云ひあえるに淺野長矩の凶變ありて進藤源四郎俄然として山科に來
 て居住することを不思議なれ然るに大石良雄は暫く赤穂に留まり領知
 の帳簿を御代官に引渡しけるが種借未進の百姓原一揆を興し闘争に
 逮ぶを鎮む然る所に五月中旬より左右の腕に疔瘡を患て大に痛み惱
 みけるが六月中旬に至て漸に平愈す然るに荒木十左衛門の雁書淺野
 美濃守に托して伏見大塚屋小左衛門が手に渡り程無く赤穂に達しけ
 る赤城盟傳達窓紐談を引て曰良雄上洛の時伏見に於て良雄披て是を
 讀むに過し比の一諾に違はず歸府の後内藏介願ひの趣執事の方々へ
 申演べんと思惟し熟くと思へらく各々會合の席にて申出さば互に讓
 合玉ふ事もあるべしとて執事の館を逐一に經回て具さに申達せらる
 るに快く挨拶の方も有之との懇情なる文章なり良雄涙を流し誠に大
 丈夫の一言聊あり荒木殿の芳志何の世にかは忘るべき近々江府に下

向し亡君の墳墓を拜し、大學殿の安否を伺ひ、荒木殿には拜面を以て謝すべしとて甚だ之を喜びける。斯て村々の事も治まれば、花岳寺に田地三町、高光寺に田地壹町、大運寺に田地二町、遠林寺に金子百兩、各々亡主の修堂を寄附し、六月中旬に至て住馴たる舊地を立出でけるが、扁舟に擊て遙に後を顧れば、孤城空しく煙霞の中に聳え、瀟海際無うして涙の媒となる。哀實に君在世の東行の時は、巨船に錦の纜を解き、桂の櫂蘭の漿月中に舷を控て歌ひしも、今は孤舟に躬を寄せ、數行の涙に曇りて須臾明石の浦も見へ分かず。武庫和田の御崎を漕過て大坂の津に着き、同志の隠栖を尋ね、日數を歴たりけるに、難波のよしあしも六借く、都の内は人目つゝましとて、進藤氏が所縁によりて山城國南山科の郷に於て宅地并に田圃を買ひて、忍生隱遁の計をなす。赤穂の浪人聞傳へく、尋來り、誓紙を以て復讐の志をあらわす中に、鐵肝石膽の者或は名聞利欲の

者渾じて百十余人也、岡林奎之介も來つて盟誓に及ぶ。爰に一日不審なる男一人來り、稻荷塚に詣て内藏介が行跡を尋ね、浪人の出入を問ふ。進藤是を怪み、良雄にかくと告げる。其比の巷談に、繼家の間者洛陽に來り、吳服所に有りて商人に胷せ、洛の中外に徘徊し、浪人の形勢を伺ひけるとなん。良雄此旨を聞て自ら懦夫と成つて立たざる事を示し、偏に長生後祭の術の外は他事なかりけり。

良雄寓拾翠庵並長矩墓築瑞光院事

洛陽の北天神の厨子の地に瑞光院と云ふ禪院あり、其地たるや北は紫野に連り、金毛閣雲の林に聳へ、西は今宮の行宮に隣る。竹林松樹森々として、艸路行人の跡を埋み、面壁の樞寂として更に世塵の媒を失ふ。山門の左に朝野稻荷右に拾翠菴あり、抑も此朝野稻荷と謂は、昔朝野宿禰と

云ふ人清和天皇の御胞衣を此に埋み叢祠を建る處なりと然るに豊臣公聚樂に在せし時淺野彈正長政此所に別業を構へて朝野稻荷を以て鎮守とし靈驗を得る事著し然るに朝野と淺野和訓同じきを以て世の人淺野稻荷と稱す其後聚樂の別業亡て長政の別業も俱に廢壞せり其後慶長年中大徳寺の僧逐角禪院を造りて瑞光院と號す其後年久しく看坊する僧も無かりけるが姓は本庄氏名は陽甫と云ふ沙門席を嗣で第二祖となる淺野長矩の室瑤泉院婦人父は淺野因幡守母は本庄氏にして陽甫とは族弟なり第三祖を海首坐と號す是又瑤泉院の族弟にして山崎來島等の一族なりされば瑞光禪院斯く淺野家に重縁の寺なるを以て内匠頭長矩永く百石の俸米を寄附せられて寺僧の炊汲の料にぞ充られける因て以て大石良雄山科の幽栖に住で先づ此瑞光蘭若に來り拾翠菴を假の住居とし海首坐に馴睦びけるが交情金石の徒を

誘ひ來り瑞光院の方丈に於て數々復讎の密事を談ず素より瑞光の陰地たるや深樹蔓茂として荆棘人跡を斷ち高梢颯々として夜雨樞を敲くの外は鼻の聲呼子鳥の覺束なき誠に究竟の地なりと悦び此に會議する事度々なり良雄拾翠菴にありて思へらく亡君冷光院殿の墳墓東武泉岳寺に有りて道路邂逅なれば常に拜掃する事心に任せず此の地は則ち都の内と云ひ幽邃にして殊更清淨なり素より亡主舊好の由緒あれば此寺に冷光院殿吹毛玄利大居士の墳墓を築き京畿に客たる志士の廟參に備へ復讎の廟算を爲ばやと思ひければ八月十四日亡主の忌日を以て長矩の衣冠を瘞みて標の石を建て法號官名を彫て毎月十四日拜掃常に怠る事無し因て以て墓料として白銀拾貫目を以て寄附すべしと約す

演義盟傳此ニ寄附狀ヲ載ル者未詳ナリ編者今瑞光之院主海首坐

ニ會シテ其ノ實否ヲ明カニシ此ニ録ス其寄附狀又奥ニ見ニタリ且良雄ガ遺言ヲ以テ考フルニ今義人ノ手向ヲ爲ント欲スル者瑞光院ヲ拜セズンバ有ルベカラズ亦其實事ヲ識ラント欲スル人モ又然ナリ義士院主へ遺言ノ事並ニ瑞光拾翠ノ由緒此書ノ往々ニ見ヘタリ

大野偷金夜奔事

赤城の不臣百を以て數ふる中に殊更禽獸に如ざる者には大野九郎兵衛同郡右衛門が父子也彼は正しく長矩の執事として大石良雄に肩を雙べて政事をも與り諸士の魁首として君恩他人に超たり然るに四月十四日の夜赤穂に於て岡島八十右衛門が忿言に怖れ九郎兵衛は猶子伊藤五右衛門が家に逃入り軍右衛門は何所ともなく逃迷ひけるが天道も是を惡み玉ひけるにや同國網干へ船を繋ぎけれども土民彼が不

義を惡みて栖を免さず爲方なくて大垣の津に至れども管府無ければ住する事叶はず船中に漂泊する事二十餘日已に弓折れ矢究りたる體にて舟を龜山に返さしむ本徳寺の僧侶一宿をも免さず終に行方知らずぞ成りにける賊に天地の覆載する處乾坤廣しといへども人倫の道に戻る則は天地の間に容られず昨日迄は君が録を食ひ諸有司に渴仰せられ榮貴を一城の下に暉し今日人倫の道に違へば馬夫卓郎の匹夫にだも足下に懸られ僅一身を安に處無し誠に此を以て知るべし仁義なき則は必ず人に非ざる事を親九郎兵衛が家財七十餘箇赤穂の町人大津屋十右衛門が庫に藏し軍右衛門が家財九十餘箇木屋庄兵衛が倉に藏す良雄之を聞て父子が後程を過らせんと思ひ兩家に藏したる家財の藏に封印し堅く相渡すべからざる旨を制す然る所に大野父子近藤源八渡邊嘉兵衛を伴ひ八月二十六日の夜赤穂へ來り大津屋に往て

家財を請取らん事を云ふ、兩人の商家は内藏介が命を以て答ふ、大野大に仰天し、或は怒り或は賺して之を取得んとすれども、商家大勢徒黨し敢て肯はず、父子爲方なくて其夜は彼の商家に止りぬ、夜更け人静まるを待て、竊に藏に入り、刀函を取出し、金三百兩を颯で夜に紛れ持出す、商人等大に怒り隣家を盡し追懸るに、賊は大坂の津を志し、更驚に乗り飛ぶが如くに逃行くを、大勢の商夫之を取巻き、如何に侍畜生何國に行くと、速に金子を返せ、左無くば打殺さんと脅れば、大野父子大に戰慄して顔色蒼ざめ、三百兩の金を出す、商夫金子を請取り、猶あき足すや思ひけん、彼等父子を縛て八月二十七日の白晝城下の町を引渡し、鞭を以て追放しけるは、淺猿など云ふも愚なり、大野執事の職に有りし時は、彼商人の如き者は、家門の拜趨を望て眉目とし、與鹿馬足の間に仰伏して、其威に偃り、今道に違ひ仁義に戻れば、其輩の爲に面縛せられて、巷街に鞭

たる、例希なる人面獸心なり、

進藤原赴江戸並良雄初度關東下向之事

去程に大石良雄は洛の中外に有て同士の志を計り、一圖に仇を復せんと決斷し、萬一亡君の嗣を立下されんに於ては、蚤く事を爲なば却て不忠なりと遠慮し、一旦嗣を見立て、其後こそは仇を復して腹搔切り死なんすらん然りといへども、江府の血氣の若者共、義勇を主として忠節を次にし、遠圖深慮ある事なく、一筋に仇を伐ん事を早まる、一先づ原進藤などの録たる人々罷下られ、智謀を以て之を静められよとて、先づ原氏次に進藤氏を以て關東に差向んと内談を窮む、然るに江戸の三士は良雄以下の同士下向の遲滯するを待侘る事、一日千秋の如し、再び上洛して疑ひを定めんと欲す、然る所に大石良雄原惣右衛門が六月十三日の

書狀至て三士各心を安じけるが、其後又原惣右衛門等下向すと聞へて延引する内に、九月下旬に至て原元辰は潮田又之丞中村勘介を伴ひて江府に下着す、三士は大に之を喜び、原が旅館を訪らひて取々に懣胸を演ぶ中にも、堀部安兵衛が云はく、我々赤穂に於て殉死せんと思断て候ひしを、内藏介殿の指揮に随ひ、小山氏の忠言に因て、今迄存命て後指をさくれ無念の至極なり、其砌承りたるは赤穂の城引渡され次第急に下向有て、計略を回らされ策を定めらるべき様に相聞へ、其外の言語殊更深く覺候により、我々三人早々下向に赴き候、然るに内藏殿御病氣の上は是非に不及といへども、然らば何ぞ各々の如き人々を早く差下されざるや、兎角内藏介殿の御下知無くては諸士義に走るべからず、一日も早く大石氏を呼下參らせて策を定め度候と云ふ、原潮田中村の三人も大に三士の志を感ず、時に原惣右衛門申て曰、仰の如く内藏介疔瘡を相

煩ひ大切に候ひしにより、諸事遅引に及び且又書狀を以ても度々申通せざりし、毛頭大石氏を始め我々如きに至ても大義を怠るにては無之也、必ず安心し玉へ、然りといへども忠死の衆中未内藏介が存念に相叶はざる趣と見へ、其上兎角事を急卒に謀りては、節義に叶難き由の内藏介所存に候、次には我等も左こそは存候へと云ふ、時に堀部又云はく、誠に我等の庸愚を以て數言を出す事憚に候へども、忠義の道に於ては人に譲るべからざれば、數回个様に申すに候、先づ以て上方衆は百四十里程を隔て、常に亡君の讎たる者を親りに見玉ふ事無きによりさのみ悶玉ふ事無し、我々が如きは動もすれば、俱に天を戴ざるの讎を目親見る事に候へば、一日を過す事三秋の思に候、若又讎家に變あらば臍を噛むとも益あるべからず、各々御逗留の中に夜を日に繼でも策を定むべしと齒を切て義を激す、素より奥田高田も堀部を助けて説破する事之に

同じ、原摠右衛門甚だ贊嘆して之に對す、其後三傑は上方の三士を家々に招き、酒肴を設て款待するに、日夜の會議偏に忠死の外に出ず、然るに江府の三士申しけるは、忠死一決の上は我々が殘生涯あり、近々鎌倉に立起へ、若宮八幡の神前に於て互に起請文を取換し、敵を伐損じざらん起願を籠め、次に鎌倉を一見して歸るべしと云ふ、一座の人々之に同じ、既に十月七日鎌倉に赴かんと欲する處に、上方の雁書至て進藤源四郎大高源吾下向すと聞ふ、各々大に怡悦して、先づ鎌倉の羈行を止む、既にして十月八日進藤大高著府し、諸士一同に會議するに、復讐の事彌々決し彌々精しければ、江府の三士此上は一日も早く内藏介殿を呼下し、大將を立てんと云て飛檄を以て良雄に達す、其書六日、が内に城南の山科に至れば、良雄も彼等が義氣を感じ、且其不意に勃興して事を舉ん事を恐れ、五日が間に旅粧を促して、十月二十日洛北の瑞光院に廟參し、夫よ

り直に奥野將監河村傳兵衛岡本次郎左衛門中村清右衛門を從へて十月二日に江府に到着す、堀部奥田高田を始め潮田大高武林中村等各良雄が旅館を訪らひて、長途の勞を伸べ互に相變らざる事を壽き、急に復讐の議を決定すべしと喜びて、三士其日は先づ潮田大高に言を托して立歸り、其後一檄を良雄に贈る、其禮謝の書に曰く、御手紙拜見、彌御無事之由珍重存候、此方相變儀無御座候、先以一檄被送下之、誠以御心入之段不淺、忝存候、此節御付届却而迷惑申候、御斷可申入候得共、外トハ格別之御厚志故、受用仕候、貴面之節御禮可申述候、明後十日被仰合必々御出可被成候、緩々可得御意候、萬々不能詳候、以

上

十一月十八日

高田軍兵衛様

大石内藏介

堀部安兵衛様

奥田兵左衛門様

尙々明後日者朝飯後ヨリ待入申候

義士會議良雄之旅館並不破數右衛門事

既而三士は約に應じて十一月十日午の刻に良雄が旅宿に至る、其外の義黨も豫め會す、上の間には大石良雄奥野將監河村傳兵衛進藤源四郎原惣右衛門岡本次郎左衛門、次の間には潮田又之丞中村勘助大高源吾武林唯七勝田新左衛門中村清右衛門並居たり、其時三士奥次の擱の際に倚て座中に對して申しけるは、頃日より原氏進藤氏へも段々會議せし如く、兎角此度の儀に於て事延引の論にては、利有て義の立つ事見え、不申候、唯速に發して亡君の憤を休め奉り、且つ天下の人口をも塞ぎ、身

に取つて武名を失はず、潔よく死を遂度候、然しながら良雄已下の思食當年の内などには思召立間敷御内存と相見候、我々の心底遺圖なくして、血勇に誇り一筋に取急候故、唯今月中にも事を爲度覺候間、何とぞ來春三月中と限り、速に思召立たるべきやと左右に揖して言を出す、其時良雄申しけるは、三人の存念誠に以て神妙に候、兎に角讎を復せん事は議論迄も無く、忠死を致さん事は唯銘々の心腑に有るべし、内藏介に於ては赤穂城中に於て、羽林翁の首を臣が物とするを以て出城して、人口の誹謗を辱しとせず、死を義路に決する事も又此の如し、各々敵の首を我有とし、先死を究むる事の争晚きぞや、臣に於ては來三月を以て限る事も未だ心に得ず、大學殿は正しく亡君の連枝なれば、君の家系の立たん事爰に頼あり、且荒木殿の一言捨難し、卿使俸祿は減ずるとも一度内匠頭跡目を御立下さるゝとの一事を聞て、其後早々同志の人々申合せ

て志を立つべし、人々は如何にもあれ、内藏介に於ては當三月舊君死亡の時、城地俸祿相替らず跡式御立下されたりとも、亡君の伐かけられたる敵の首は、臣ならずして誰かは伐得て其志を繼候はんや、然則は讎を復する事は論せずして分明なり、唯其遲速を謀る事は、亡家の再興忠節を能く爲んと欲するが故也、其上讎家の備未だ怠るべからず、時の至らざるに悶るは事の成間敷端なれば、只天運の循環するを待つべし、ざるに因て幾重にも密事の泄ん事を恐るゝとぞ申しける、三士重ねて申しけるは、内藏介殿の御心術忠信節義誠に以て有難く奉存候得共、三月と限る事其謂無きに非ず、其理に二つ有り、一つは亡君の一回忌に當れば大學殿の開門の御免も有るべし、二つには一回忌を待ちたれば上を蔑如にせざるの理あり、然れば則ち三月中と限り間者を入れ、若讎家守りに怠らす乗るべきの虚無き則ち天運の至るを俟つべし、人無剛愎氣有

進退と候へば何の月日と決定せざる則は、其的なくして志氣弛まらば懈に近かるべしと押返して論すれば、良雄も微笑して三士が剛断に應諾す、滿坐の輩一同に衆議を決し、三月を限つて速に取掛るべしと約す、三士大に喜び、來春は早々より上洛して萬事御下知を請ふべしと云へば、進藤源四郎申して曰、當地に於て大勢の會議然るべからず、都九山靈山偕又洛北の瑞光院などは究竟の閑地なれば、彼等の處に於て闘戦の廟算をなすべしと云ふ、時に次の間に在りし潮田中村大高席を進んで三士に向ひ、三月中の事能く決断せりやと云ふ、三士曰、否、三月中と云ふには非ず、三月を限て四月に至り早々勃興すべしとの儀なりと云ふ、潮田中村大高武林等の勇士怡ぶ事限り無し、良雄云はく、彼方の間者も心許無し、衆議一決の上在府は無益の事なるべし、各々勝手次第に歸京有るべし、我等も押付上るべしといへば、各々勸盃をなし酒酣に及んで

喜の色を動し旅館を辭し出で、其後思々に洛陽にぞ歸ける、粵に又不破
 數右衛門正種と云ふ者あり、長矩の在世に仕へて赤穂の城下濱邊の奉
 行職たり、正種壯年の游俠に任せて、士民を放恣に召使ひ游樂を事とし
 ければ、長矩忿て正種を追放たる、不破先非を悔て還仕せん事を願ふと
 いへども未だ時至らざりし、是正種が性純粹至善にして度あるが故な
 り、然るに長矩横死の後一向其恩義を慕ひて止す、幸にして今江府に在
 り、良雄下向せる事を傳聞き急ぎ旅館を尋來り、金石の志を顯して啜血
 の盟を爲ん事を乞ふ、良雄數々之を様て竟に我黨の約を免す、因て以て
 今月十四日正種を泉岳寺に偈ひ行き、舊君の墓前に於て従前の勘氣を
 ぞ申免しける、良雄も涙を流し墳墓を拜し、方丈に入つて俛儀を獻じ、神
 主を禮してぞ歸りける、此て其後良雄は一門家を問はんと、淺野土佐守
 殿の許なる瑤泉院婦人を訪らひけるに、早速面接ありて、遙々の道路殊

更寒中の勞を謝せられて紫縮緬の丸頭巾を下し賜ふ、夫より松平安藝
 守殿淺野美濃守殿同左兵衛殿を經廻し、大學殿の安否を問ひ、荒木殿に
 至り赤穂以來の懇志を謝し、榊原殿に行て往事の謝を演ぶ、皆是亡家を
 起し主君の恥を雪がんと、忠肝なり、斯て在府の事も畢れば、十一月廿
 三日進藤源四郎潮田又之丞中村勘介中村清右衛門を伴ひ、江府を出て
 都にぞ歸りける、原惣右衛門大高源五は後に残り、芝の切通にて家を買
 ひ、義士の會所又は上方より下向せる人々の假栖とす、大高源五は極月
 の初寒胃を惱て思はざるに逗留す、然る所に同月十一日上杉彈正少弼
 綱憲の願に因て、吉良上野介義英隱居、息左兵衛佐へ家祿四千貳百石高
 家の職本の如しと仰出されける、原大高具に之を聞て、同月廿五日江府
 を出て正月上旬京師に回りける

義士雁書贈答之事

自江戸之三士贈潮田中村大高寓于上方狀

先月十日之貴札同二十六日武林氏ヨリ被相渡致拜見候、先以各様道中彌御無事ニ去ル四日御上着之旨珍重存候、御用向御仕舞山科江御越進藤氏江御一宿被成、内藏介殿江御越於爰許被仰談候通御對談之上神文御連判被成候旨、委細被入御念被仰下之趣、逐一承知重疊之御事喜悅仕候、御左右早々承度相待罷有候、被仰聞不淺存候、爰許之儀追々承繕置申候

一吉良父子願之通隱居家督去十一日被仰付候、此儀先達而御承知存候、尤原氏大高氏御登之節以連書御知申上候、此一儀ニテ山科ニ而茂何之了簡永分別茂有之間敷存候、私共罷上候儀各様ヨリ御左右

原氏尤山科ヨリ之一左右相待罷有候、此御報旁正月二十日前ニ爰許江相達申様才覺被遣可被下候、兎角此御報一覽爰許出足仕覺悟ニ心得居申候、源五左衛門殿始同志之衆中江爰許落着之段被仰談候處、一同尤被思召之由、山科茂益御堅固之體相見申段寔本望之至不過之存候、殊前廉不被思召寄若衆中與力之段尤之儀存候

一兵左衛門申入候、近松勘六儀御參會被成、私父子噂被仰出候處、致怡悅候由被仰聞忝本望存候、同姓貞右衛門儀以別書不得御意候間、右御禮旁宜申上度由申候、安兵衛申上候、同氏彌兵衛御加筆之趣旁申聞候、以別紙御禮申入候

一大高氏御病氣故、原氏存之外、永逗留彼是間違氣毒存候、大高氏事當夏茂御煩、且亦此節寒中申御病氣中御旅行之様體、千萬無心許御噂而已申事御坐候、相談茂追々決定仕寄候故、同志之衆中何茂ト申内

大高氏御事別而大切成御身何トゾ御身力早御肥立候様願存候、彼是御左右被仰聞可被下候

一 淺野壹岐守殿來廿八日 御目見之筈御坐候

一 彼仁唯今者儘本庄被居候段二三箇處手筋一同候、三月中迄住居被存候、尤世上之思ハク同然候、上杉殿參府之後者住居知兼可申存候、各様御上着之砌何茂之思召、又隱居家督之左右候而、其上之顔色了簡如何違之程具被仰聞可被下候、最早此上者何見合了簡茂有之間敷存候得者、一圖之相談一決此方ニテ者存暮候、彌其趣御座候者、春早々罷登山科ニテ之御談合承合、其上ニテ各様江私共少申合度儀茂候得者、一紙ヲ以堅申合、其上ニテ艸々罷下、益方々承候様仕度存候、如何思食候哉

一 拙者共唯今之了簡者、正月廿四五日時分出足仕候様心懸罷有候、兎

角今一應皆々様ヨリ御左右次第存候、御三人様之内ヨリ早々御報相待居申候、於爰許御約束之通寺井立溪頼源五殿迄指遣申候、爰許ニテ者軍兵衛方迄御報可被遣候、恐惶謹言

十二月廿四日

堀部安兵衛

奥田兵左衛門

病氣故印形不仕候

高田軍兵衛

潮田又之丞様

中村勘介様

大高源五様

尙々小山殿ヨリ堀部方エノ御狀倉橋ヨリ相届申候、昨廿六日安兵衛薩摩河岸江罷越候而武林倉橋ナド參會申候、同志之衆中替事無御座候、已上

自大石内藏介贈堀部彌兵衛之狀

一筆致啓上候、先頃者久々ニ而得御意、大慶存候、打續甚寒候、彌御無事候哉、承度存候、拙者儀上下無滞歸着申候。

一彼御方去十一日御隱居家督無相違被仰付一段之首尾御座候旨、一昨日承之扱々珍重之御事、右之通候得者、一方最早埒明申タルニテ候、此上見合申事、木挽一段候、其許御了簡承度存候。

一普請取立申罷成候者、木挽之様子承可申事、被存候、木挽之沙汰不承普請取立段無本意候、木挽之了簡又我々思慮ヨリ十倍増ナル事、茂候哉、三人之大工衆、其外如何様之了簡候哉、承度存候。

一兼而茂申候、通普請彌取立申罷成候者、随分々々地形ヨリ念ヲ入如何茂丈夫、木柱迄茂念ヲ入候様取立可然候、危相下手大工共之了簡ニテ、只手間ヲ惜ミ、急申迄之事トハ會而不存候、念之上ニ茂念入候。

而慥日用人數ヲモ算用仕、第一地形善惡ヲ茂糺シ至極能申上取立可申事存候、是又如何思召候哉。

一隱居此上氣儘之合點ニテ我々申事承引無之候者、若且那江得ト申籠ベキ了簡ニテ候、同鋪隱居江逢申度候得共、彌氣儘ニナラレテ引籠思案迄ニテ可有之氣毒存候、サレドモ此段不及是非候間、同心無之上、若且那可申談候、兎角普請物入イトヒ不申候、幾重ニ茂々々地形カラ慥念入候而取立申儀、第一存候、下手大工共如何様進ミ申候共、奉行衆得ト申談候、上存候間、下手大工衆江得ト此段幾重ニ茂御吞込可被成候、此段第一存候。

一三人之大工衆、奉登可申トノ事候、此儀者トクト被仰談、損徳之御考、第一存候、右爲可得御意、如斯候、爰許之大工衆江茂申聞候、其許委細早々御報待入候、恐惶謹言。

十二月廿五日

堀部彌兵衛様

義士文通に曰、同日の日附にて良雄より三士へも委く申達す、事繁きを以て之を略すと云云

大石内藏介

一三八

高田軍兵衛變盟約事

去程に高田軍兵衛は堀部奥田と與に當年四月赤穂に馳着け、無二の忠義を存じ金石の志を彰しけるが、其道廢れて終に始を渝けるこそ本意なけれ、始め有らずと云ふ事無し、終を能くする事難しとの先言なり、誠に慎まざるべけんや、爰に其比御旗本組の武士に内田某と云ふ者あり、甚だ高田が材器を愛し、養子として家名を嗣しめん事を乞ふ、高田は別の所存あれば外事に托して之を避んとす、内田は高田が所存を知らず、

一向此事を云つて止す、其兄高田彌五兵衛に告て所存を問ふ、彌五兵衛實を以て告る、内田彌五兵衛に説て曰く、主君の讎を復すとあるに我何ぞ忠義を防げんや、然りといへども、此企に於ては道義に叶ひ難く覺ゆるなり、義如何と云ふに、吉良氏手を出して淺野氏を伐たらましかは、吉良は淺野の臣としては君の讎と謂ふべし、淺野氏殿中の狼藉は紛なし、故に公儀は公にして法の爲に誅に伏せり、然るを今其臣徒を結んで讎を復せんとする者は上を凌ぐなり、我又上の臣たり、争か斯る事を聞て耳を聳ん、若し點止ば忠を知らざる者に似たり、我竊に應所に訴へて無事を計ふべしと、色を變じて驚惶せるにより、高田此由を聞て兄彌五兵衛が言巷説を傳へて虚談なる由を云募て漸くに害を避るといへども、進退奈何ともすべき様無かりければ、高田も今は惑果て、堀部奥田を訪ひて云ひけるは、爰に臣が身に大なる難儀の出來たりぬるこそ當惑

一三九

至極に候へ、首尾は个様々々の趣なり、偏に是は兄彌五兵衛が危忽より
 事起りたるにて候得共、今に至ては其後を奈何とも仕難く候、志を立て
 忠義を全ふせんと欲すれば、難儀來つて同志の忠孝を防げんとす、害災
 を避て無事を爲さんとすれば、自ら義武を廢す、今は速に腹搔切て失せ
 んところ思ひ候へと、誠に余儀なくぞ演たりける、時に堀部奥田曰、斯の
 如きの事誠に容易の儀に非ず、年月を経る間に難に遇ひ、圖らざるに防
 有らん事驚くべからず、斯云ふ臣等を先として、向來計難く明日の毀譽
 を知らず、必ず心に懸ずして内田氏の心に任せられよ、同志へは追而此
 事を告ぐべし、今若足下非常の舉動あらば、猶更内田氏の忿り宥むべか
 らず、必ず短き思慮を止められよ、若此事上に旨ひて内に容す、一言を違
 へじ杯との所存もある則は、必ず足下一人の覺悟に依て諸同士の難儀
 に迫り、大事の妨となるべき間、貴殿よく此所を曉されよ、今は速に内田

氏の心術に従はるゝを以て、貴殿の忠恕にして諸同士への志を立てら
 るゝと云ふなるべし、素より餘義無き心底は、亡君尊靈も是を知食ぬと
 理を盡て諫めければ、高田今は義理に伏して自殺を留まり、盟を辭して
 交りを斷つ、嗚呼惜むべし、高田が材器を以て盟を變じ終りを能く爲さ
 る事を、唯是天命の然らしむる處にして、武運の冥加なきに似たり

萱野重次殉死並田光先生之事

赤城の臣多き中に専ら信義を能く爲し者に、萱野三平重次と云ふ者あ
 り、攝州萱野芝村の英産にて、父は萱野七郎左衛門と號して、數代の地士
 なり、大島伊勢守より俸祿を得て、芝村に住ける故に、萱野を以て氏とす、
 始め長矩事有るの日、原惣右衛門と同じく、傳奏屋敷より、早暁に馳て赤
 穂に訃音を告げ、直に城中殉死の盟を爲し、金石の志を彰はして、義黨の

随一たり、然るに、今年午の正月十四日、速に殉死しける、其由來を委く尋ぬるに、去年三月、計音の使者として百七十里程を五日に馳着る時、攝州萱野は東街より山陽道驛路の準道なれば、父母に君の凶變を告げんと思ひ、原摠右衛門に此旨を告て、徑に萱野に馳寄りけるが、既に門に入らんとする時、其前日三平が母身まがりて棺槨門を出でんとす、三平礮と行逢ひ之を問ふに、家僕涙に昏て實を告ぐる、流石の三平圖方に昏れ、呼嗟是天なる乎、命なる乎、主君の凶變に手足を惑はし、今其計音を捧て本城に至る、せめて凶事を父母に告知せ參せんと立寄たりしに、母又死し玉ひて其葬車に行逢ひぬる事、我如何なる拙き宿縁に因て、簡程に武運傾き天道に捨られけるぞやと、悲啼哀擧して叫びけるこそ、理りなれ、斯て親風も立ちつとひて、取々の愁傷中々眼をあつるに、忍びず、三平則ち事の急なる由を七郎左衛門に告て、母の死別の悲みをふり捨て、又赤穂

をさして馳下り、内藏介に黨して復讐の盟約をなし、開城の後は母の喪に走て故郷にぞ歸りける、往昔英起魯に在り、母衛に死して起喪に走らず、曾子之を謚玉ひて終に交を絶つ、今の重次は進んで義に與し退いて孝を終ふ、其高義豈稱せざるべけんや、斯て數々山科に通じ、俱に密議を談じけるが、吾黨追々東武に下り、内藏介も舊冬東行して計畧をなし、又洛陽に歸て其徒をして兩都の間を往反せしめ、近々勃興するの旨聞えければ、正月上旬父に向て、舊冬以來故側輩共と申談じ、近々關東へ下向し再び仕官を求めんと思えり、さるに因て預置たりし配金を渡し玉はるべしと云ふ、父七郎左衛門是を聞て、何々關東に赴き再び奉公を捧がんとや、今世の武士其手寄無くして江戸に下り仕官の事思ひもよらず、治世久うして國家武備に懈りあれば、器量の武夫といへども其名顯れず、民間に隠れ市に醉ふ、汝等が如き志を立て世知に疎く清廉の操ある

者猶更時に遇ふべからず無益の事に亡君の遺金を費し漂泊に倦て故郷に歸らんも見苦かるべし我齡已に老たり今熟々と汝が武運の拙き事を思ふに亡君の凶變を告て本城に來り父が家に入んとして母が葬與に逢ふ我又斯る微運の人を聞く事なし爾再び二君に仕へずして獨の鰥父を見届け父が遺田を得て生計をなすべしと理を盡して止めけるに三平心に思ふやう今父の宣ふ如く父も鰥となり玉ひてさこそは便無らめ素より我に志ある事知玉はざれば斯く止め玉ふも至極の理なりと父への忠孝君への忠義何れを捨て何れをか取らんと心一つに分兼ねければ流石三平が仁義の勇も此に剛斷せざるは誠に理にぞ覺へける三平急度思ひけるは君父の孝義庸愚の心に分別なきは理なり聖賢といへども必ず爰に於て惑ふ間敷者に非ず父素より武夫なれば復讎の義を告げたらましかば争で關東の羈行を制し玉ふべきされど

も我内藏介に神文を以て人に泄さじと盟ひたれば假令父に泄して關東に下る道ありとも泄さで死なんには如じと思ひければ竊に關關に入り腹十文字に掻切てぞ俯たりける老父闔に入て驚き側を見れば几上に一封の書あり其辭に曰

去年亡主傳奏御馳走之儀ニ付吉良上野介殿江如何様之御鬱憤被成御坐候哉於殿中被及及傷候處御同席之御方々御押留被成不被遂御本意御生害之節嘸御殘念可被成御坐段我等式迄難忍仕合奉存候故去年赤穂被召上候節ヨリ同志申合候儀有之時節ヲ考此度罷下候ニ付御暇乞ヲ茂不仕罷下候而者後日之思召茂恐多不孝之沙汰及可申處心外之儀存御暇乞參上仕候得者達而御留被成段御尤之思召入難有奉存候得共神文ニ而申合タル儀兎角難申上御心道申事ニ候思食隨候得者忠義忘申似タリ忠義立可申存候得者思召違不孝之罪猶可

被重候依之自殺仕候一通殘置候間於山科大石内藏介江早々御届可
被下候且又此度同道申合候衆尋來可申候右之衆中江茂申置度候得
共事急候間無其儀候宜御傳可被下候以上

正月十四日

萱野三平

七郎左衛門様

七郎左衛門遺書を讀既らず重次が節義を感じ涕泣愁傷せる事限り無
し親屬棺槨をしつらひ氏寺に葬り陽光院洞廓道義居士とぞ法號を稱
譽しける粵に熟往昔を思ふに戰國の末燕丹太子秦の國より歸り強秦
終に燕の國を侵さん事を恐れ始皇二十年に當て燕丹大傅鞠武といふ
者に之を謀る武が曰今燕に田光先生と云ふ者あり之を召て事を圖り
玉へと云ふ燕丹則ち田光先生を召す田光來て坐定まる太子謂て曰今
秦の勢強くして六國之が爲に呑まる燕終に立つべからず先生は國士

なり燕の爲に籌策を定めよと先生從容不迫として曰臣聞く騏驎盛な
る時は一日に馳る事千里なりといへども老衰に及ぶ則是驽馬に劣る
といへり臣も亦然り吾故人に荆軻と云ふ者あり能く秦に使して始皇
をも刺すべき者なりと太子曰再往て荆軻に我命を説と光則ち坐を起
て出でんとする時太子門に送り出て今丹が託したる言は國の大事也
先生人に泄す事なかれと光諾して荆軻が許に至り太子の言を演畢て
云はく燕丹我を疑ひて此緯を人に泄すなと云へり丹我死たりと聞か
ば人に泄ざる事を知るべしとて自刎て荆軻が前に臥たり今の三平豈
田光が下に立たんや神崎が註解にも三平殉死と書り前代未曾有の義
士也

赤城義臣傳卷之四終

赤城義臣傳卷之五

原大高歸洛並雁書之事

去程に原摠右衛門は大高源五を偲ひ、十二月廿五日江戸を出て伊勢太
神宮え參詣し、主意を遂るの祈願をこらし、正月九日京師に著し、直に兩
人山科に至り、吉良上州退隱息武衛家督相續せる旨、其外江府の分野を
告て、數度山科に會議し、大高が京師の隱栖に逗留して、正月十五日京よ
り江府の三士へ送る書狀に曰く

自京師之便、頼一筆致啓上候、改年之御慶此節、迎茂目出度申納候、各御
無事御超年可被成珍重奉存候、拙者儀舊臘之發足、源五病氣故致延引

候而二十五日致出足候、未熱茂醒切不申候ヲ、同道申候故駕籠ニテ罷登、内外之痛罷成候得共、道中江出候而氣色茂能致同道大慶存候、當春伊勢江致參宮、本意之私願仕罷上候、勢州ニテ承候得者淺野壹岐守殿廿八日、御目見被仕候由、此方之儀共御躰邊ニ付候事存、外之事候、定而木挽町之儀茂四月比者可被仰出存候

一上州本庄別屋鋪普請之儀承及、安兵衛殿江申進候間御聞合可被成事存候、屋敷引分可申事氣毒存候

一八十右衛門罷下候事、爰許江罷上承候處、舊冬山科江罷越申談候由、其内秋中ヨリ之腹中氣故又々相煩候故、遲々仕候而妻子片付候事茂博取不申候趣、御坐候先月中赤穂江罷越、妻子片付申事頼申候、當月中旬大坂致發足可罷下候、内藏介江申遣候山ニテ候、家内片付候而可罷下仕候故、彼是手間入申存候

一爰許江罷登上方衆申談候處、色々之了簡共御坐候而當惑仕候故、早速大坂江可罷下存候處、彼是仕逗留之内略申談候、尤隱居之物沙汰以來、何茂心底鬪敷罷成體相見申候、其外若輩之面々茂支度仕置候様相聞候、乍去其雄ナ指也此方之所存齟齬候處粗見申候、此段日重候而心屬候ハテハ難參候

一兼而御物語申候、通事之博行申間布候ハ、此方共許可存立意味、以上方之者共所存承届候處、此方許ニテ茂了簡落可申處、相見不申候故、彌山科衆相催不申候而者難成存候故、何廉カラク申談置候、追付御登被成直段、御聞可被成存候、其趣具不申述候
一上州御事彈正殿御登候上、願被申候而在所江引取可被申カトノ取沙汰前廉在之候、此段無心許存候、如此ニ而者何之詮茂無之事ニ候、左様之沙汰有之候者、早々被仰聞候様仕度候、此沙汰付此許催下候

杯申事ニテ、其手筈合可申ニテハ無之候得共、萬一在所ヨリ願被申事ニテ者有間布候哉、參勤之上願候得者間合可申存候、此願在所ヨリ可成筋不存候得共、御心付之爲申進候、被罷下候而入込候而者、六日之當浦ニテ候、途中者仕能可有之存候、諸事追付八十右衛門罷下候、委細可申述候間、御聞可被成候、乍然八十右衛門余程カタリコト申哉ト存候處有之心不落候、尤申談候間者無之候故、具承ホシ申儀者無之候、尙追而可得御意候、恐惶謹言

正月十五日

原惣右衛門

高田郡兵衛様 高田ガ邊盟未
 奥田兵左衛門様 上方ニ邊セズ
 堀部安兵衛様 堀部邊
 自大高源五忠雄贈江戶之三士狀 三士狀

以飛脚便、一筆致啓上候、先以新春之御慶申納候、何茂様彌御堅固御超年可被成珍重奉存候、此方別條無御坐候、山科邊其外同志之衆中無異儀候

一原氏私道中無事去九日京着仕候、其許罷立候前、私儀相煩候而内海氏藥服用仕候得共、一圓ハカ取不申候故、田代支菴申、町醫之藥相用候而致相應、少々快罷成、舊臘廿五日出足仕候仕合ニテ、段々快氣仕候キ、能序故伊勢江立寄候而神拜仕、日數積候而去九日京着、直山科江兩人參、其許之首尾先有增物語候キ、原氏私宅逗留、昨十六日大坂江下リ被申候

一去十一日於山科寄合有之候、衆中小山源五左衛門、進藤源四郎、岡本次郎左衛門、小野寺十内、原惣右衛門、拙者折節參懸リ、矢頭右衛門、七右之例坐ニテ、江戸之首尾、宗右衛門方其許逗留中、初中後相談之次

第各三人之思召宗右私所存之通諸事殘所ナク咄候而何事茂是迄
 之手當ニテ思召儘木挽町之仕組茂御見合御殘心茂無之儀急度切
 狂言ヲ思召立候様之儀一評定申談候キ其後又去十四日伏見衆京
 衆各瑞光院御佛參之辰寺井立溪方竊ニテ能會所ニ而候故寄會候
 而彌其許手遣之儀共申候キ先大概各様拙者ナド主意之通先方隱
 居有之故是切之事トノ覺悟ニ而者御坐候得共急事ヲ遂候半トノ
 筋得トカタマリ不申候何共々々ナマニ通ニテ氣毒千万存候然共
 段々勸申事候先大根之見切者覺悟能當秋迄延申サヌ事究申候而
 責而之大慶ニテ候

一岡島八十右衛門彌近日下向之筈御坐候未何日立被申候共究不申
 候其許着者三月上旬ニテ可有御坐候左様御心得可被成候各様御
 登兎角岡島罷下候而一應被仰合其許之様子茂得ト心落候上ニテ

各様御登之御合點可然様奉存候自然岡島御待合不及早御登可被
 成思食候者夫茂害成申間敷條各様御了簡次第可被成候
 一岡島未面談申候此者了簡兼而之所存トハ大キニ違候テ中々寛々
 致タル了簡共摠右衛門拙者ナド者十方無キ荒氣之様覺罷在候由
 承及申候此段ハ宗右對談之上幾重ニ茂得心致サセ可被申候ツケ
 燒刃之者ヲ頼ミ敵之仕寄案内者付置段不埒ニテ御坐候此段得ト
 其許ニテ茂御探候而岡島ヲ御試可被成候岡島江對談之上心底之
 強弱遲速之了簡得相考又追而可得御意候
 一各様慥ト思召此方茂左様存候小山氏以之外之了簡神以宗衛茂拙
 者茂我折申候人心皆加様之時節ニテ明日之事難頼候倍離テ之人
 數其許而算用入置候衆中殊外不算仕候個様之儀付又之亟勸助一
 兩日中出京京師ニ來ルヲ云之筈御坐候間申談是非義ヲ勸可申候

一吉田忠左衛門近松勘六岡島差下可被申筈大方極申候、近比珍重ニ
 而候、忠左心底得不存候、勘六今日茂申談候、彌金石之仁ニテ候、兵左
 衛門殿彌又其許ニテ可被仰談候、先此兩人衆下申儀其元ニテ茂御
 一三人之外、一切御沙汰有之間敷候、
 一預申候御狀共相届ケ申候、葦船未在京ニテ得對談致候、安兵衛殿江
 之御狀御請取可被成候、葦船茂來廿日時分赤穂江下可被申候、安兵
 衛殿御上京之節何トゾ得御意候様被致度由、安兵衛殿茂左様被成
 度旨今度被仰越候由、然共不叶用事申事茂無之候得者、夫迄葦船在
 京不勝手ニテ候由申候間、私申候者安兵衛殿御用茂外之儀ニテ者
 一有間敷候、京都滯留中宿之儀タルベク候、其段者拙者請合申候、
 仕置候、御登前御狀一通被下候者、御滯留中御宿埒明候様拙者可仕
 候、可安御心候、尤御三人御一所ニ御坐候様可仕候、京五條通東一町

目頼キラ、屋ト申旅籠屋ニテ御坐候、萬々重而可得御意候、恐惶謹
 言、
 山正月十七日
 大高源吾

高田郡兵衛様
 堀部安兵衛様
 奥田兵左衛門様

尙方御上京之節可申談候、不詳候以上、
 追而如斯相認封候而、上書仕候處、舊臘廿七日之御狀、正月九日出之由
 ニテ寺井ヨリ相届、早々拜見、各様彌御堅固珍重奉存候、併軍兵衛殿御
 病氣之様子無心許存候、常々御病氣之事ニ候間、左様之御事存候、左
 一被仰聞候御書面之内、此方ヨリ之書中ニ相認候儀者御報不申候、左
 様御心得

一彼、仁今程者本所被居候由、慥御聞届被成候由、大慶存候、此方ニテ茂寺井所ニテ其通慥承届候、尤動有之候哉、無油斷可被付御氣候、
 一各、様御登之時節者、兎角岡島罷下候而之上、上存候、御段本書申入候、
 一山科江之御狀相届可申候、アノ邊之趣者、本書申入通候、
 一小山氏ヨリ慥成書中參候由、彌以難心得候、此男内、ウチノウチノ 膺膏藥カト存候、
 此比十四日之會、十一日會ニ茂岡本ヨリ茂不出來之了簡ニテ候、旁以不届之仁ニテ候、宗衛茂我折ニテ候、
 一彌兵衛殿ヨリ御連狀拜見仕候、今日狀數取込候故、ナガラリヨク 慮外不能即報候、宜御取成奉頼候、安兵衛殿ヨリ幸右衛門方江之御加筆、奉存候由申候、
 一又之亟、勘介、山科ニテ神文仕候由御聞被成候由、私儀者未仕候、承合左様ニ茂可仕候、其許ニテ前原事神文御尤奉存候、拙者兎角此仁之

志吞込兼候、原氏潮田氏江之御狀明朝早遣可申候、御狀相達御返事迄、如此ニ候、已上

对正月十七日

源五

飛騨郡兵衛様

安兵衛様

兵左衛門様

原惣右衛門自大阪贈江戸之三士狀

極月廿七日之御連札、正月十七日京都迄相届、同十八日源五ヨリ差越拜見、又之亟、勘介方江御狀先又之亟迄廿二日便承付候而指遣申候、又之亟、勘介、正月中早々此許迄可罷出、極月申置候得共、拙者共當著アヤブミ申故カ未罷出候、
 一各様彌御堅固之由珍重存候、拙者源五廿五日出足、伊勢江馳寄致參

一宮九日京着暫致逗留當月十一日十四日上方乘致出會十六日伏見
 江下岡本次郎左衛門方致一宿申談十七日大坂之借宅江致歸宅候
 源五氣色道中江出候而結句快無恙致同道大慶仕候事ニ御座候道
 中天氣者能御座候ヒシガ寒中故朝晩致難儀候
 一為替金之埒茂明候儀上方江早速酒寄氏ヨリ申越承届候
 一岡島八十右衛門儀被仰下候通御尤御座候舊冬山科ヨリ呼被申候
 ニ付罷登委細承届罷下候由ニ御座候去秋中村清右衛門申談候時
 赤穂江妻子召連罷下片付可申トノ了簡ニ而御座候處八月ヨリ之
 病氣故カ又腹中相煩致延引候其後追而左右可仕其元ヨリ申遣置
 候届申故カ不罷下直赤穂罷在致養生候去冬山科ヨリ罷歸又相煩
 候而早春可罷下愚弟喜六方迄申越由ニテ候得共今以相見不申候
 因茲四五日以前喜六儀赤穂江差下氣色快罷成候者早々可罷登候

也今以肥塚碩庵懸療治仕罷在候者早々斷申越候得外之仁ヲ相談
 可申候罷下候而病氣ニ而者勤申間敷候間様子得ト承届參候様申
 含遣候其段内藏介殿江申通候得者八十右衛門右之通ニ候者神崎
 與五郎御申付候而相達有之間敷被存頃日與五郎見廻ニ罷登候付
 卒度口引如斯候間體ニヨリ下リ可申候彼是間違申事不運ト存候
 一淺野壹岐守殿出仕之儀勢州ニテ承届候如仰木挽町之儀者三四月
 越可申ト存候

一上州本所其儘住居之由左様可有御座候三月中之儀御紙而承届候
 四月江入候而者第一與江引取可申儀千萬無心元存候
 一各様御登候儀上方申談御左右可申由得其意存候二月入候者此方
 ヨリ御左右不申ト御登之御合點極月十四日申合候ト源五茂拙者
 茂覺罷在候付御左右申合覺悟無之罷在候此度被仰下候而此方覺

違ニテ候ト驚申候而源五方江茂申遣候早速又京江罷登源五一所
 御返答申度存候得共罷下候而問茂無之散々草臥去年爰許江罷登
 候而茂當坐者病人扱皆藥用申内罷立候而其御地江罷下候仕合ナ
 レバ外事者打捨置申候何角ト取散候世話ヲ取集一尅茂早爰許仕
 廻次第何方ゾ在中江片付申度體故駈廻申候得共埒明難ク先書面
 ニテ上方江茂通申事候扱入手仕暖ニ居申候而仕形之善惡批判已
 而仕居者茂又去年三月以來身ノアガキヲ致シ駈廻安心無之者茂
 同事キロツキタル人間ニテ奇怪存許候扱上方江御登之事幸ニ左
 右ヲ御待存候先暫御指控可然候其許ニテ得御意候通此上何之穿
 鑿無之儀候各素其通存候察之通先達隱居之儀其聞候時上方者
 一決相見事急催シ申様在之處何方如何成異見御座候歟此中者是
 非六七月迄見合可申由被申談候トノ事ニ候山科其通ニテ末々者

意味違申候哉存候處又之亟勘介申試候處茂摠體上方者前方尖存
 詰候衆茂此方之意味不同心相見申由委細物語小野寺幸右爲申聞
 候尤幸右衛門岡野九十郎儀者源五ヨリ連々申遣候而此儀一同之
 存念ニテ候其外者皆々急々之思案落不申付而勘助又之亟茂散々
 鬱陶致候而罷下候由兩人ヨリ拙者江殘置候書狀茂其通候因玆一
 往二往ニテ難致落着三度寄合候而申合候得共明白埒明不申候付
 先其通仕罷下候一朝一夕究可申ニテ茂無之候間連々被仰合候様
 其内又罷上可申談申置候衆議候間早速難決候摠體赤穂此許上方
 衆共赤穂出城之意味間悉覺違居申候拙者堅意地ナル生質故不斷
 此儀涙ヲ流申候八十右衛門杯申男カラ初而私方江申越候書面ニ
 江戸ニテ申談候處誤ト申越候此段フミタガヒ有之故候此元有之
 面々之内千馬三郎兵衛中村清右衛門共其通并若輩共茂中田藤内

矢頭右衛門七等左様聞込有之候ヲ一坐ニテ拙者段々申聞候得者皆得心仕唯今迄之心得ヲ翻シ申候間八十右衛門ニ茂面談致申合候者可致得心候得共唯今赤穂江參候間有増以書面申遣候其外早水藤左衛門茂備中江參候而居合不申候此男備中一家江暇乞參候由候

一右之通候得者今一應御左右申候上之儀可被成候唯今之通ニテ者御登被仰談候而毛何之詮茂無之費存候追付其許江篠崎太郎兵衛近松勘六ヲ先御下候而其元諸事被申談候様ニトノ事ニ候是ヲ御聞候而之上存候一儀之申合者其許ニテ茂如何様ニ茂可罷成候間先御見合被成候様ニ存候恐惶謹言

正月廿四日

高田郡兵衛様

原惣右衛門

堀部安兵衛様

奥田兵左衛門様

追啓源五右衛門貞四郎未御聞被成候由御尤存候是兵左衛門殿ヨリ十郎左衛門方江御尋被成候者大概相知可申存候別條有之間敷存候廿七日之貴札郡兵衛殿御病氣之由如何御様體無心許存候唯御本復存候

一此度此許ニテ心辭前後之始末委細相認上方江差上一決有之候様
ニ下申遣候此一通之返答ニテ大概埒明可申候拙者心腹無殘申遣候大意者木挽町見合及不申討入可申ナラバ三月ヨリ下リ候而四月羽州江引取申候共途中ニテ之勝負心懸可申候其上引取不申候者仕寄之見次第埒明可申トノ一決
一是非木挽町之首尾見申度治定候者其上ニテ討入申事罷成難キ次